

江田島市 子ども・子育て支援 事業計画

平成27年4月から
全国で
「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします!!

～健やかな子どもの育成をめざして～

地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま



平成27年3月
江田島市

ごあいさつ

我が国の少子化の急速な進展や急激な人口減少は、将来にわたる安定した経済発展や社会生活に深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

このため、本市では平成22年3月に「江田島市次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代育成に向けた施策の方向性や目標を掲げて取り組んできました。しかし、子育て支援に対するニーズは時代と共に多様化しており、女性が願いどおりに働き、結婚、出産、子育てができる切れ目のない支援の実現が求められております。

すべての子どもは次世代を担う大切な宝です。女性が子どもを産み育てることに夢を抱き、喜びを感じられる社会を創造するためには、地域全体で子育てを温かく見守ることができる風土づくりが必要であると思います。

少子化の要因は、未婚化、晩婚化や仕事と子育ての両立の難しさなどの様々な環境の変化が考えられています。今回「江田島市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で、結婚、出産、子育てを取り巻く課題を洗い出し、この課題に真っ向から取り組むことが、豊かな社会を次世代につなげる私たちの大切な役割であると強く感じています。

計画の策定作業に当たっては、子育て当事者である保護者を中心とした「江田島市子ども・子育て会議」を構成し、委員の皆様をはじめ、関係機関・団体、子育て世代など多くの市民の皆様からご意見をいただきながら作業を進めてまいりました。

この計画の基本理念である「～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま～」を実現するため、地域と行政が課題を共有し、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を図り、子育てに対する理解を深めることで、子育て家庭を温かく見守るまちづくりを全力で進めますので、市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、「江田島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました子ども・子育て会議の委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました子育て世代の方々に心から感謝いたします。

平成27年3月

江田島市長 田中 達美



～ 目 次 ～

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 【1】計画策定の社会的背景 | 1 |
| 【2】本市における子育て支援の動き | 3 |
| 【3】計画の位置付け | 4 |
| 【4】計画の期間 | 5 |
| 【5】計画の策定方法 | 5 |
| 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境 | 8 |
| 【1】人口等の動き | 8 |
| 【2】子育て支援施設の利用状況 | 14 |
| 【3】子育て支援事業の利用状況 | 17 |
| 【4】次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検・評価 | 21 |
| 【5】ニーズ調査結果から読み取れる本市の課題 | 33 |
| 【6】グループインタビュー調査結果の概要 | 45 |
| 第3章 本市における子育て支援の課題 | 49 |
| 【1】子育て支援施設の充実 | 49 |
| 【2】地域における子育て支援の充実 | 50 |
| 【3】仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） | 50 |
| 【4】放課後児童クラブの充実 | 51 |
| 【5】安心して出産と育児のできる体制の充実 | 51 |
| 【6】配慮を必要とする子どもや家庭への支援 | 52 |
| 【7】安全・安心な子育て環境の充実 | 52 |
| 第4章 子育て支援の基本的な考え方 | 53 |
| 【1】基本理念 | 53 |
| 【2】基本目標と取り組み方針 | 53 |
| 【3】子ども・子育て支援施策の体系 | 54 |
| 【4】施策の展開方向 | 55 |
| 【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり | 55 |
| 【基本目標2】子育てと仕事を両立できる環境づくり | 64 |
| 【基本目標3】子どもの生きる力を育てる環境づくり | 68 |
| 【基本目標4】親子が健やかに育つ環境づくり | 71 |
| 第5章 子育て支援施設の整備方針について | 74 |
| 【1】施設整備の基本的な考え方 | 74 |
| 【2】施設整備の方向 | 77 |
| 第6章 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策 | 81 |
| 【1】子ども・子育て支援新制度の概要 | 81 |
| 【2】教育・保育提供区域の考え方 | 88 |
| 【3】子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について | 89 |
| 【4】提供体制の確保の内容等 | 91 |
| 第7章 計画の推進にあたって | 101 |
| 参考資料 会議構成 | 102 |

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景

わが国は、急速に少子高齢化が進行し、その背景には、晩婚化・晩産化の進行等に加え、子育ての経済的負担感等、様々な社会的要因が影響していると言われています。

この課題を解消するため、国においては、平成元年の「1.57ショック^注」を機に少子化対策を本格化させ、平成6年12月には「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」を発表し、それ以降の子育て支援施策の基本的な枠組みが示されました。

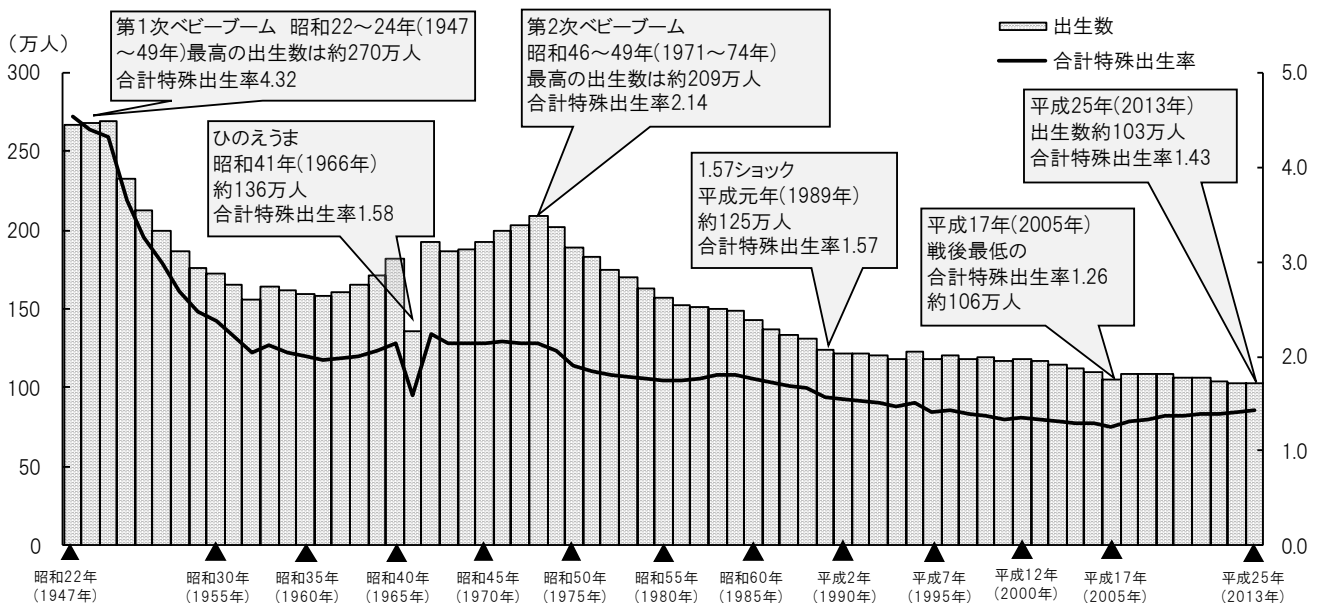
また、平成11年12月「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、その後、平成15年7月に、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長する社会を形成することを目的とした「少子化社会対策基本法」と、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化の解消に向けた取り組みを展開しているところです。

しかしながら、近年の合計特殊出生率は依然として低水準で推移し、少子化の進行に歯止めが掛かっていないのが現状であり、特に、都市部においては、待機児童問題等新たな課題が発生し、地方都市においては、少子高齢化の進行と合わせ子どもの人口が減少し、過疎化に一層の拍車を掛けている地域が多く見受けられます。

こうしたことから、環境面において仕事と子育ての両立が課題となり、安心して子どもを産み育てることができない人も多くなっています。

今後、子育ての負担感や経済的負担も増大する中で、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児疲れや虐待等の問題を発生させない仕組みづくりが必要です。

◆合計特殊出生率の推移(全国平均)◆



資料：厚生労働省「人口動態統計」

注：平成2年(1990年)に、その前年である平成元年(1989年)の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」という特殊要因によってそれまで最低であった昭和41年(1966年)の合計特殊出生率1.58を下回った衝撃を指した言葉。

こうした社会的背景や子育ての課題を踏まえ、平成 24 年 8 月、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭を支えるため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、この法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることになりました。

子ども・子育て関連 3 法

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 認定こども園法の一部改正法
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)
- 3 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

【2】本市における子育て支援の動き

本市においては、平成 22 年 3 月「健やかな子どもの育成をめざして～地域で見守り支えあう 子育てにやさしいまち えたじま～」を基本理念に掲げた「江田島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

計画では、子どもたちの健やかな成長と自立を応援するとともに、子どもを安心して産み育てられ、心豊かに育つまちづくりを、地域ぐるみで実現するための環境づくりを目指し、様々な施策を総合的に推進することとしています。

本市における子育て支援の総合的な計画

江田島市次世代育成支援行動計画（後期計画）
—平成 22 年 3 月策定—

江田島市次世代育成支援行動計画の基本理念

**～健やかな子どもの育成をめざして～
地域で見守り支えあう 子育てにやさしいまち えたじま**

しかしながら、本市における 65 歳以上の高齢者の割合は約 4 割を占め、急速な超高齢化社会が進行し、少子化の進行や核家族化、子育て家庭を取り巻く就労環境の変化、子育ての孤立感や負担感の増大等、様々な課題がクローズアップされています。

また、本市の子育て環境に視点を移すと、園児の減少に伴う保育施設の廃止や施設の老朽化、耐震化対策の遅れ等多くの課題を抱えています。

一方で、子育て世代からの子育て支援に対するニーズは多様化しており、就学前児童に対する教育・保育のあり方や安全で安心して預けられる施設の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市で生まれ育つすべての子どもが健やかに成長できる環境と、地域全体で子育てを支える取り組みのさらなる充実を目指し、「江田島市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」と表記）」を策定しました。

特に、これまでの施策の基本理念にもあるように、地域で支えあい、安心して子育てできる環境づくりをはじめ、働きながら子育てできる環境づくり等、就労環境の整備・改善や子育て支援策のより一層の充実を目指すこととします。

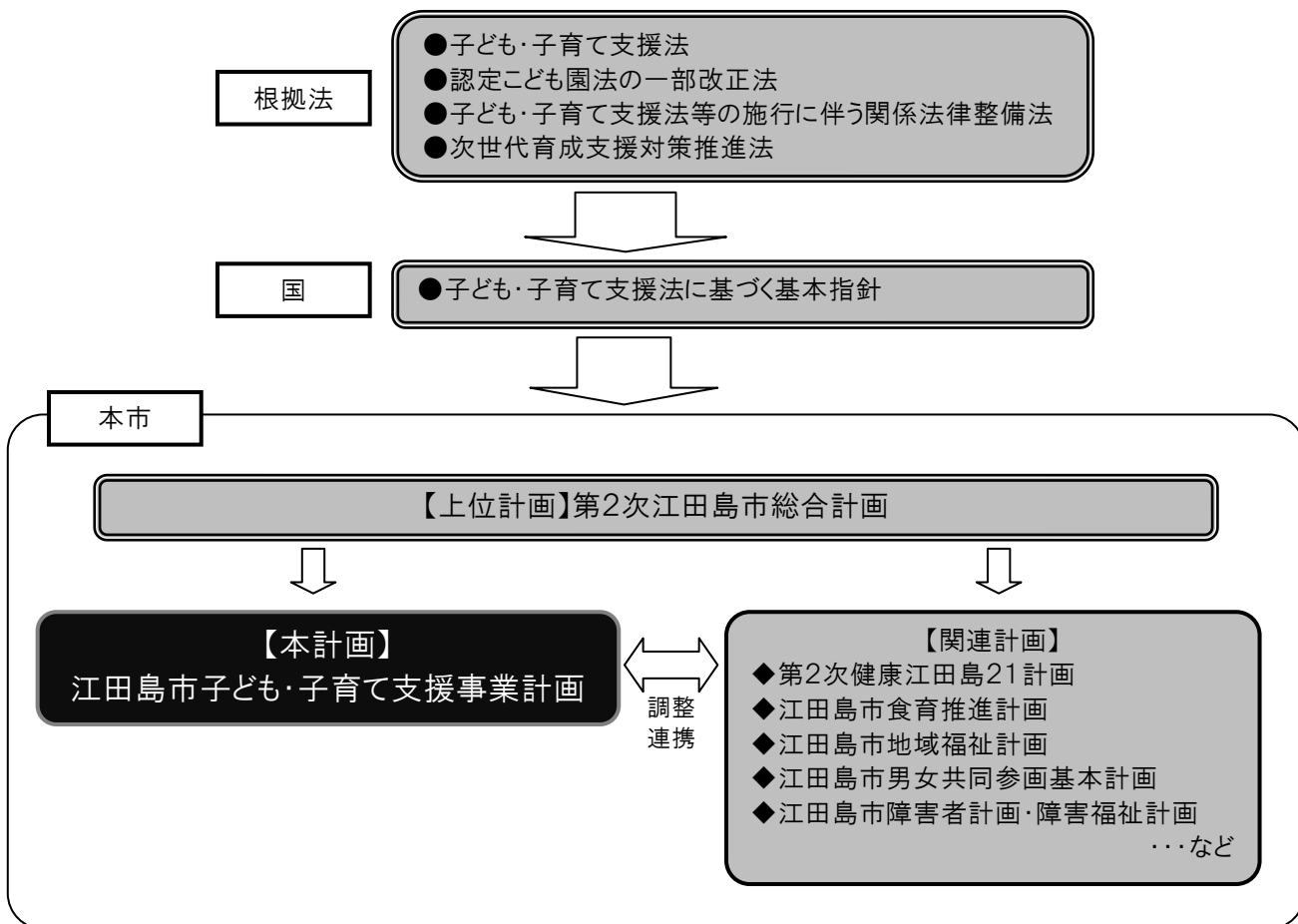
【3】計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。

その上で、国が示した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即し、計画期間における「子どものための教育・保育給付（子育て支援施設への入所支援）」及び「地域子ども・子育て支援事業（子育て支援のための施策や事業）」の事業量の見込み、並びにそれらの提供体制を確保する方策を定めます。

なお、本計画の上位計画である「第 2 次江田島市総合計画」をはじめ、「第 2 次健康江田島 2 1 計画」「江田島市地域福祉計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮し、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

◆関連計画との整合イメージ◆



【4】計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、平成 31 年度に、それまでの取り組みについて評価・見直しを行い、平成 32 年度からの次期計画につなげます。

| 平成 27 (2015) 年度 | 平成 28 (2016) 年度 | 平成 29 (2017) 年度 | 平成 30 (2018) 年度 | 平成 31 (2019) 年度 | 平成 32 (2020) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 | 平成 34 (2022) 年度 | 平成 35 (2023) 年度 | 平成 36 (2024) 年度 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 本計画 | | | | | | | | | |
| | | | | 見直し | 次期計画 | | | | |

【5】計画の策定方法

1 次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検・評価

現在、様々な子育て支援の取り組みについては「江田島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき施策を展開し、毎年度、事業ごとの成果と課題を抽出し、検証を踏まえながら見直しを進めてきました。

本計画の策定作業を進める際においても、これまでの取り組み内容を点検し、評価を踏まえた上で策定することとします。

2 利用意向把握調査「ニーズ調査」の実施

本計画の策定に当たり、市内の就学前児童及び小学校 3 年生までの児童を持つすべての保護者に対し、現在の就労状況や子育て支援施設・事業の利用状況及び今後の利用希望や子育てに関するニーズ等のアンケート調査を実施しました。

アンケートの内容については、「国のモデル調査票」を基に本市独自の設問を加えて設計しました。

なお、このニーズ調査結果は計画策定の基礎資料とするため、すべての対象者にアンケートを配布し、より多くの市民ニーズを把握した内容となっています。

| 調査名称 | 就学前児童保護者調査 | 小学校児童保護者調査 |
|------|---------------------------|-----------------------|
| 調査対象 | 0歳から小学校入学前までの子どもがいるすべての家庭 | 小学校1～3年生の子どもがいるすべての家庭 |
| 調査方法 | 郵送及び保育園等の施設を通じた配布・回収 | 郵送及び小学校等の施設を通じた配布・回収 |
| 調査期間 | 平成 25 年 11 月～12 月 | 平成 25 年 11 月～12 月 |
| 配布数 | 653 件 | 418 件 |
| 回収状況 | 389 件 (59.6%) | 325 件 (77.8%) |

3 グループインタビュー調査の実施

子育て支援のあり方や、子育て支援事業への取り組みについて、利用者の立場から直接意見を聴取することで、施策の実施に向けたヒントやキーワードを得るため、グループインタビュー調査を実施しました。

この調査により、ニーズ調査では見えてこない利用者の声を聞くことができました。

| 調査名称 | 江田島市子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのグループインタビュー調査 |
|------|---|
| 調査対象 | ①保育園入園児童の保護者（4名） ②子育て支援センター利用者（2名） ①+②合計6名 |
| 調査方法 | ■グループインタビュー調査 グループインタビュー（G I）調査とは、座談会形式の小集団面接調査です。具体的には、1グループ6名程度の対象者を呼集し、司会者（モデレーター）の進行によって様々な意見やアイデアを聴取する「定性的な」調査手法です。 アンケート調査のように大量のサンプルを集計するものではなく、あくまで政策上のヒントやキーワード等意識的な側面を探るための調査です。 |
| 調査期間 | 平成26年7月17日（木） |
| 実施場所 | 江田島市子育て支援センター |

4 子ども・子育て会議による策定体制

本計画の策定に当たっては、利用者の実態や意見等を把握するため、ニーズ調査やグループインタビュー調査を実施し、その結果を踏まえ「江田島市子ども・子育て会議規則」に基づいた、公募による市民、保育園の保護者、学識経験者、各種団体関係者、保育士等幅広い市民で構成した「江田島市子ども・子育て会議」に諮り、審議を重ね策定しました。

◆江田島市子ども・子育て会議の開催経緯◆

| 実施期日 | | 主な審議内容 |
|------|----------------------------|---|
| 第1回 | 平成25年 9月30日(月) 午後2時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選出等 ・子ども・子育て会議の設置主旨等について ・子ども・子育て会議の審議事項について ・策定スケジュールについて |
| 第2回 | 平成26年 2月18日(火) 午後2時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果の概要について ・子ども・子育て会議の進め方について ・子ども・子育て支援新制度の概要について ・市内保育施設の現状等について ・人口推計について ・財政の現状と見通しについて |
| 第3回 | 平成26年 3月20日(木) 午後2時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設・保育サービスのあり方について ・子育て支援施設のあり方について |
| 第4回 | 平成26年 5月20日(火) 午後2時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設・保育サービスに関する計画案の審議 ・子育て支援施設のあり方について |
| 第5回 | 平成26年 6月26日(木) 午後2時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設のあり方に関する計画案の審議 ・その他施設・支援機関のあり方について ・グループインタビューの実施について |
| 第6回 | 平成26年 10月9日(木) 午後2時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・グループインタビューの結果報告 ・子ども・子育て支援事業計画(案)の修正 ・新制度施行後の保育施設の運営方法について ・市長への答申内容の審議 |



第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

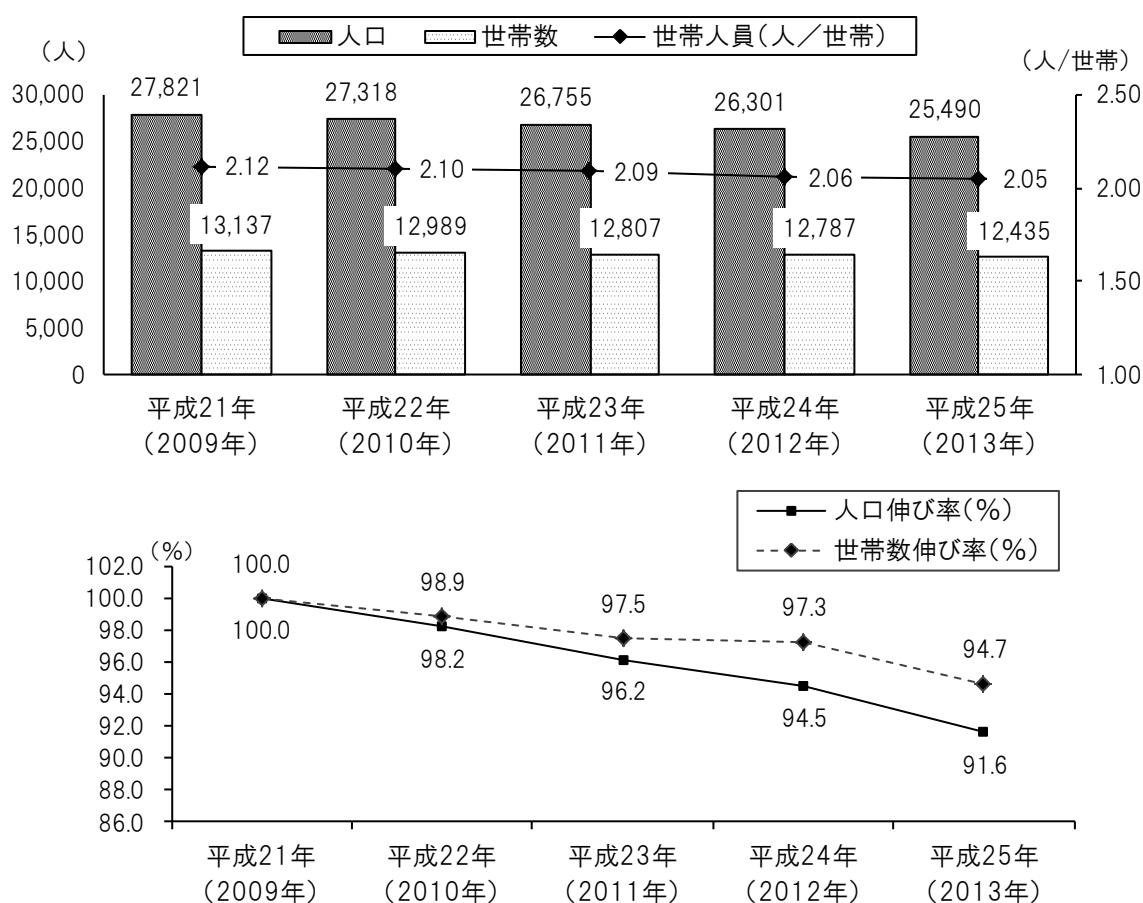
【1】人口等の動き

1 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成25年3月現在で25,000人あまり、この5年間で約2,300人の減少（平成21年を100.0とした場合91.6）となっており、近年、急速に人口減少が進行しています。

また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成21年の2.12人から平成25年で2.05人となっており、緩やかに小家族化傾向が進んでいます。

◆人口・世帯数の推移◆



| | 平成21年 (2009年) | 平成22年 (2010年) | 平成23年 (2011年) | 平成24年 (2012年) | 平成25年 (2013年) |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人口 | 27,821 | 27,318 | 26,755 | 26,301 | 25,490 |
| 世帯数 | 13,137 | 12,989 | 12,807 | 12,787 | 12,435 |
| 世帯人員(人/世帯) | 2.12 | 2.10 | 2.09 | 2.06 | 2.05 |
| 人口伸び率(%) | 100.0 | 98.2 | 96.2 | 94.5 | 91.6 |
| 世帯数伸び率(%) | 100.0 | 98.9 | 97.5 | 97.3 | 94.7 |

資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

2 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。

また、転入、転出からみる「社会動態」についても、転出者数が転入者数を上回るマイナスを示し、今後も転出超過傾向は継続することが予想されます。

平成 24 年度の数値では、自然動態がマイナス 318 人、社会動態がマイナス 502 人であり、合計 820 人の人口減少となっており、人口減少数は、前年度に比べ急激に増加しています。

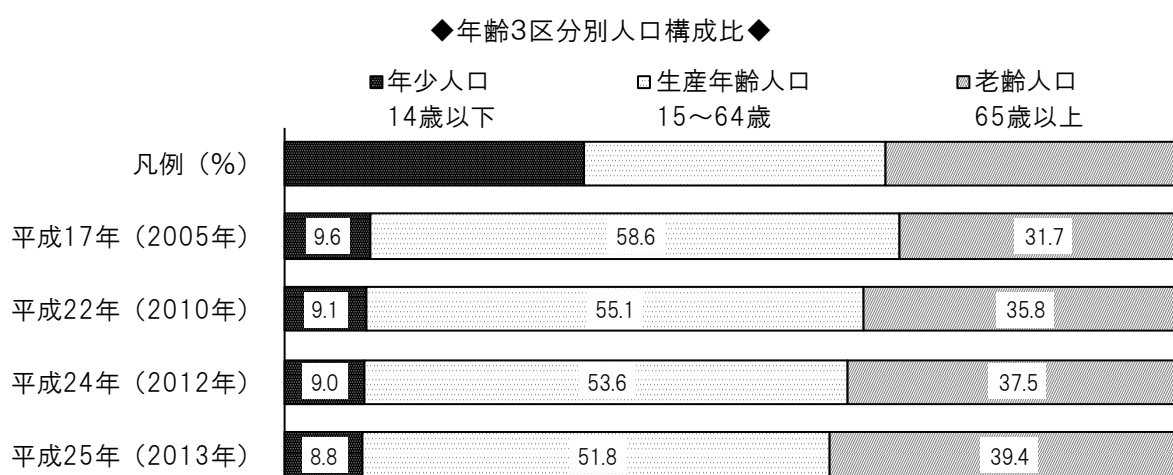
| | 自然動態(c) | | | 社会動態(f) | | 人口動態(g) | |
|-----------------------|---------|---------|------|---------|---------|---------|------|
| | 出生者数(a) | 死亡者数(b) | | 転入者数(d) | 転出者数(e) | | |
| 平成 21 年度 (2009 年度) | 143 | 458 | -315 | 1,387 | 1,588 | -201 | -516 |
| 平成 22 年度 (2010 年度) | 146 | 468 | -322 | 1,309 | 1,543 | -234 | -556 |
| 平成 23 年度 (2011 年度) | 154 | 480 | -326 | 1,468 | 1,600 | -132 | -458 |
| 平成 24 年度 (2012 年度) | 129 | 447 | -318 | 1,027 | 1,529 | -502 | -820 |

注:(c)=(a)-(b), (f)=(d)-(e), (g)=(c)+(f)
資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

3 年齢別人口構成

本市の高齢化率（65 歳以上の人口構成比）は、毎年増加傾向で推移し、平成 25 年 3 月現在で 39.4%と、ほぼ 4 割を占めています。

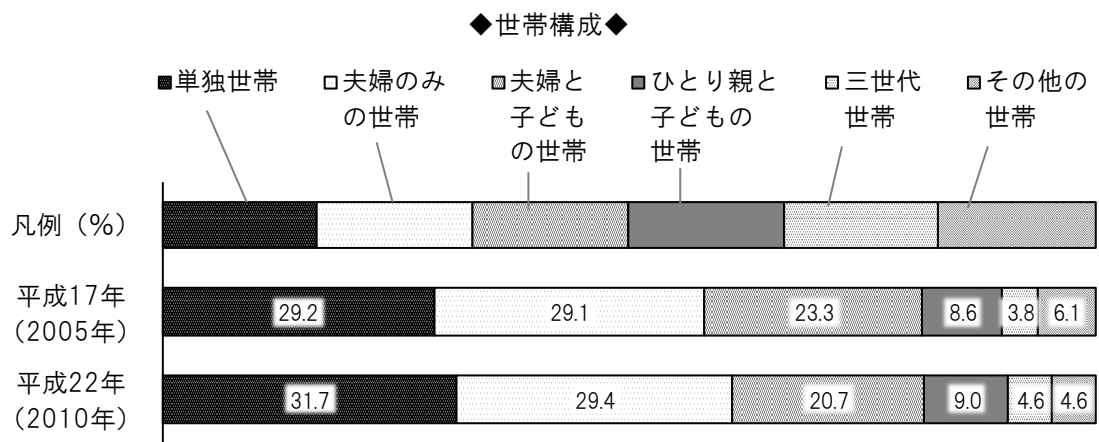
一方、14 歳以下の年少人口は減少傾向で推移していることから、本市においても顕著な少子高齢化の進行が伺えます。



資料:住民基本台帳(但し、平成 17 年と 22 年は国勢調査)

4 世帯構成の状況

世帯構成を5年間の推移で見ると、「夫婦と子どもの世帯」が減少しており、「単独世帯」等の増加が見受けられます。

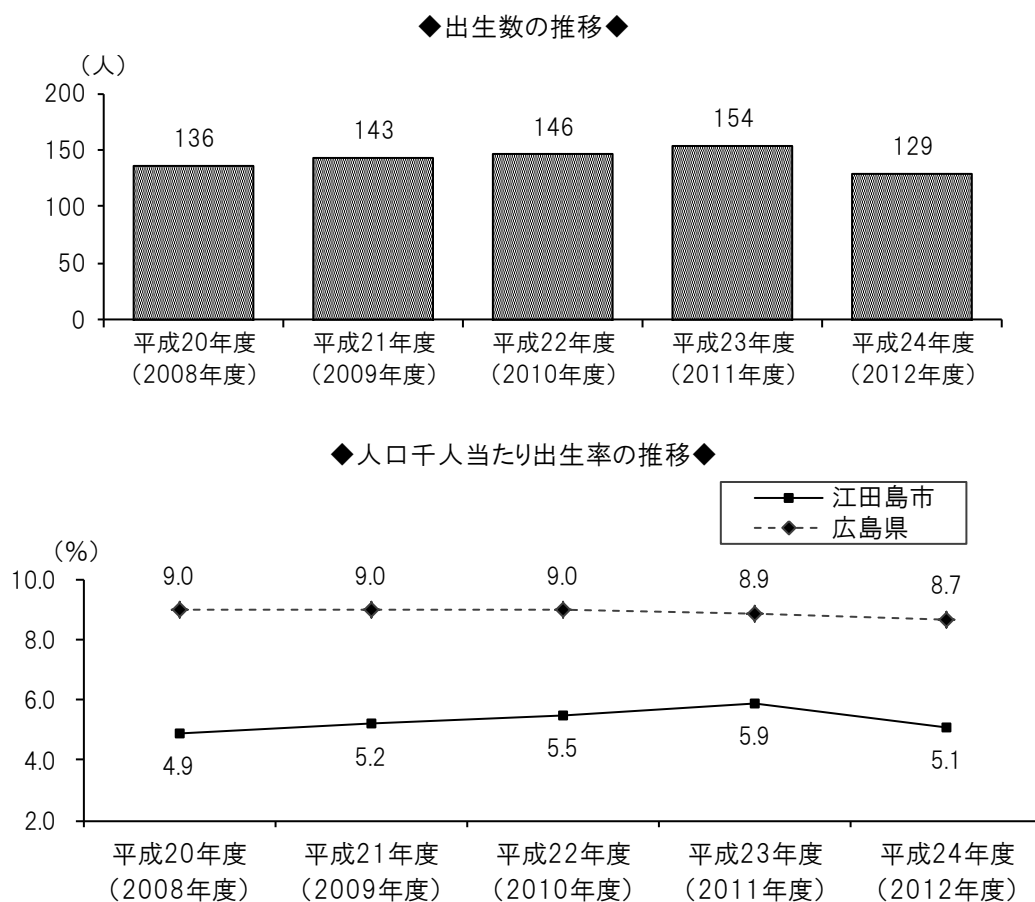


資料: 国勢調査

5 出生数の推移

出生数は、近年増加傾向で推移していましたが、平成 24 年度は減少に転じ、過去 5 年間で最も少ない 129 人となっています。

また、人口千人当たりの出生率は、広島県の平均を下回って推移しています。



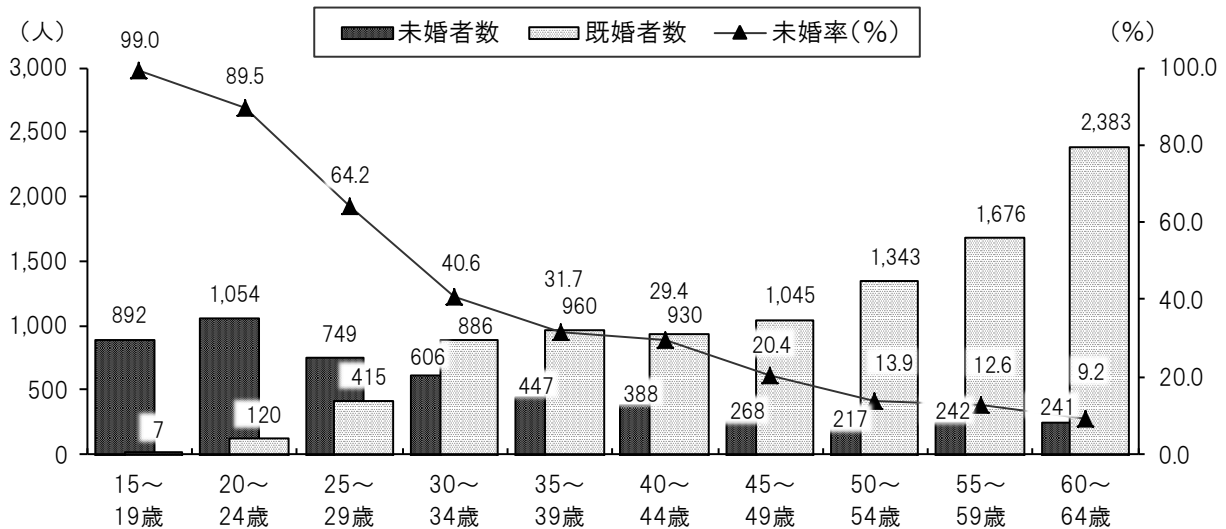
資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

6 婚姻件数等の推移

本市の婚姻件数は、近年、年間110件前後で推移していますが、未既婚者数を年齢別にみると、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っており、30歳代の前半になるとそれが逆転します。

また、30歳代前半ではおよそ6割が既婚者ということになり、婚姻の中心的年齢層であることが分かります。

◆年齢別未既婚者数と未婚率◆



資料：国勢調査(平成22年)

未婚率を5年間の推移で見ると、特に婚姻の中心的年齢層である「30歳代前半」では、近年男女ともに未婚率に増加が見受けられます。

また、女性の場合30歳代前半に加え、20歳代前半や40歳以上の未婚率の増加も目立っており、本市でも緩やかに晩婚化が進行していることが伺えます。

◆性別・年齢別未婚率の推移◆

| 男性未婚率 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成17年(2005年) | 99.9 | 93.4 | 74.3 | 45.2 | 40.9 | 27.9 | 19.5 | 20.4 |
| 平成22年(2010年) | 99.1 | 91.7 | 70.6 | 45.3 | 38.9 | 36.5 | 27.6 | 18.7 |

| 女性未婚率 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成17年(2005年) | 99.5 | 85.3 | 58.5 | 29.1 | 23.5 | 11.8 | 9.8 | 5.6 |
| 平成22年(2010年) | 98.9 | 85.4 | 54.2 | 33.2 | 23.0 | 20.5 | 12.2 | 9.4 |

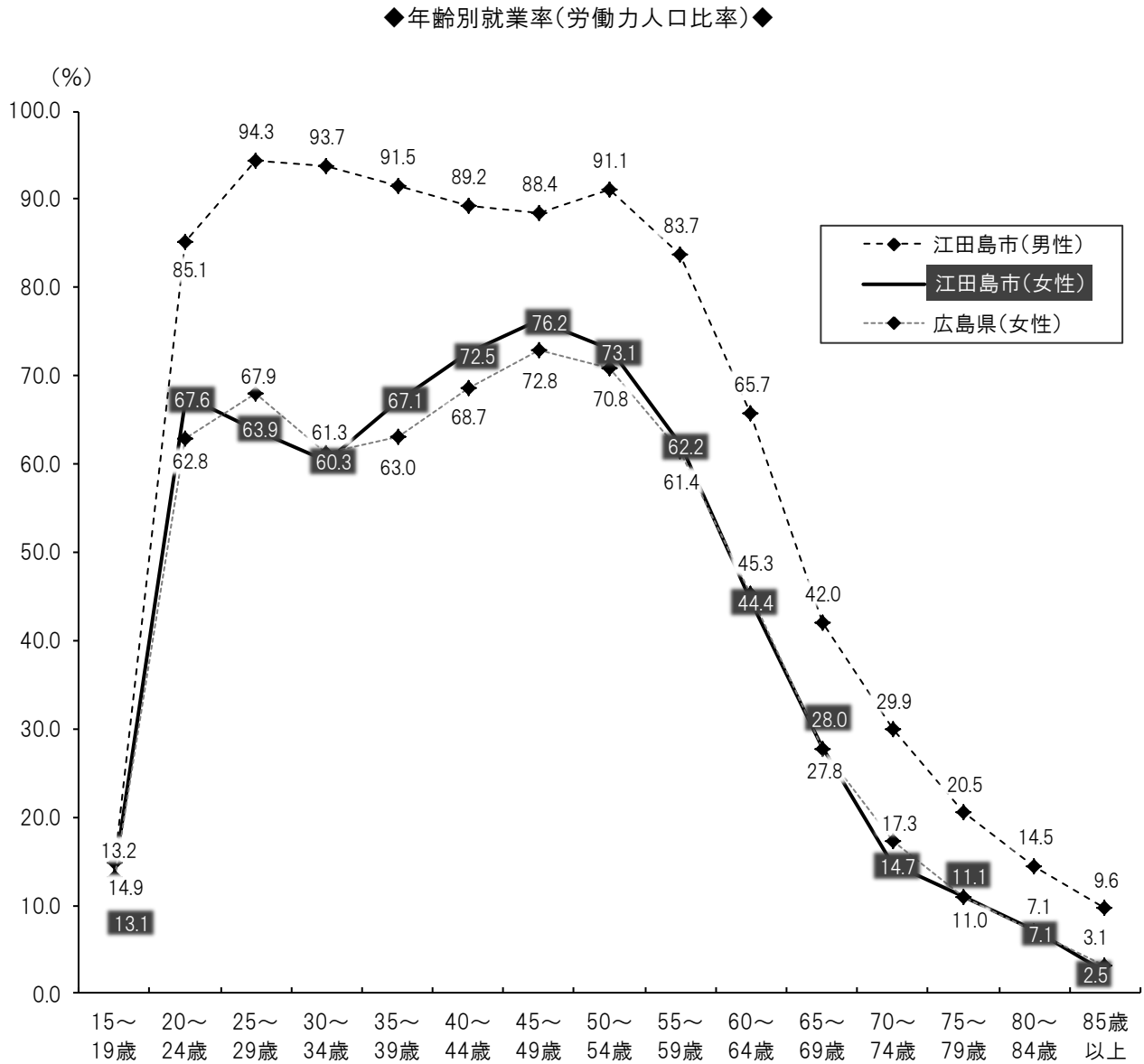
注：表中の網掛けは、平成17年と22年の数値を比較して、高い方を示す。

資料：国勢調査

7 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦減少し、その後、再び上昇をみせるいわゆる「M字カーブ」の状況にあります。

一方で、女性の就業率は、35歳以上において県の平均を上回っていることから、子育て中の共働き世帯が比較的多い地域であることが伺えます。



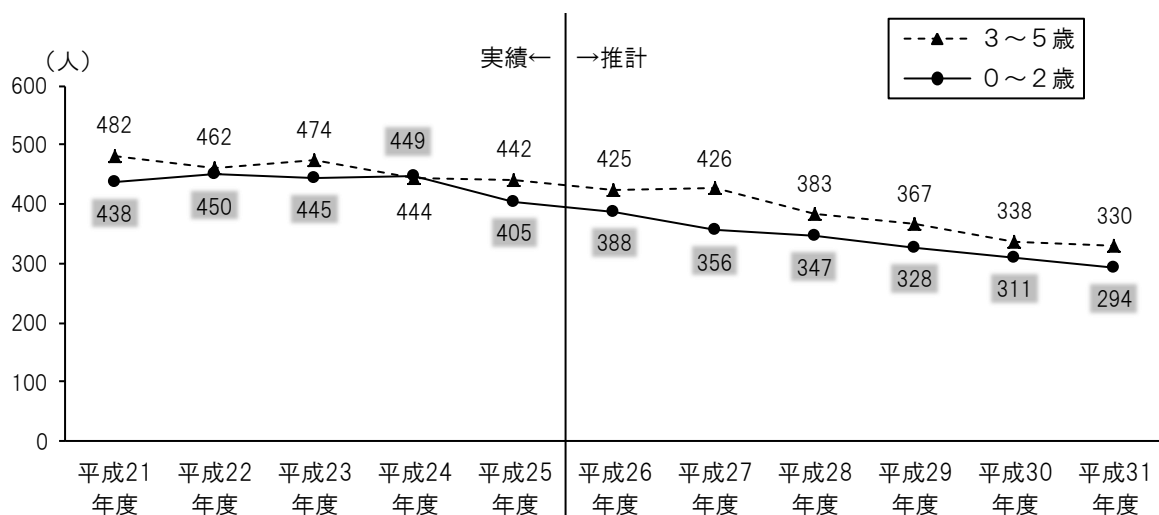
資料：国勢調査(平成22年)

8 子どもの人口推計結果（推計児童数）

人口推計結果^注によると、子どもの人口は、0～2歳児、3～5歳児ともに、長期的には緩やかな減少傾向で推移すると予想されています。

少子化対策の面からも子育て支援施策の拡充は重要な課題となります。

◆就学前児童の人口推計結果◆



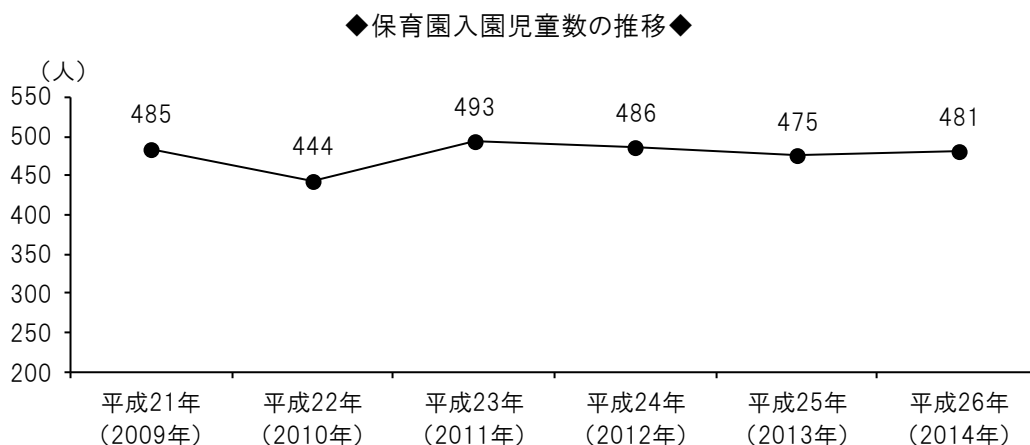
| | ←実績 推計→ | | | | | | | | | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 0～5歳小計 | 920 | 912 | 919 | 893 | 847 | 813 | 782 | 730 | 695 | 649 | 624 |
| 0～2歳小計 | 438 | 450 | 445 | 449 | 405 | 388 | 356 | 347 | 328 | 311 | 294 |
| 0歳 | 138 | 146 | 140 | 154 | 124 | 128 | 120 | 115 | 108 | 103 | 97 |
| 1歳 | 150 | 149 | 157 | 139 | 149 | 120 | 124 | 116 | 111 | 104 | 99 |
| 2歳 | 150 | 155 | 148 | 156 | 132 | 140 | 112 | 116 | 109 | 104 | 98 |
| 3～5歳小計 | 482 | 462 | 474 | 444 | 442 | 425 | 426 | 383 | 367 | 338 | 330 |
| 3歳 | 170 | 157 | 160 | 142 | 162 | 137 | 145 | 116 | 120 | 113 | 108 |
| 4歳 | 140 | 167 | 152 | 152 | 140 | 159 | 135 | 143 | 115 | 119 | 112 |
| 5歳 | 172 | 138 | 162 | 150 | 140 | 129 | 146 | 124 | 132 | 106 | 110 |
| 6～11歳小計 | 1,053 | 1,005 | 979 | 942 | 924 | 893 | 846 | 839 | 830 | 807 | 762 |
| 6歳 | 177 | 162 | 145 | 154 | 151 | 141 | 130 | 147 | 125 | 133 | 107 |
| 7歳 | 168 | 172 | 158 | 135 | 154 | 153 | 142 | 131 | 149 | 126 | 134 |
| 8歳 | 160 | 168 | 177 | 155 | 135 | 154 | 153 | 142 | 131 | 149 | 126 |
| 9歳 | 174 | 161 | 169 | 172 | 148 | 128 | 148 | 145 | 135 | 124 | 140 |
| 10歳 | 175 | 167 | 165 | 166 | 171 | 147 | 127 | 148 | 143 | 134 | 123 |
| 11歳 | 199 | 175 | 165 | 160 | 165 | 170 | 146 | 126 | 147 | 141 | 132 |

注：人口の推計にあたっては「住民基本台帳」を用いたコーホート変化率法で算出しています。コーホート変化率法とは、コーホート（同期間に出生した集団＝年齢層のかたまり）ごとの、5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して、将来人口を推計します。出生する子どもの人口（0歳児の人口）については、15～49歳女子の人口と過去の出生数等から推計します。

【2】子育て支援施設の利用状況

1 子育て支援施設の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在，市内にある保育施設は，公立保育園が 10 園となっています。少子化傾向にある中，近年，低年齢児の入所希望が増加傾向にあり，保育園入園児童数は，横ばいで推移しています。



◆保育園の現状◆

| | 平成 21 年 (2009 年) | 平成 22 年 (2010 年) | 平成 23 年 (2011 年) | 平成 24 年 (2012 年) | 平成 25 年 (2013 年) | 平成 26 年 (2014 年) |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 施設数(園) | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 10 |
| 定員(人) | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 |
| 園児数(人) | 485 | 444 | 493 | 486 | 475 | 481 |
| 施設充足率(%) | 82.7 | 75.9 | 84.3 | 83.1 | 81.2 | 82.2 |

資料：庁内資料(各年4月1日現在)

市内の全児童数に占める保育園の入園児童数の割合は，平成 21 年度の 52.7%から，平成 26 年度で 59.2%と増加傾向にあります。年齢別では 0～2 歳児で増加が目立ち，4～5 歳児はやや減少傾向で推移しています。

◆保育園入園児童数の現状◆

| | 平成 21 年(2009 年) | | | 平成 26 年(2014 年) | | | 入所児童数 (b)の増減 (%)※ |
|-------|-----------------|---------------|------------------------|-----------------|---------------|------------------------|-------------------------|
| | 全児童数 a(人) | 入所児童数 b(人) | 入所児童 割合(%) c=b/a | 全児童数 a(人) | 入所児童数 b(人) | 入所児童 割合(%) c=b/a | |
| 0歳～2歳 | 438 | 100 | 22.8 | 388 | 113 | 29.1 | 13.0 |
| 3歳～5歳 | 482 | 385 | 79.9 | 425 | 368 | 86.6 | -4.4 |
| 合計 | 920 | 485 | 52.7 | 813 | 481 | 59.2 | -0.8 |

※平成 21 年から平成 26 年の，入所児童数の増減割合

資料：庁内資料(各年4月1日現在)

市内の保育園は、施設規模に対して児童数が少ない園が多いことや、施設の多くが築後35年を超えており、施設の老朽化や耐震化対策が進んでいないことから、抜本的な見直しが必要となっています。

◆施設の状況◆

| 施設名称 | 建築年度 | 経過年数 | 耐震化 | 施設受け入れ可能定員(人)a | 保育士基準定員設定(人) | 入所児童数(人)b | 施設充足率(%)※ |
|--------|--------|------|-----|----------------|--------------|-----------|-----------|
| 江田島保育園 | 昭和51年度 | 築38年 | 非耐震 | 83 | 60 | 40 | 48.2 |
| 小用保育園 | 昭和54年度 | 築35年 | 非耐震 | 86 | 45 | 36 | 41.9 |
| 切串保育園 | 昭和55年度 | 築34年 | 非耐震 | 87 | 45 | 32 | 36.8 |
| 宮ノ原保育園 | 昭和50年度 | 築39年 | 非耐震 | 64 | 45 | 31 | 48.4 |
| 鹿川保育園 | 昭和50年度 | 築39年 | 非耐震 | 72 | 60 | 65 | 90.3 |
| 中町保育園 | 昭和54年度 | 築35年 | 非耐震 | 62 | 90 | 79 | 127.4 |
| 三高保育園 | 平成7年度 | 築18年 | 適合 | 75 | 45 | 36 | 48.0 |
| 大古保育園 | 昭和57年度 | 築32年 | 適合 | 91 | 90 | 74 | 81.3 |
| 柿浦保育園 | 昭和47年度 | 築42年 | 非耐震 | 59 | 45 | 27 | 45.8 |
| 飛渡瀬保育園 | 昭和52年度 | 築37年 | 非耐震 | 62 | 60 | 61 | 98.4 |

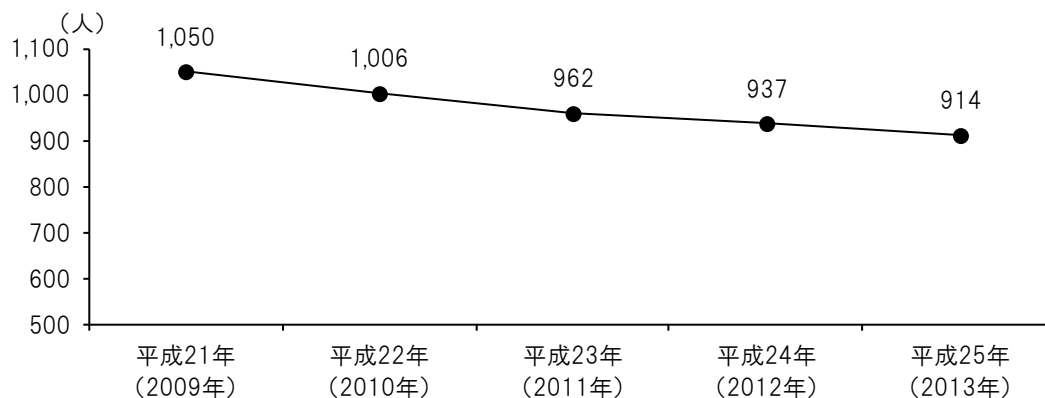
※b/a
資料：庁内資料(平成26年4月1日現在)



2 小学校児童の状況

市内の小学校は、平成25年で8校、児童数は914人となっています。
また、児童数は毎年減少傾向で推移しています。

◆小学校児童数の推移◆



◆小学校児童数の現状◆

| | 平成21年 (2009年) | 平成22年 (2010年) | 平成23年 (2011年) | 平成24年 (2012年) | 平成25年 (2013年) | 平成26年 (2014年) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 小学校数(校) | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 7 |
| 教職員数(人) | 128 | 121 | 124 | 113 | 123 | 118 |
| 児童数(人) | 1,050 | 1,006 | 962 | 937 | 914 | 886 |
| 切串小学校 | 76 | 73 | 69 | 74 | 72 | 76 |
| 江田島小学校 | 274 | 271 | 273 | 296 | 298 | 288 |
| 高田小学校 | 69 | 59 | 51 | 51 | 51 | — |
| 中町小学校 | 98 | 97 | 87 | 100 | 95 | 146 |
| 鹿川小学校 | 114 | 107 | 109 | 105 | 103 | 112 |
| 三高小学校 | 91 | 90 | 95 | 83 | 82 | 67 |
| 大古小学校 | 211 | 200 | 188 | 181 | 170 | 151 |
| 柿浦小学校 | 59 | 55 | 47 | 47 | 43 | 46 |
| 飛渡瀬小学校 | 58 | 54 | 43 | — | — | — |
| 教員1人当たり 児童数(人) | 8.2 | 8.3 | 7.8 | 8.3 | 7.4 | 7.5 |

資料：庁内資料(各年5月1日現在)

【3】子育て支援事業の利用状況

1 特別保育事業（延長保育・一時保育）

本市では、保護者の就労形態の多様化に対応するために、延長保育、一時保育の特別保育事業を実施しています。

延長保育事業、一時保育の利用者は、ともに最近5年間では増減を繰り返しながらも一定の利用が見受けられます。

今後も利便性を高めることで利用の促進を図る必要があります。

◆特別保育事業の利用状況◆

| | | 平成 21 年度 (2009 年度) | 平成 22 年度 (2010 年度) | 平成 23 年度 (2011 年度) | 平成 24 年度 (2012 年度) | 平成 25 年度 (2013 年度) |
|--------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 延長保育事業 | 延べ(人/年) | 581 | 577 | 694 | 663 | 576 |
| | 実利用(人) | 59 | 73 | 75 | 57 | 65 |
| 一時保育事業 | 延べ(人/年) | 1,605 | 1,543 | 923 | 659 | 710 |

資料：庁内資料(各年度3月末現在)

2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て家庭の居場所づくりとして、また、子育て親子の交流の場、相談の場、情報交換の場として地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を実施しています。

また、育児に関する講座の開催や子育てサークル等への支援等、総合的な子育て支援を実施しています。

◆子育て支援センターの利用状況◆

| | 平成 21 年度 (2009 年度) | 平成 22 年度 (2010 年度) | 平成 23 年度 (2011 年度) | 平成 24 年度 (2012 年度) | 平成 25 年度 (2013 年度) |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 子育て支援センター事業 延べ利用人数(人日/年) | 13,087 | 16,082 | 13,522 | 13,662 | 12,918 |

資料：庁内資料(各年度3月末現在)

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を支援しています。

平成 25 年度では、市内 8 か所で実施し登録児童数は 187 人となっており、近年 200 人前後で増減を繰り返しながら推移しています。

◆放課後児童クラブの利用状況◆

| | 平成 21 年度 (2009 年度) | 平成 22 年度 (2010 年度) | 平成 23 年度 (2011 年度) | 平成 24 年度 (2012 年度) | 平成 25 年度 (2013 年度) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 実施か所数(か所) | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| 登録児童数合計(人/年) | 204 | 226 | 197 | 204 | 187 |

資料：庁内資料(各年度5月1日現在)

◆放課後児童クラブ別利用状況◆

| クラブ名称 | 小学校区 | 定員 (人) | 登録児童数 | | | 児童 厚生員 (人) | |
|----------------------|--------|-----------|-------|-----|-----|------------------|----|
| | | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | | |
| 切串留守家庭子ども会 いるかクラブ | 切串小学校 | 25 | 3 | 6 | 5 | 14 | 3 |
| 学童保育つばめ子ども会 | 江田島小学校 | 70 | 24 | 22 | 4※ | 50 | 7 |
| 高田児童クラブ | 中町小学校 | 30 | 4 | 7 | 2 | 13 | 2 |
| なかよし児童クラブ | 中町小学校 | 35 | 11 | 3 | 4 | 18 | 4 |
| わんぱくクラブ | 鹿川小学校 | 50 | 9 | 13 | 5 | 27 | 5 |
| 三高児童クラブ | 三高小学校 | 30 | 9 | 5 | 3 | 17 | 3 |
| 大古児童会 | 大古小学校 | 50 | 13 | 10 | 8 | 31 | 4 |
| あけぼの児童会 | 柿浦小学校 | 30 | 5 | 4 | 8 | 17 | 2 |
| 合計 | | 320 | 78 | 70 | 39 | 187 | 30 |

資料：庁内資料(平成 25 年5月1日現在)

※4年生以上を1名含む

4 児童館運営事業

児童館は、児童（18歳未満の子ども）に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにすることを目的としています。

集会室、遊戯室、図書室等において、児童厚生員による季節や地域の実情に合わせた、健全な遊びの指導をしています。4施設のうち3施設では放課後児童クラブとの連携を図っており、地域の子育て環境づくりや放課後児童の居場所づくりも担っています。

◆児童館運営状況◆

| 施設名称 | 開館時間 | 嘱託職員(人) | 利用者推移(人) | | | 特徴 |
|--------|------------------------------------|---------|----------|--------|--------|----------------------------|
| | | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | |
| 津久茂児童館 | 月・火・金 8:30～14:30 水・木 8:30～15:30 | 1 | 1,652 | 1,584 | 2,274 | ・出張所業務を兼務 ・まちづくり協議会事務所 |
| 中町児童館 | 月～土 8:30～17:00 | 2 | 6,455 | 6,243 | 4,601 | ・放課後児童クラブ併設 |
| 高田児童館 | 月～金 13:00～17:00 | 2 | 3,906 | 3,425 | 2,862 | ・放課後児童クラブ併設 |
| 柿浦児童館 | 月～金 13:00～17:00 | 1 | 3,952 | 4,172 | 3,556 | ・放課後児童クラブ併設 ・柿浦厚生文化センター |

資料：庁内資料(各年度3月末現在)

5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

◆乳児家庭全戸訪問事業の実施状況◆

| | | 平成21年度 (2009年度) | 平成22年度 (2010年度) | 平成23年度 (2011年度) | 平成24年度 (2012年度) | 平成25年度 (2013年度) |
|---------------------|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 乳児家庭全戸訪問事業(母子保健推進員) | 訪問実施人数(人/年) | 123 | 130 | 155 | 104 | 109 |
| | 実施率(%) | 86.0 | 95.0 | 95.0 | 88.0 | 83.0 |

資料：庁内資料(各年度3月末現在)

6 妊婦健診

妊婦健診は、医療機関に委託して実施しています。異常の早期発見、早期治療を図り、母子ともに健康で安心した出産ができるよう支援しています。

◆妊婦一般健診の実施状況◆

| | | 平成 21 年度 (2009 年度) | 平成 22 年度 (2010 年度) | 平成 23 年度 (2011 年度) | 平成 24 年度 (2012 年度) | 平成 25 年度 (2013 年度) |
|------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 受診者数 | 延べ(人/年) | 2,385 | 2,282 | 1,945 | 1,834 | 1,735 |
| | 実利用(人) | 204 | 163 | 163 | 131 | 152 |

資料：庁内資料(各年度3月末現在)

◆妊婦歯科健診の実施状況◆

| | 平成 21 年度 (2009 年度) | 平成 22 年度 (2010 年度) | 平成 23 年度 (2011 年度) | 平成 24 年度 (2012 年度) | 平成 25 年度 (2013 年度) |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 対象者数(人) | — | — | — | 156 | 139 |
| 受診者数(人) | — | — | — | 56 | 57 |
| 受診率(%) | — | — | — | 35.9 | 41.0 |

注：平成 24 年度から実施
資料：庁内資料(各年度3月末現在)

7 母子保健の状況

本市では、乳児健診をはじめ、子どもの健やかな成長を目指して、きめ細やかな各種母子保健事業を推進しています。

◆母子保健事業状況◆

| (件/年) | 平成 21 年度 (2009 年度) | 平成 22 年度 (2010 年度) | 平成 23 年度 (2011 年度) | 平成 24 年度 (2012 年度) | 平成 25 年度 (2013 年度) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 乳児健診(医療機関委託) | 119 | 258 | 199 | 183 | 168 |
| 乳児健診(集団健診) | 230 | 0 | 146 | 129 | 138 |
| 1歳6か月児健診(集団健診) | 140 | 143 | 147 | 125 | 135 |
| 3歳6か月児健診(集団健診) | 134 | 130 | 153 | 139 | 135 |
| 5歳児健康相談(集団健診) | 104 | 151 | 128 | 141 | 134 |
| 乳幼児等訪問指導(保健師) | 66 | 61 | 95 | 55 | 66 |

資料：庁内資料(各年3月末現在)

【4】次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検・評価

次世代育成支援に関連する事業は、教育・保育分野にとどまらず、学校教育や保健・福祉部門、生涯学習部門、商工・労働部門等、様々な分野と連携・調整が必要です。

本市では、平成 21 年度に策定した「江田島市次世代育成支援行動計画－後期計画－（以下「次世代計画」と表記）」に基づき、施策や事業を実施しているところであり、担当課においては、その進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、次年度の取り組みに反映させています。

この間、制度の改定等に基づき、施策や事業の変更や新設、内容調整等が行われてきました。

本計画の策定に当たり、次世代計画における取り組み内容を点検・検証結果を概括し、本計画の 6 つの基本目標と 17 の基本施策ごとに、主な問題点や課題を抽出しました。

◆次世代育成支援行動計画(後期計画)の施策体系◆

| 基本目標 | 基本施策 |
|------------------------|---|
| 【1】子育てを応援するまちづくり | 1. 子育て支援のネットワークづくり 2. 保育サービスの充実 3. 子育て家庭への支援の充実 4. 子どもの人権の尊重と虐待の防止 |
| 【2】健やかに生み育てられる環境づくり | 1. 妊娠・出産期の支援 2. 母と子の健康づくり 3. 食育の推進 4. 小児医療の充実 |
| 【3】子どもの生きる力を育む環境づくり | 1. 次代の親の育成 2. 教育環境の充実 3. 健全育成の推進 |
| 【4】子育てと仕事の両立を支援する環境づくり | 1. 仕事と育児の両立への支援 2. 男女共同参画意識の啓発 |
| 【5】援助が必要な子どもを支援する環境づくり | 1. 障害のある子どもへの支援 2. ひとり親家庭等の自立支援 |
| 【6】子どもにやさしいまちづくり | 1. 子どもの安心・安全の確保 2. 快適な生活環境の整備 |

基本目標1：子育てを応援するまちづくり

【基本施策1】子育て支援のネットワークづくり

◆主な取り組み状況◆

子育て支援センター運営事業では、子育て支援員を配置し、主に就学前児童を対象とした各種子育て支援事業を実施するとともに、育児不安を抱える母親の育児相談や発達相談等に応じて子育て不安の軽減を図っています。

さらに、家庭相談員が要保護児童家庭及びDV被害者への支援や指導を実施することで児童虐待防止に努めています。

また、子育てサークル等自主活動の育成や支援を行い、情報交換の場を提供することで子育て世代の孤立を予防しています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 子育て世代の繋がりだけでなく、民生委員・児童委員による見守り活動や、老人クラブ会員との世代間交流等、様々な世代の人との関わりを継続し、地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりを、引き続き整えていく必要があります。
- 自主活動している子育てサークルの交流を図り、情報交換の場を提供することで、子育て世代の孤立を予防し、育児の悩みや不安を気軽に解消できるような環境づくりを整備していく必要があります。



【基本施策2】保育サービスの充実

◆主な取り組み状況◆

平成16年11月の市制発足時点では、旧町の保育園運営を引き継ぎ、15か所の保育園を管理運営していました。

その後、入園児童数の減少が著しい施設については、効率的な運営が求められたことから「江田島市保育園運営検討委員会」を設置し、保育施設のあり方について検討しました。

この検討結果に基づき、児童数の増加が見込めない施設の統廃合を進め、平成26年度時点では、10か所となっています。

一方、保育環境に対する保護者からの様々なニーズを反映するため、一時保育や延長保育等の保育サービスの拡充に取り組みました。

この結果、一時保育事業は、次世代計画期間である平成25年度では4園（小用・中町・三高・飛渡瀬保育園）で実施し、平日延長保育は4園（小用・中町・三高・大古保育園）、土曜延長保育は4園（小用・三高・大古・柿浦保育園）でそれぞれ実施しています。

また、低年齢児の受け入れについても4園が6か月児から、6園が10か月児からの受け入れを実施しています。

就学後の学童保育については、小学校1年生から3年生までの児童を対象に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施し、遊びや生活の指導を行い、児童の健全な育成を図っています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 一時保育について、実施園を増やす方向で検討・調整を行い、保護者のニーズに沿った改善策の確立を早急に行う必要があります。
- 延長保育や低年齢児保育について、就労支援の側面からもニーズや利用実態を把握し、サービスを拡充させていく必要があります。
- ほとんどの保育施設が築35年以上経過していることから、老朽化対策や耐震補強は喫緊の課題となっており、安全面からも早急な対策が必要です。
- 未満児保育の増加に伴い、恒常的に保育士が不足している現状から、今後も広報や市のホームページ等を活用し、確保対策に取り組む必要があります。
- 保育士一人ひとりの質の向上を目指し、様々な研修の機会を設ける必要があります。
- 放課後児童クラブのあり方について、対象児童の拡大等家庭環境の変化に対応した対策が必要です。
- 子ども・子育て支援新制度に向けて、すべての子どもが安心して預けられる環境を確保するため、新たな受け皿づくりに取り組む必要があります。
- 未満児の保育需要が増加していることから、施設整備と職員体制の充実が求められています。

【基本施策3】子育て家庭への支援の充実

◆主な取り組み状況◆

父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給しています。

また、児童手当給付事業として、支給要件児童を監護し、その生計を維持している父または母等に手当を支給しています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 子育てに要する経済的な負担感を強く持っている保護者が多く見られます。
そのため、各種手当や公的制度の周知徹底を図り、対象者の利用促進を図るとともに、子育て家庭に対する経済的負担感の軽減に努める必要があります。
- 保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立することが無いよう、相談機能の充実や相互に交流するきっかけとなる場の提供が求められています。また、子育て中の親子が、気軽に立ち寄れる交流の場の提供に加え、子育て不安の解消を目的とした相談機能の充実を図る必要があります。

【基本施策4】子どもの人権の尊重と虐待の防止

◆主な取り組み状況◆

学校生活における人間関係等の悩みを持つ児童・生徒に対し、適切な対応を図るため小中学校にスクールカウンセラーを配置しています。

また、児童福祉施設措置入所事業として、配偶者のいない女子及び監護すべき児童の保護と自立を促進するため、必要に応じ児童福祉施設への措置入所等、適切に対応しています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- DV被害者の自立と安心・安全な暮らしを守るため、人権担当部門である市民生活課と連携し、要保護児童対策地域協議会を活用した支援を積極的に推進する必要があります。
- いじめや暴力行為等の問題行動をはじめ、不登校等の悩みを抱える保護者が気軽に相談できるよう、今後もスクールカウンセラーの配置を拡充する必要があります。
- 本市には婦人保護施設等がないため、県や他市の施設で対応しているのが実情です。今後は、住宅確保に係る支援については市営住宅の利用等、検討していく必要があります。

【基本施策1】妊娠・出産期の支援

◆主な取り組み状況◆

妊婦や乳幼児を対象に健康診査を実施しています。

妊娠届に基づき、母子健康手帳等を交付し、随時妊婦の相談に応じています。

少子化や核家族化が進む中、マタニティスクールを開催し、妊娠時の不安解消や出産に向けた支援を行っています。

また、スクールの開催を機に仲間づくりが進み、出産後も良き育児相談相手となる等、お互いの情報交換を通じて不安や悩みの解消に役立っています。

こうした保護者相互の交流を深めながら保健指導を実施することで、正しい知識の普及や育児不安を軽減することができます。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 里帰り出産における県外での健診受診者も増えています。
- 歯科検診の無料受診券利用者は、40%程度です。
- マタニティスクールをはじめ、不安や悩みの軽減につながる各種教室を引き続き実施する等、妊娠・出産・育児についての正しい知識を普及していく必要があります。

【基本施策2】母と子の健康づくり

◆主な取り組み状況◆

乳幼児健診や育児学級の間を通じて、育児についての正しい知識の普及や保健相談を行うことで、育児不安の軽減に努めています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 乳児健康診査や1歳6か月児健康診査等を実施していますが、受診者から「待ち時間が長い」等の意見があり、体制の整備や見直しを行い、受診しやすい体制づくりに努める必要があります。
- 3歳6か月児健康診査では、う歯の有病率が県平均に比べ高いため、歯科保健対策の取り組みを充実させる必要があります。

【基本施策3】食育の推進

◆主な取り組み状況◆

江田島市食育推進計画に基づき、生涯にわたり健康で豊かな人間性を育むため、行政、保育園及び小中学校、地域団体等の関係機関が食育活動を実施しています。

子どもの頃から望ましい食習慣を確立するため、親子料理教室や子どもに対し食育教室、家庭向けの食育だよりの発行等を行っています。

また、農漁業体験や、給食に地場産物を活用することで、地元の良さを見直し、食への興味や関心、また理解を深めるための取り組みを行っています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 子どもの頃から食への関心を高め、望ましい食生活の習慣が定着するよう、保育園や小中学校において、継続した取り組みが必要です。また、乳幼児期においては、食について受け身であるため、保護者に向けた啓発が重要です。
- 家庭で家族と一緒に食事をし、食育に関心を高め、実践できるよう関係機関と連携した食育活動の推進が必要です。

【基本施策4】小児医療の充実

◆主な取り組み状況◆

呉二次医療圏の医療機関との連携により、円滑な連携体制を確立し、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療体制を確保しています。

また、乳幼児等をはじめ、重度心身障害者やひとり親家庭等の医療費を負担することによって、福祉の向上に寄与しています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 救急医療体制の確保には多大な経費を要するため、引き続き近隣市町と連携し財政面の支援を行っていく必要があります。
- 休日・祝日の初期救急体制を整備するために、引き続き関係機関との連携が必要です。
- 乳幼児等の医療費については、小学校3年生まで実施しているが、対象のさらなる拡充に努めることが求められています。
また、乳幼児やひとり親家庭等の医療費を引き続き負担することにより、福祉の向上を図る必要もあります。

【基本施策1】次代の親の育成

◆主な取り組み状況◆

子どもが様々な活動を通して、楽しみながら「生きた知識」を身につけることができるよう、地域の様々な資源を活用し、体験活動の提供やふれあいの場を提供しています。

子どもの健全な育成を担う指導者の育成と資質の向上を図り、多様な体験の機会づくりを支援しています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 子どもの健やかな成長や自立を促すためには、家庭や学校をはじめ、地域の多くの人たちとの交流や体験を通じた「育ち」が必要です。
そのためにも高齢者の参画による地域活動の活性化を図り、長年の経験や知恵、技術、生活文化等が継承されていくことが求められています。
- 交流や体験機会を充実させることで、地域全体で子どもを育て、見守っていくことの大切さを引き続き啓発する必要があります。

【基本施策2】教育環境の充実

◆主な取り組み状況◆

きめ細かな学習指導体制と教職員の資質の向上を図り、個性を伸ばす教育活動を推進しています。

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成するとともに、家庭・地域・学校の連携を強化し、主体的に心豊かに生きる子どもの育成を目指し、個性豊かな特色ある教育の推進に努めています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 学校教育に求められる様々な役割を常に検証しながら、主体的に心豊かに生きる子どもの育成を目指す必要があります。
- 家庭や地域と学校の連携をさらに強化し、引き続き、安全・安心な教育環境の整備に努める必要があります。

【基本施策3】健全育成の推進

◆主な取り組み状況◆

文化・スポーツ活動，自然体験等，多様な学習・活動機会の充実を図り，すべての子どもが心身ともに健全に育成できるよう推進しています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 子どもの多様な体験活動の充実や読書環境の整備推進，地域のスポーツ活動の活性化等，引き続き図書館や公民館，児童館を拠点とした子どもの健全育成に努める必要があります。

基本目標4：子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

【基本施策1】仕事と育児の両立への支援

◆主な取り組み状況◆

職場環境については，次世代育成支援行動計画に基づいた諸制度が整備されるよう，企業等への積極的な働きかけと市民への周知・普及を図っています。

保育園における保育サービスの充実とともに，子育て支援センターを中心とした多様な子育て支援サービスの提供体制を整備し，就労形態や保護者の就労意向の増加等による保育ニーズに，きめ細かい対応を行っています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 積極的に女性が社会進出できる環境整備について，育児休業制度の利用や働きやすい環境の整備は十分とは言えません。
家族や地域をはじめ行政や企業が連携して，子育てと仕事の両立を支援できる環境づくりの整備や推進が求められています。
- 職場環境においては，子育てを支援する諸制度を整備し，積極的に活用されるよう企業等への働きかけを行うと同時に，広報活動等を通じて引き続き市民への周知・普及を図る必要があります。

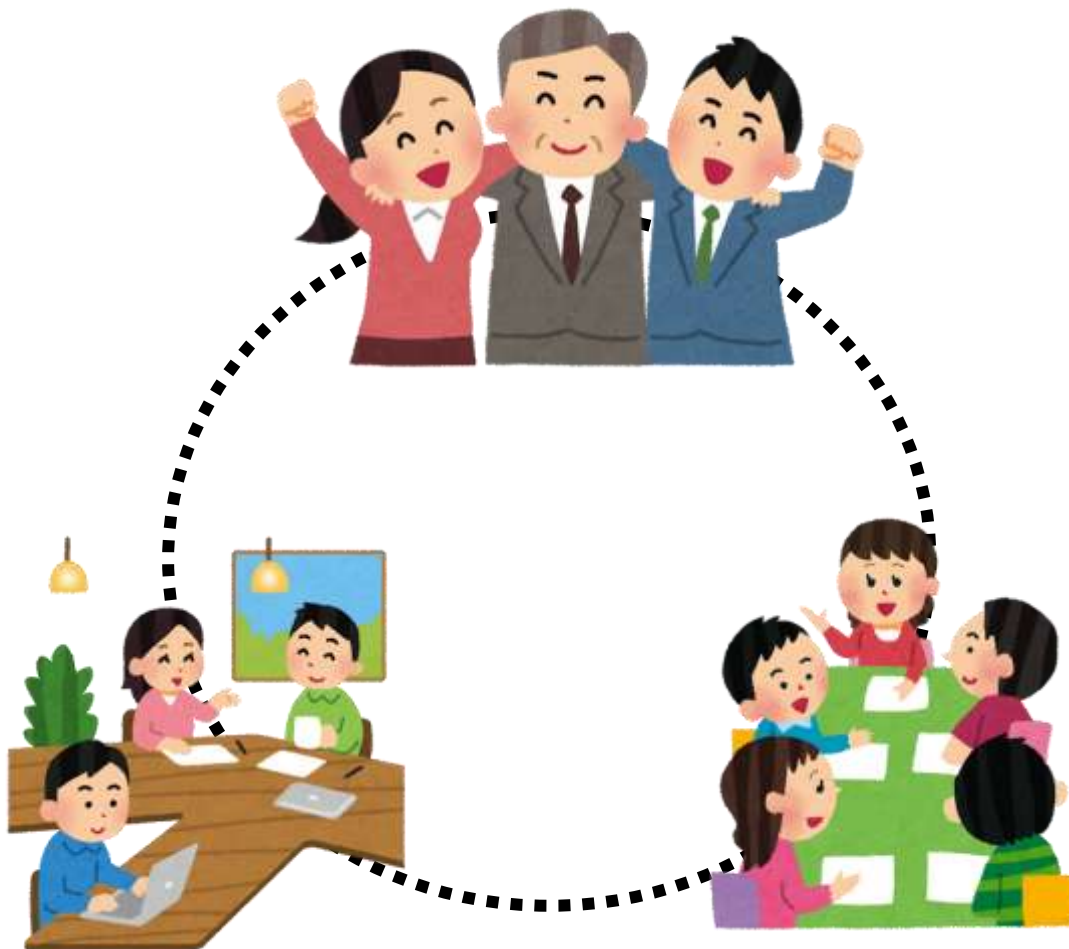
【基本施策2】男女共同参画意識の啓発

◆主な取り組み状況◆

「江田島市男女共同参画基本計画」との施策の連携を図り、男女共同参画の必要性を学習する機会を充実させ、固定的な性別役割意識の解消と男女が協力して子育てを行う意識の啓発を推進しています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 男女共同参画社会の構築が強く求められている中、男女の働き方の見直しや仕事と家庭のバランスを図り、誰もが子育ての充実感を感じることができるよう、地域の実情に応じた施策を引き続き検討していく必要があります。
- 「江田島市男女共同参画基本計画」の施策と連携を図り、今後も様々な学習機会を充実させ、固定的な性別役割意識の解消と男女が協力して子育てを行う意識の啓発に努める必要があります。



【基本施策1】障害のある子どもへの支援

◆主な取り組み状況◆

障害児等を在宅ケアしている家族の心身の負担軽減を目的に、夏期休暇中等一時的にケアを代替することでリフレッシュを図ってもらう家族支援サービス（レスパイト）を実施しています。

また、市内に障害児通所支援事業所が開所されたことで、児童通所利用者が増加し、夏期休業期間中や放課後等療育を行う場が確保されました。

なお、平成25年度の障害児通所事業を利用された延べ人数は1,057名となっています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 夏休み期間中に限り実施していた障害児日中一時支援事業は、平成24年秋以降に児童通所事業所（放課後等デイサービス）が2か所開所されたことにより、通年において、利用者の受け入れが可能となりました。

引き続き、障害児が通所する場の確保に努めます。

- 事業内容の周知を行い、利用しやすい環境づくりを整える必要があります。
- 市内に地域活動支援センターが無いため、早急に整備できるよう調整を図る必要があります。
- 法改正により、計画相談（サービス等利用計画または障害児支援利用計画）については、平成27年度までに全件支給を決定する必要があります。

また、給付対象に難病等が加えられたことにより、利用者の増加が予想される中、混乱や支障をきたすことの無いように事前に対応策を講じる必要があります。

【基本施策2】ひとり親家庭等の自立支援

◆主な取り組み状況◆

子育て支援センターに母子自立支援員兼家庭相談員を配置し、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、自立支援及び相談支援を実施しています。

母子家庭等対策総合支援事業では、看護師等の資格を取得するための養成機関に通う間の生活費の負担軽減を図るため、高等技能訓練促進費、また、技能習得のため自立支援教育訓練給付金を給付しています。

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、日常生活支援事業の推進、保育園入園や住宅対策等、他部署と連携した支援を実施しています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 子育て支援センター機能として、経済的自立や子育てに関する困りごとについて、相談窓口があることが徐々に周知されてきました。
今後も引き続き、ホームページやパンフレット等を通じて、相談窓口（子育て支援センター）の周知や利用機会の拡大に努める必要があります。
- ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、引き続き福祉サービスや子育て支援事業等の情報を提供し、それぞれの家庭状況にあった子育て支援を進める必要があります。
- 経済的支援や自立を促進するため、保健・福祉・医療・住宅等の各関係課と連携し、環境整備に努める必要があります。

【基本施策1】子どもの安心・安全の確保

◆主な取り組み状況◆

児童館や放課後児童クラブを通して、子どもの遊び場を提供することで児童の健康増進を図り、情操教育を通じて心豊かな成長をサポートしています。

また、子どもの遊びの場や居場所を確保するため、子育て支援センターや児童館等を安心して利用できるよう取り組んでいます。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 放課後児童クラブは8か所中3か所が児童館と同一施設で実施しており、利用児童が重複しているため、運営管理について難しい面があります。
今後は児童館と放課後児童クラブの施設を含めた運営のあり方を検討し、児童館の役割を明確化させる必要があります。
また、利用者数や地域の実態等を考慮し、運営管理の一元化を検討する必要があります。
- これらの施設が地域にとって子育てを担う大切なものであることを認知してもらえるようPR活動を推進していく必要があります。
- 子どもの遊び場における遊具の点検・整備は毎年1回実施しており、今後も引き続き安全性を確保する必要があります。
また、児童館には児童厚生員を配置し、継続して子どもの安全・安心に努めていく必要があります。

【基本施策2】快適な生活環境の整備

◆主な取り組み状況◆

親子が出かけやすい環境づくりを実現させるため、公共施設に子ども対応型トイレや授乳、おむつ替えスペースの設置等、子育て環境のバリアフリー化に努めています。

◆検証結果（主な課題の整理）◆

- 公共施設や利用客が多い民間施設において、子育て環境のバリアフリー化に努め、親子が出かけやすい環境づくりを進める必要があります。
- 市民が、子どもたちの安全に関する緊急情報を迅速かつ的確に得ることができ環境整備の一環として、各種メール配信システムの内容を更に充実させる必要があります。

【5】 ニーズ調査結果から読み取れる本市の課題

本計画の策定に当たり、就学前児童及び小学生児童を持つ保護者に対し、現在の就労状況や子育て支援施設の利用状況及び今後の利用希望等把握するため、アンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。

この調査は、本計画を策定する上で、重要な基礎資料として活用しました。
その主な結果を抜粋し、概要として取りまとめています。

【調査地域】江田島市全域

【調査対象】①就学前児童：市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいるすべての家庭

②小学校児童：市内に居住する小学生1～3年生の子どもがいるすべての家庭

【調査方法】郵送及び保育園・小学校等の施設を通じた配布・回収

【調査期間】平成25年11月～12月

【回収結果】

| | 標本数(配布数) | 有効回収数 | 有効回収率(%) |
|-------|----------|-------|----------|
| 就学前児童 | 653 | 389 | 59.6% |
| 小学校児童 | 418 | 325 | 77.8% |
| 合計 | 1,071 | 714 | 66.7% |

注1:集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。従って回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

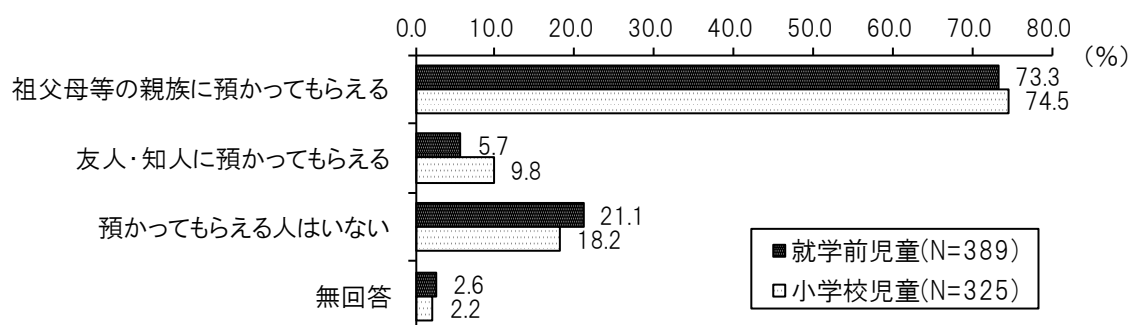
注2:2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合があります。

注3:数表, 図表, 文中に示すNは, 比率算出上の基数(標本数)です。全標本数ベースを示す「全体」を「N」, 該当数ベースを「n」で表記しています。

※(例)問Aで1と回答した人のみが, 問Bを答える場合の問Bの基数, あるいはクロス集計における属性(例:性別や年齢別)等限定された回答者数

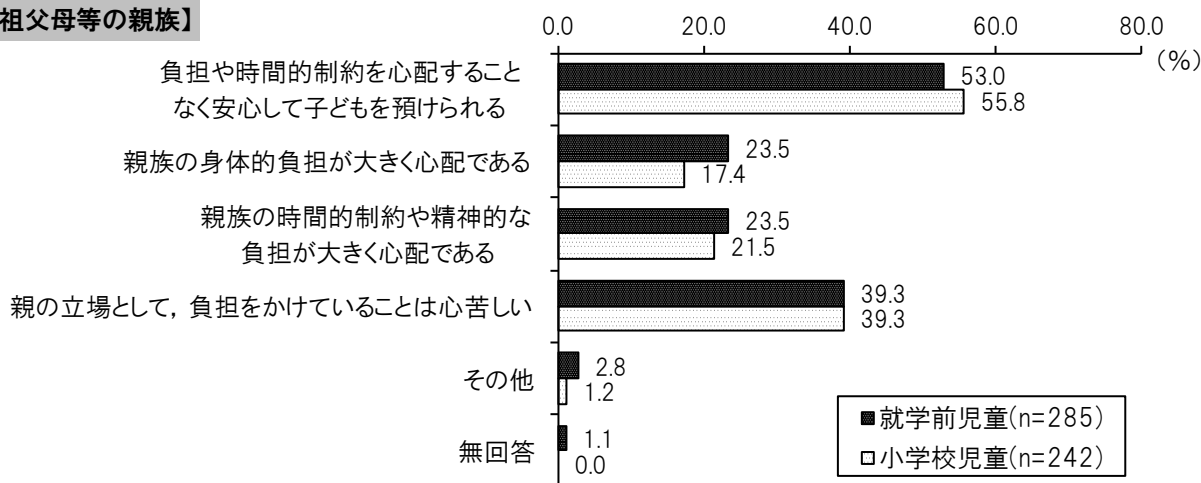
1 子どもを預けられる人の状況

就学前児童, 小学校児童ともに, 日頃は祖父母等の親族に預けられる人が多数を占めていますが, 預かってもらえない人がいない家庭も2割程度みられます。



親族に預かってもらっている状況としては「安心して預けられる」回答が多い一方で、親族の身体的負担や時間的・精神的負担を心配する割合も低くないことが特徴です。

【祖父母等の親族】

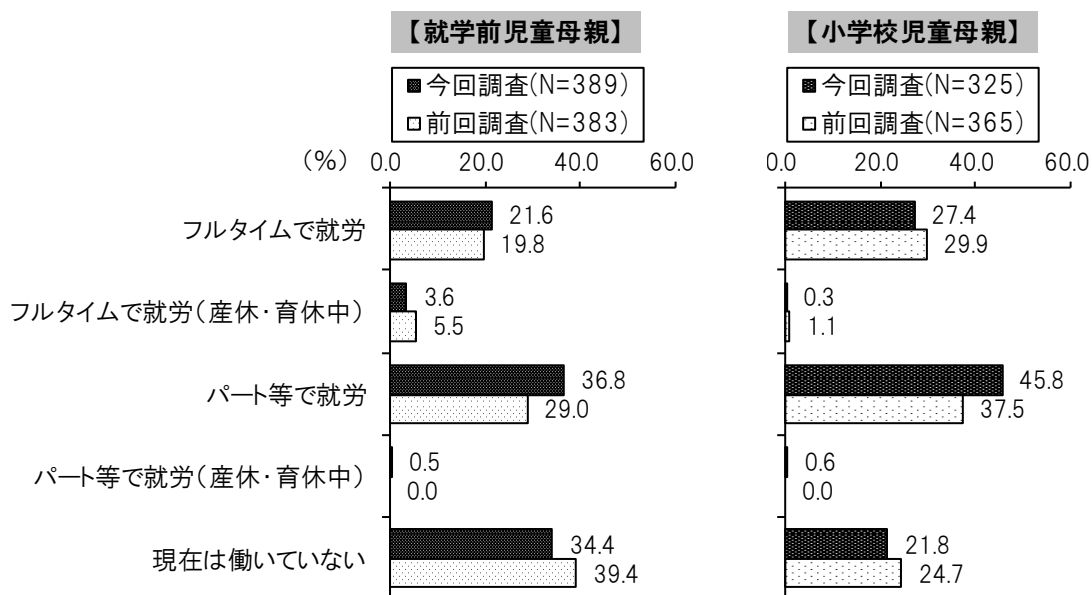


2 保護者の就労状況

就学前児童の母親約2割程度がフルタイム、4割近くがパート・アルバイト等で就労しており、合計6割以上が現在就労していることになります。

5年前の「次世代育成支援行動計画」策定時に実施した調査結果（前回調査）では、フルタイム就労の母親が25.3%（産休等含む～以下同）（今回25.2%）、パートタイムが29.0%（今回37.3%）、就労者合計54.3%（今回62.5%）、未就労者39.4%（今回34.4%）となっており、母親の就労者が増加している傾向が伺えます。

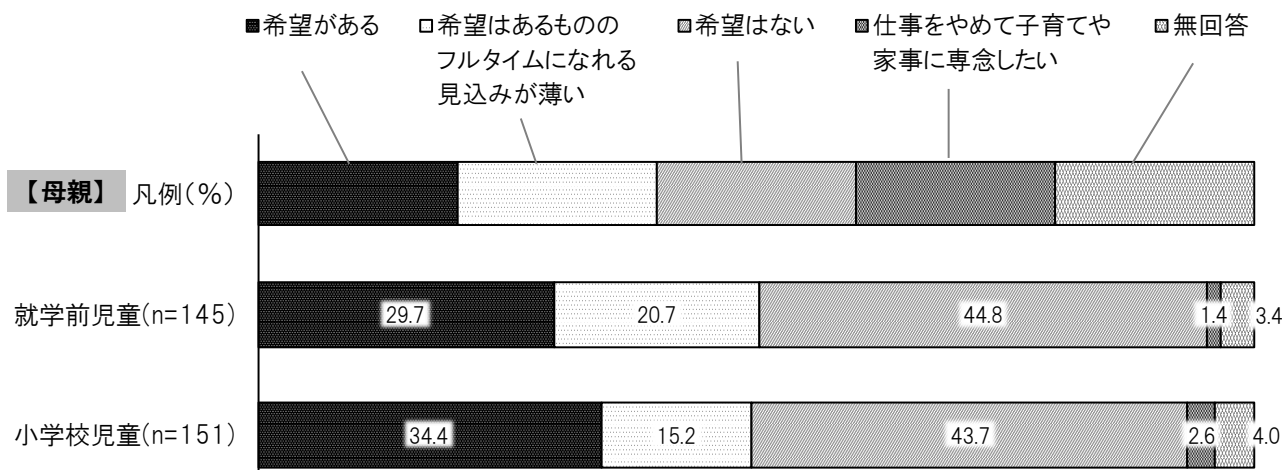
また、小学校児童では就学前児童に比べて母親の就労している割合が高く、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向が伺えます。



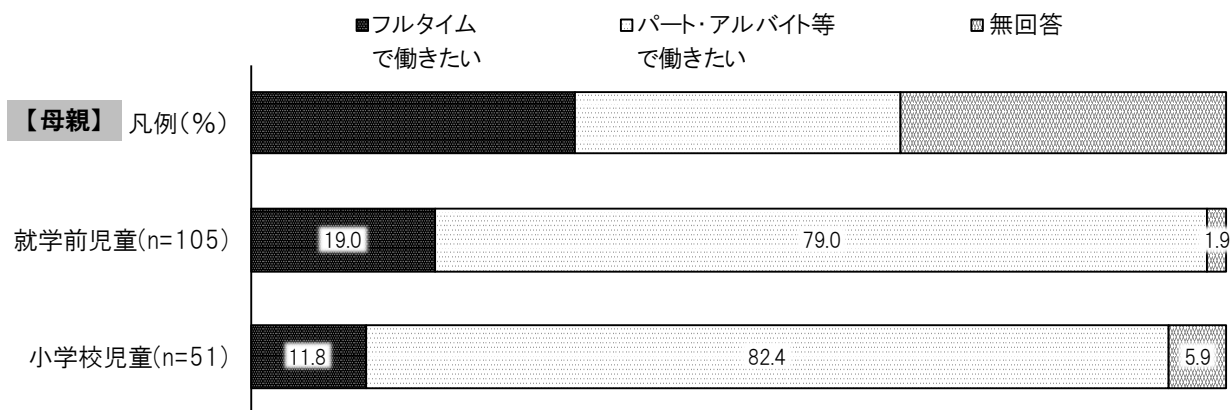
現在、パート・アルバイトで就労している就学前児童の母親の約半数が、フルタイムへの転換を希望しているほか、現在、就労していない母親の大半が今後、パート・アルバイトを中心とした就労を希望しています。

今後の就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。

【現在パート等で就労している母親のフルタイム転換希望】

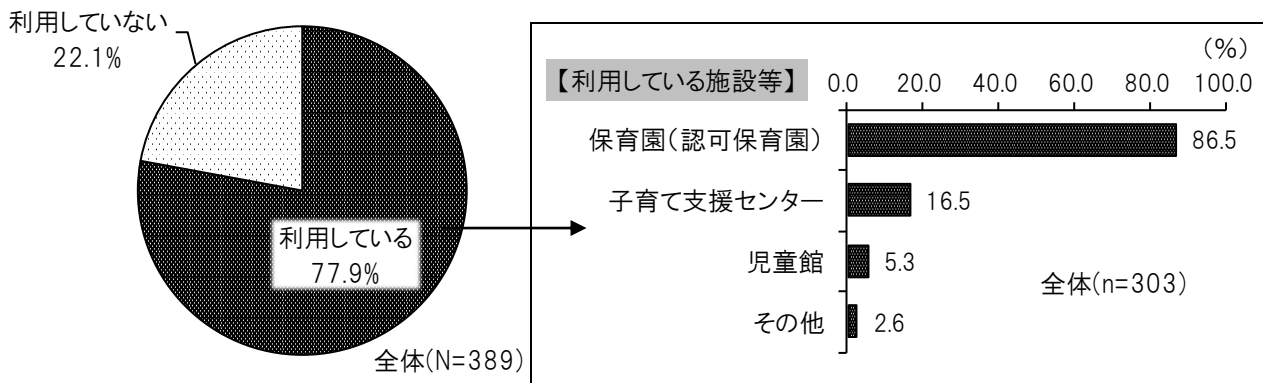


【現在就労していない母親の就労希望】



3 就学前児童の子育て支援施設・事業の利用について

就学前児童全体の8割近くが子育て支援施設や事業を利用しており、そのうち「保育園」が9割近く（86.5%）を占めています。

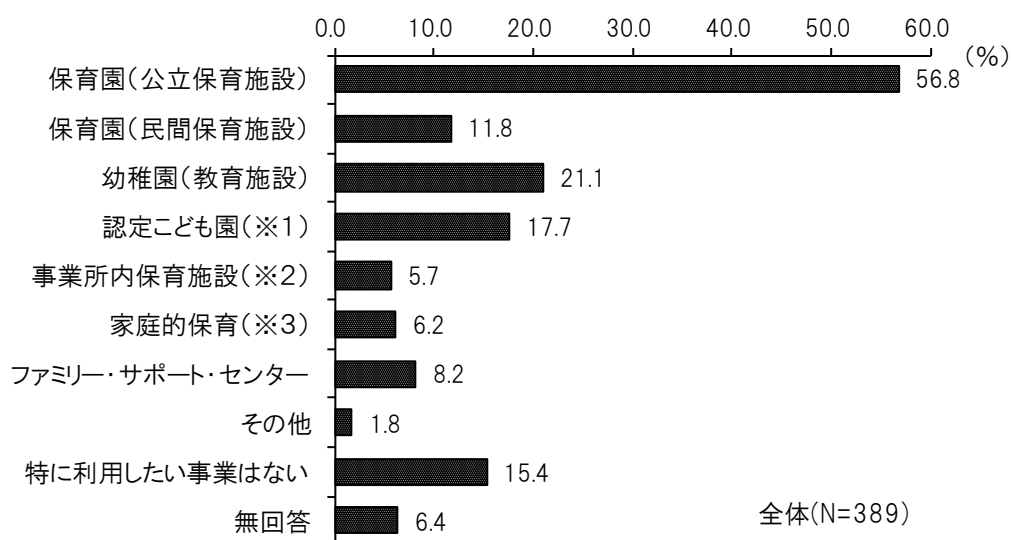


現在、子育て支援施設を利用している、いないに関わらず、今後の利用希望としては、「保育園(公立)」が56.8%と最も高く、次いで、本市に設置していない「幼稚園」(21.1%)が続きます。

現在、本市に設置されていない「認定こども園」にも2割近い希望がありました。「保育園」の希望は、公立と民間の合計で68.6%あり、ニーズの高さが伺えます。

また、前回調査に比べると、保育園の利用ニーズが33.7%から68.8%と大きな伸びを示し、幼稚園も11.5%から21.1%とこちらも大きく伸びており、保育ニーズの高まりとともに、教育に対するニーズにも顕著な増加傾向が読み取れます。

【今後利用したい子育て支援施設や事業】



※1 幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設

※2 企業が主に従業員用に運営する施設

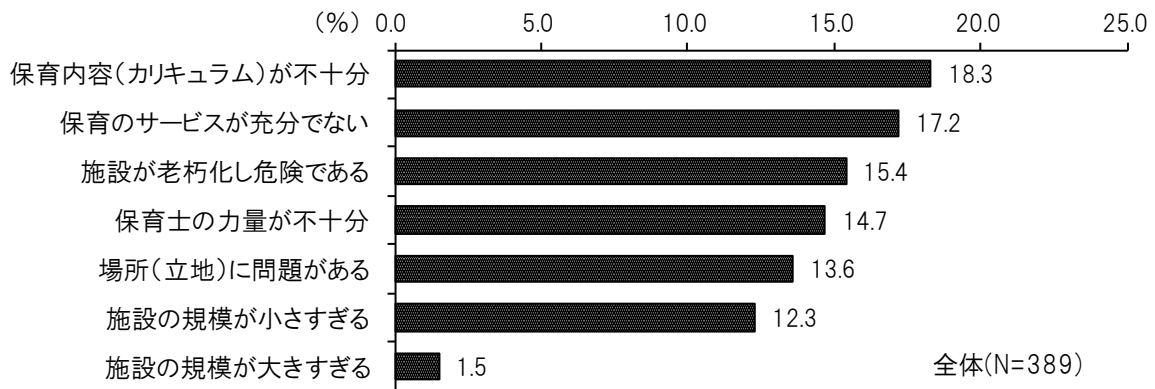
※3 保育者の家庭等で少人数の子どもを保育する事業

4 保育園の問題点について

市内の保育園の問題点としては、保育内容（カリキュラム）やサービス内容の不十分さへの指摘に次いで、施設の老朽化等があげられており、ニーズに応じたサービス内容の見直しや改善が求められています。

また、施設面における安全対策が早急に望まれ、「施設が小さすぎる」という回答が「大きすぎる」という回答を大きく上回っていることが特徴的です。

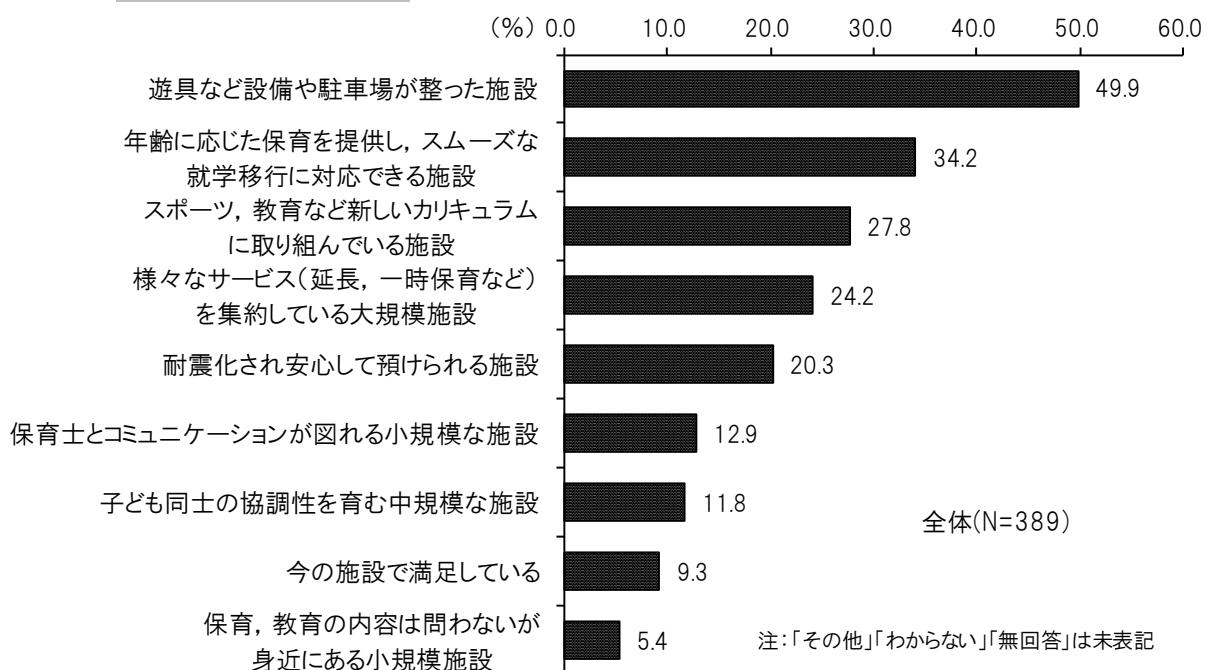
【市内の保育園の問題点】



5 子育て支援施設のニーズについて

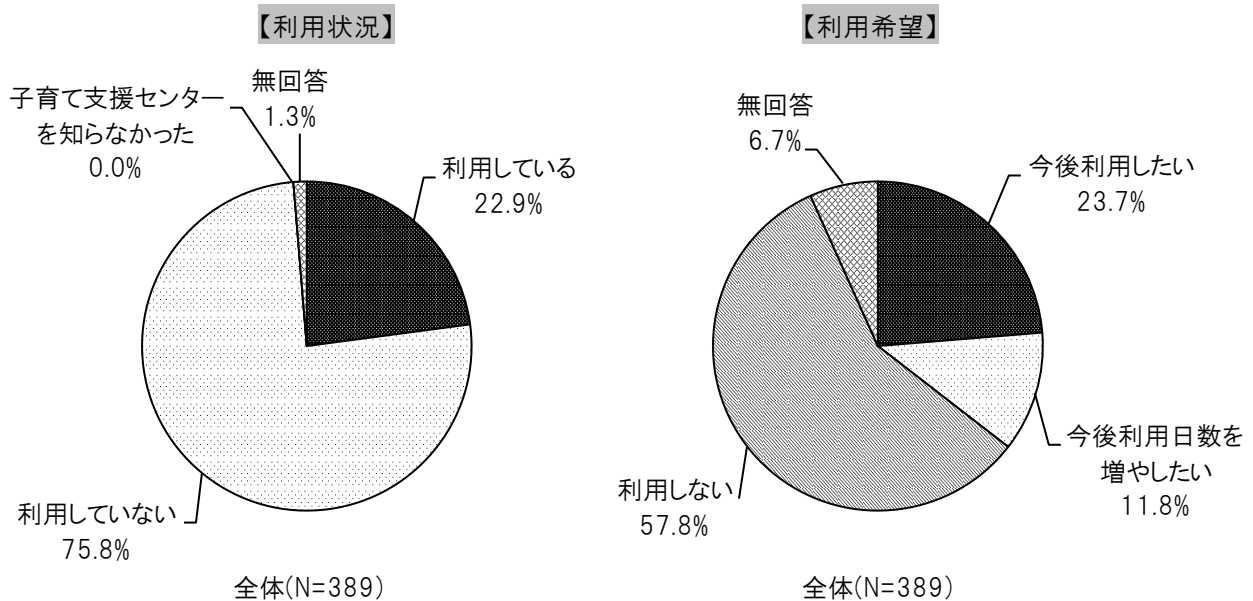
将来、本市に必要な子育て支援施設としては、ほぼ2人に1人が「遊具等設備や駐車場が整った施設」を希望し、最も高くなっています。次いで、スムーズな就学移行や新しい教育カリキュラムへの取り組みが求められているほか、「大規模なサービス集約型施設」への希望が多くみられます。今後の子育て支援施設を検討する際にはこれらのニーズを反映させていく必要があります。

【市内の保育園の問題点】



6 子育て支援センターのニーズについて

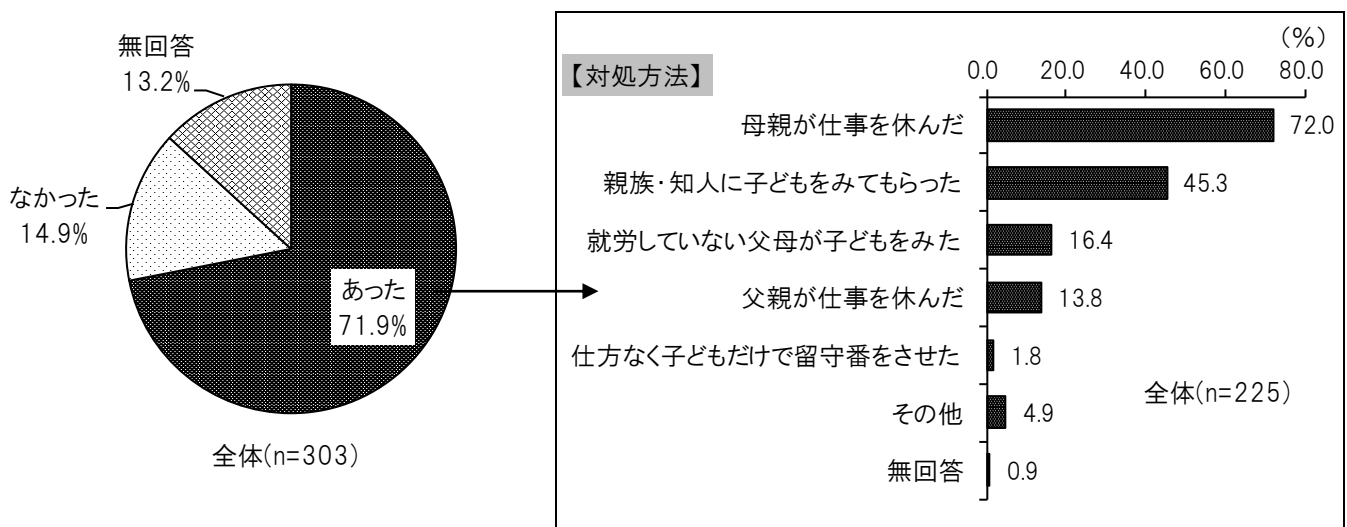
子育て支援センター（にこにこハウス）の利用は、ほぼ4人に1人の割合となっています。今後の利用希望については「今後利用したい」が23.7%、「今後利用を増やしたい」が11.8%で合計35.5%が利用を希望しており、支援体制の拡充や充実が望まれます。



7 就学前児童の病気やけがの時の対応について

最近1年間で病気やけがのため、保育園等が利用できなかった割合は7割を占めています。その時は、母親が仕事を休んで対処した人が最も多く、次いで親族や知人にみてもらったケースが続きます。

保護者が仕事を休んだときの病児・病後児保育の利用意向については、（仮に施設があった場合）利用したいと思った人が過半数を占めており、ニーズの高さが伺えます。

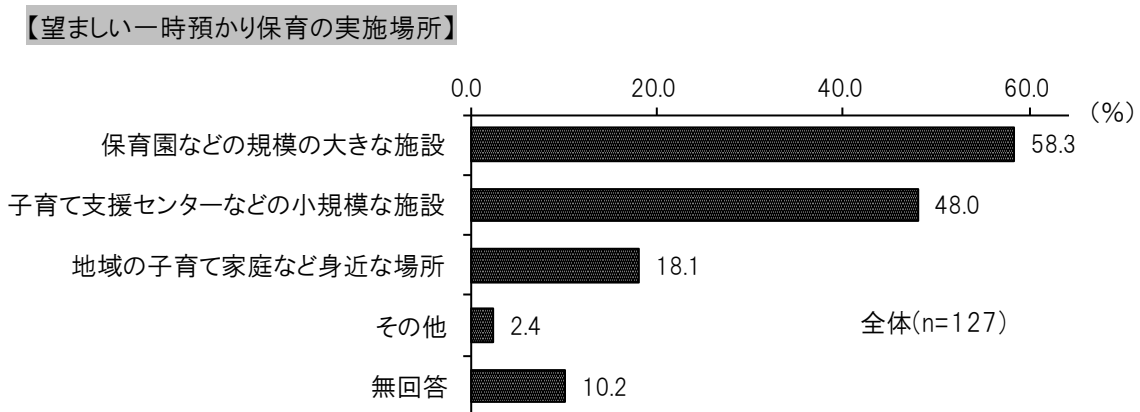
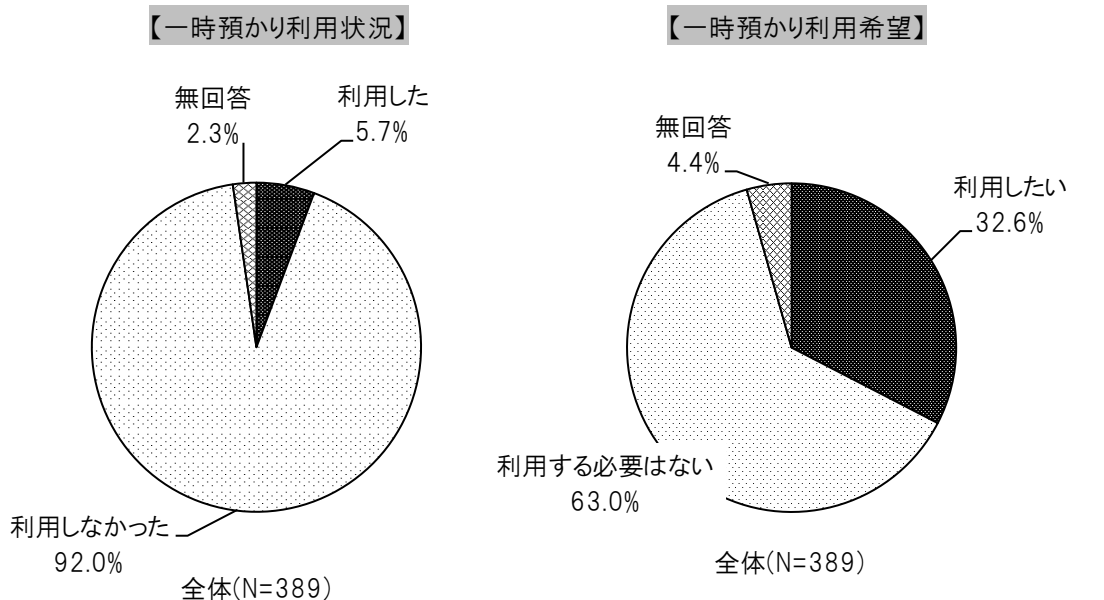


8 就学前児童の一時預かり等について

最近1年間に、私用や冠婚葬祭、保護者の通院や突発的な仕事等の理由で、一時預かり保育を利用したことがある割合は5.7%となっています。利用しなかった人の理由をみると、約8割の人が利用する必要がなかったことをあげていますが、「利用方法（手続き等）がわからなかったから」も1割弱あり、今後も引き続き制度の周知を広く徹底させていく必要があります。

今後の一時預かり保育の利用意向としては、約3割の回答がみられ、より利用しやすい仕組みづくりや体制の整備と充実が求められます。想定される利用場面としては、冠婚葬祭・学校行事等や私用・リフレッシュ等が多くあげられました。前回調査時の利用希望（21.6%）からニーズは増えており、体制の拡充や運用面の改善も必要です。

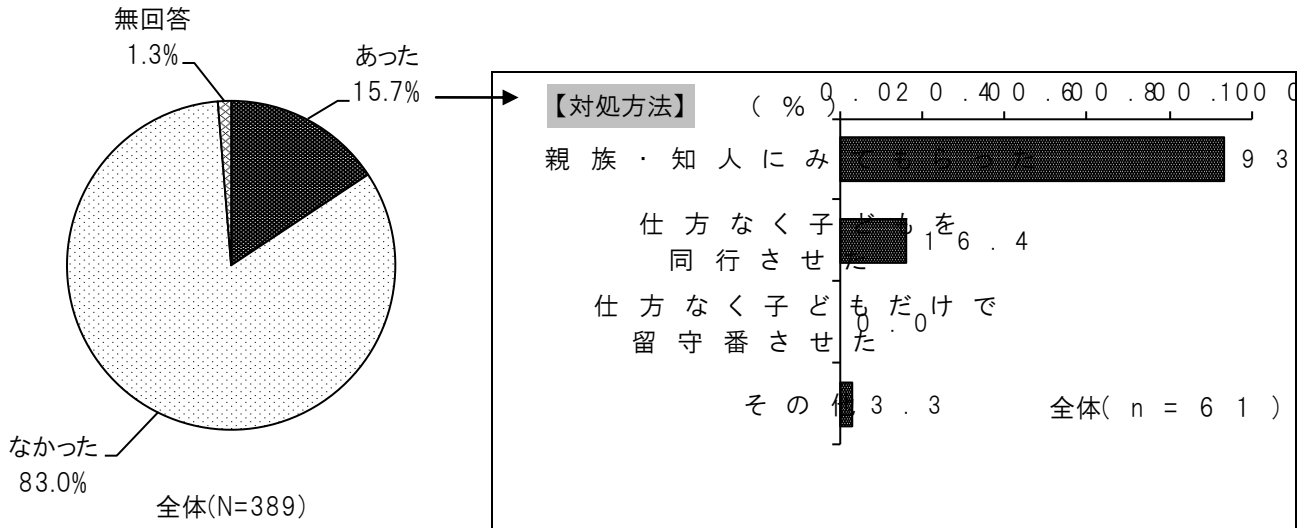
一時預かり保育を利用する場合、望ましい実施場所としては「保育園等規模の大きな施設」が6割近くと最も多く、次いで「子育て支援センター等の小規模な施設」が半数近くで続きます。



9 就学前児童の宿泊を伴う預かりの状況について

最近1年間に、私用や冠婚葬祭、保護者の通院や突発的な仕事等の理由で、『泊まりがけ』で家族以外の人に子どもを見てもらった割合は15.7%となっています。

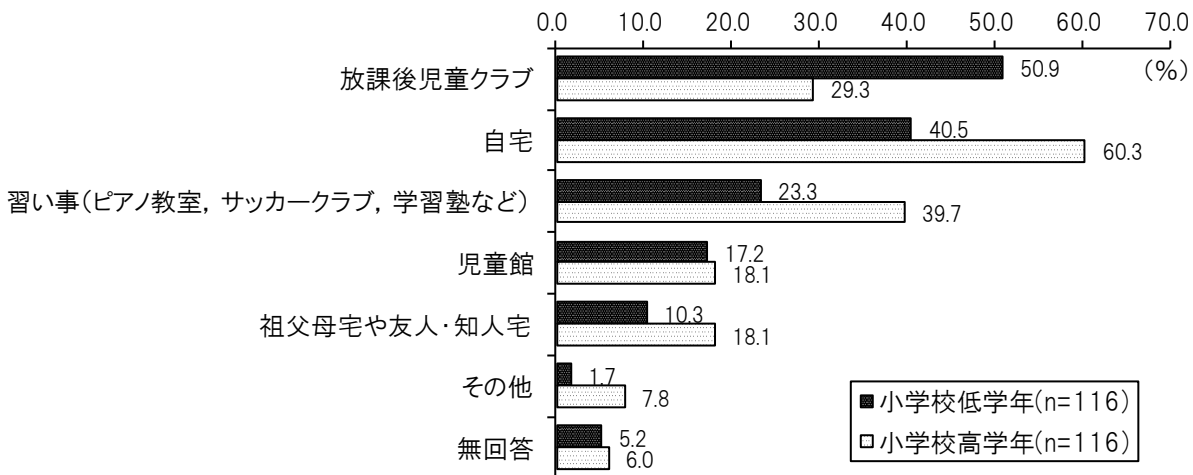
その時の対処方法としては、親族や知人にみてもらったことが多数を占めています。本市では「ショートステイ」や「トワイライトステイ」は未実施ですが、今後、ニーズの動向を見極めながら検討していく必要があります。



10 就学前児童の小学校入学後について（5歳児限定質問）

小学校入学後に希望する放課後の過ごし方としては、低学年のうち、放課後児童クラブで過ごさせたい保護者が半数を超えています。しかし、高学年になった場合は、自宅や習い事が中心となっています。4年生以上の受け入れ調整等については、今後、ニーズの動向を引き続き見極めながら検討していく必要があります。一方、小学校児童（1～3年生）における、放課後児童クラブの現在の利用は約4割（40.3%）で、今後の利用希望は過半数（52.0%）を占めています。

【小学校入学後の放課後の過ごさせ方の希望】



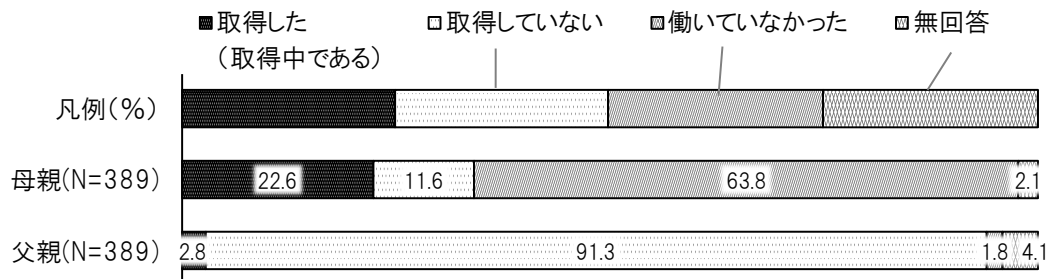
11 育児休業制度の利用について

子どもが生まれた時、育児休業を取得した母親は22.6%となっています。

一方、父親については2.8%にとどまっています。前回調査時と比べると、母親、父親ともに利用した人はやや増えていますが、どちらかといえば横ばいの推移です。

育児休業を取得した母親のうち、職場復帰した人の割合は8割（79.6%）と多数を占めています。

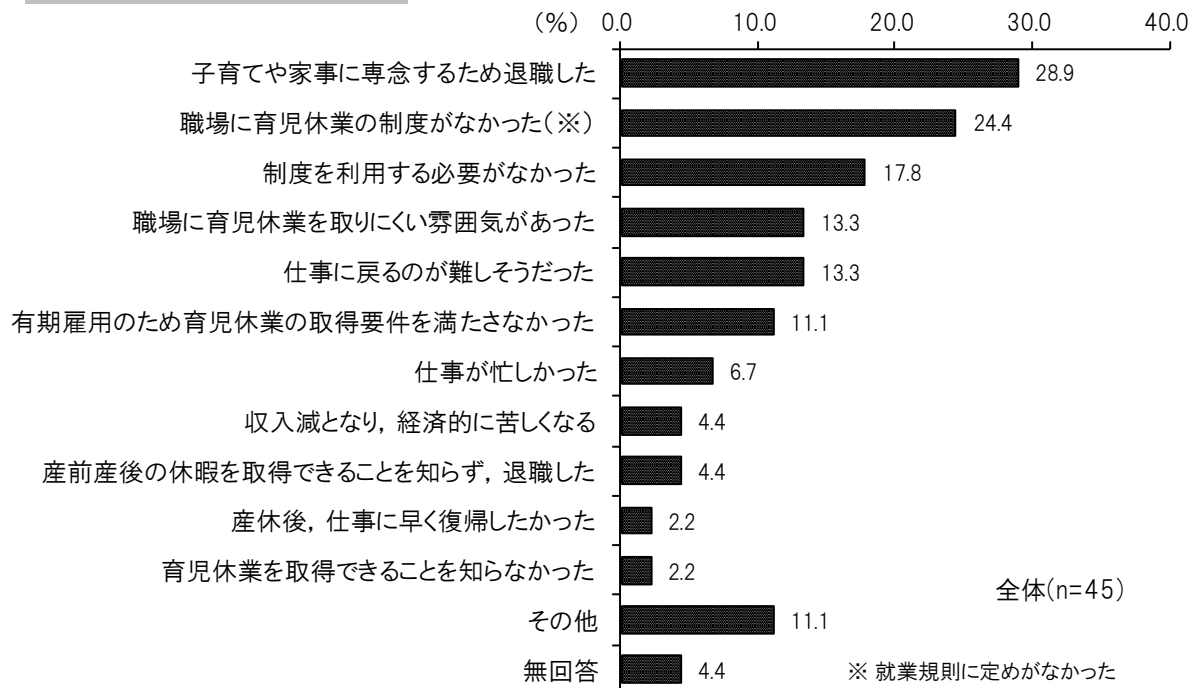
【育児休業取得経験】



育児休業を取得しなかった母親（1割程度）は「退職した」「職場に制度がなかった」「制度を利用する必要がなかった」といった理由をあげています。

事業所等への働きかけ等によって、育児休業を、より取得しやすい環境づくりを目指していく必要があります。

【育児休業を取得しなかった理由】



12 子育て全般について

(1) 理想の子ども数について

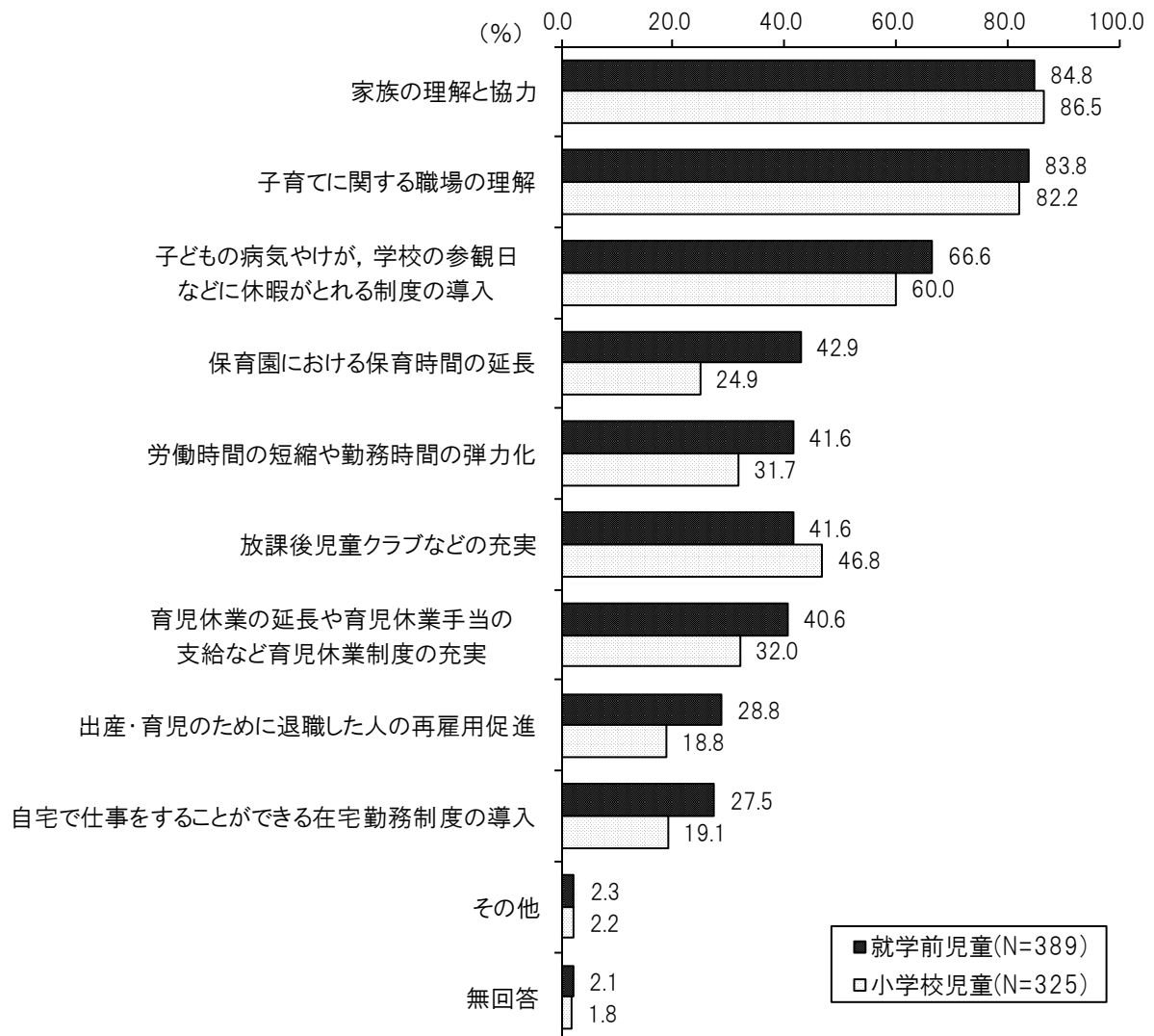
就学前・小学校児童の保護者ともに、予定の（実際の）子ども数の方が理想の子ども数よりも少なく、理想との差が目立ちます。

その理由としては、経済的な負担感、仕事と子育ての両立が難しいこと、そして子育ての心理的・肉体的負担感等があげられています。

(2) 仕事と子育て両立について

仕事と子育てを両立させるために「家族の理解と協力」「子育てに関する職場の理解」「子どもが病気やけがの時に休暇がとれる制度の導入」等が求められています。

【仕事と子育てを両立させるため必要と思うこと】

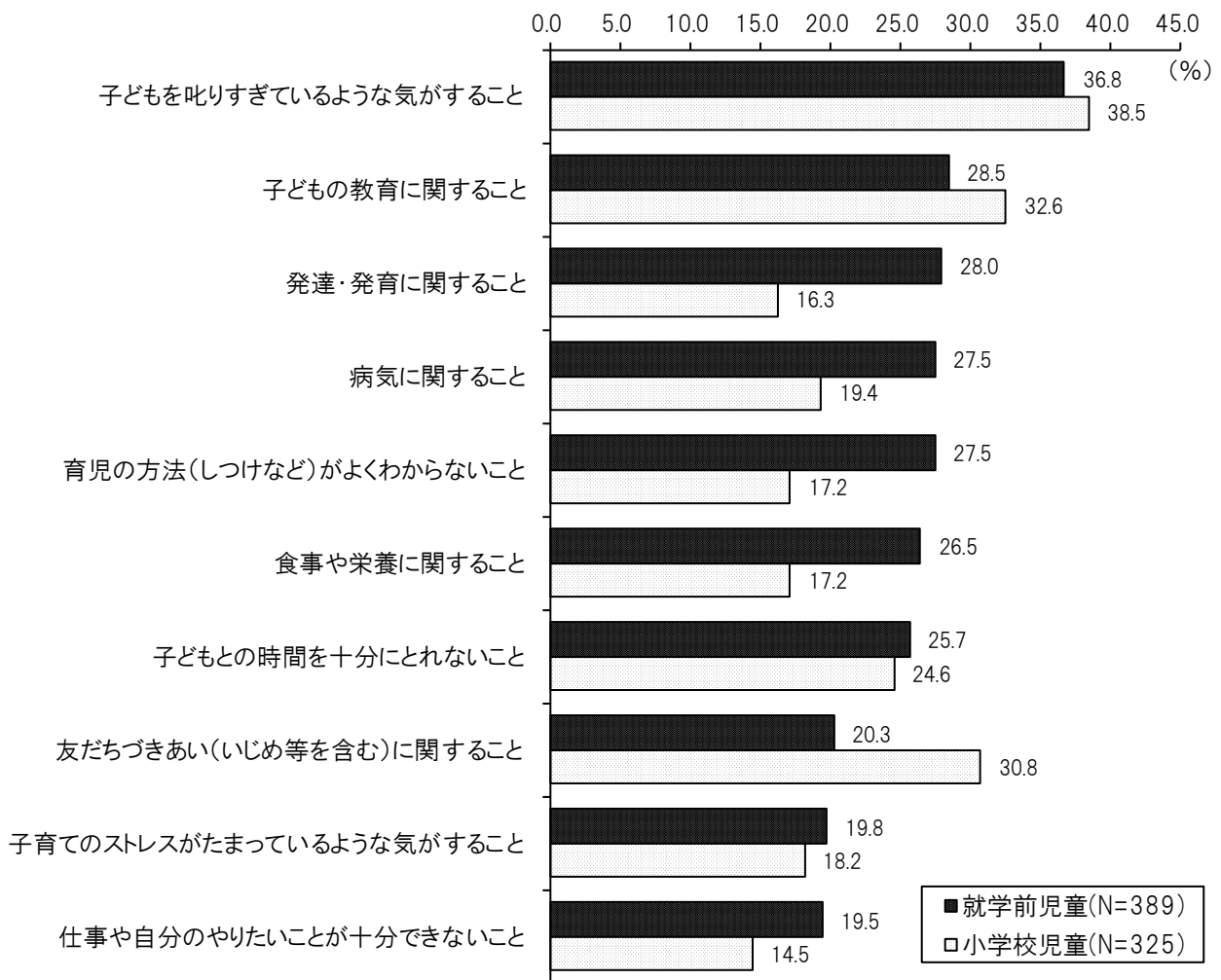


(3) 子育てに関する悩みについて

就学前児童保護者が抱く子育てに関する悩みについて、回答割合の高い順にみると、「叱りすぎ」「教育」「発達・発育」「病気」「しつけ」「食事や栄養」等、保護者が抱く子育てに関する悩みは多岐にわたっています。

小学校児童保護者の場合は、特に「友達付き合い（いじめ等を含む）に関すること」が、就学前児童を大きく上回っていることが特徴です。

【子育てに関する悩み】



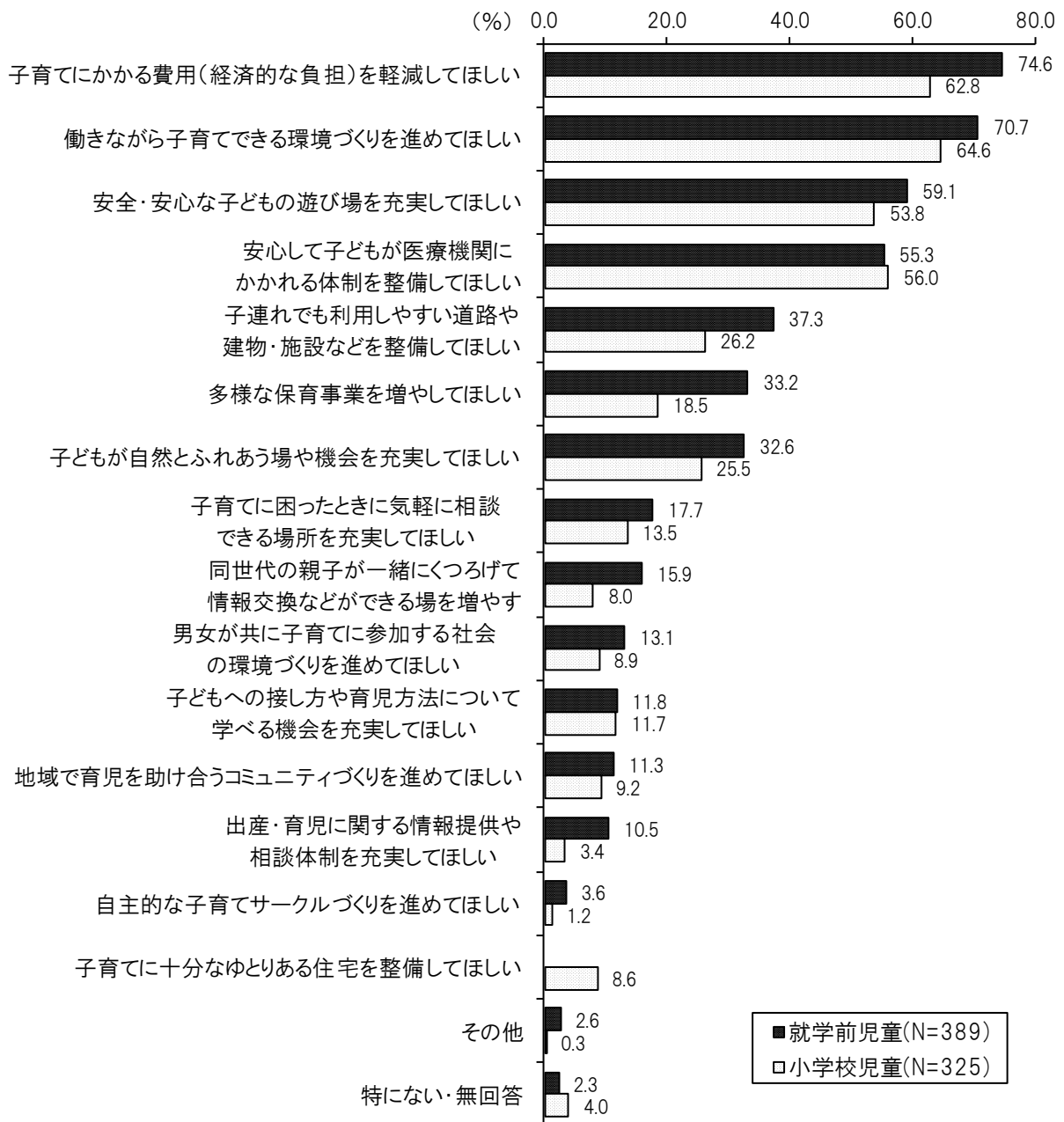
注：図では上位項目のみ表記しています

(4) 子育てしやすい社会のため必要と思う支援策

子育てにかかる経済的負担の軽減や、働きながら子育てできる環境、遊び場の充実や子どもを対象とした医療機関の充実等、就学前児童，小学校児童保護者ともに多岐にわたる施策の充実が求められています。

特に、子連れでも利用しやすい道路や建物等の整備については、就学前児童では小学校児童の割合を大きく上回っています。

【子育てしやすい社会のため必要と思う支援策】



【6】グループインタビュー調査結果の概要

計画の策定に当たり、子育て支援のあり方や、子育て支援事業への取り組みの方向性について、利用者の立場から直接意見を聴き取ることで、施策の実施に向けたヒントやキーワードを得ることを目的としたグループインタビュー調査を実施しました。

以下に、調査結果から読み取れる利用者目線の意見を整理し、概要として取りまとめています。

1 日常生活における子育ての現状

(1) 普段の生活状況及び平日と休日の違い

- 普段の生活については、朝と夕方に忙しさが集中。分刻みのスケジュール。平日は毎日多忙。息抜きなしに毎日続くことがストレスを加速。「自分の時間が持てないこと」が最も辛いこと。
- 小学生のバスの送り迎えも負担に。
- 特に、島外からの転入者にとっては、知り合いができるまでは精神面でつらい。
- 休日は夫の手助けもあるが、実家ほどの手助けにはならず、定期的に実家に帰り、スタミナ補給。困った時は実家頼り。
- 家事にも追われ、しつけ等子どもの発達や精神的ケアにも頭を悩ませる。お母さんを独り占めしたい子ども、兄弟の育て方「これが毎日続くのか」と行き詰まることもたびたびある。

(2) 江田島市での子育て評価

- 自然豊かで温かい人々、なじんでみれば子育てしやすい江田島は、今ではずっと住みたい場所になっている。
- 一方で、小児科、産婦人科がないこと。救急病院が呉にしかないことへの不安。急病に24時間対応してくれる一時預かり保育がないことも不便。
- 自然は豊かだが、小さな子どもが遊べる公園がないこと、外から島に越してきてから（なじむまでの）孤立・孤独感、等がマイナス点としてあがっている。

(3) 子育てに関する相談について

- 出産し、就学するまでの幼児期に、困った時駆け込むのが、子育て支援センター。一人で抱えきれなくなった問題をお母さんや先生に相談して解決できる、子育て支援センターは「生きた育児書」。頼りになる存在と高い評価を受けている。
- 就学すると育児期とは違う問題が持ち上がる。小学校に入学した子どもの情緒不安定。どう向き合ったらいいのか、親として精神面、学力面でフォローをどう行うべきか、子育て支援センターだけでは解決できない課題が浮上している。

(4) 子育て支援センターの利用状況

- 多い人は毎日。午前中に来て昼食を食べ、午後2時過ぎまで過ごす。
- 島外出身者が一人子育てに耐えられず利用し、つながりを得て、島での暮らしを充足させていく場として利用。
- 「誰も知らない中に一人で入って行く最初の利用のハードルの高さ」を指摘する声もあり、「一人でも気軽に利用しやすい」配慮が求められている。

(5) 子育て支援センターの評価

- 様々なつながり・ネットワークが生まれ、子育ての不安や孤独が解消し「ありがたい」存在として、子育て支援センターの評価は高い。

(6) 子育て支援への要望

- 保護者が体調不良の場合の、子どもの預け先がないことに対する不安の声があがっている。
- また、慣れない環境へ子どもを預ける不安、送り迎えの身体的負担が増す等、現状の一時預かりに対する不満も聞かれた。
- 自宅に来て子どもを見てもらえる、あるいは、すぐ近くに子どもを安心して預けられる「身内の代わり」として利用できるファミリー・サポート・センターへのニーズがあがっている。
- 江田島は自然は豊かだが、安心して遊ばせることができる公園がないことが不足として多くあがっている。子どもの身体の発達を促す遊具が備わった呉市のポートピア公園のようなものが要望されている。

2 保育園の利用と幼稚園のニーズについて

(1) 保育園の選定基準

- 将来入学する校区にある保育園を選んでいる。他に選択の余地なしという状況。
- 「保育園から小学校卒業まで1クラスでみんな一緒に幸せ」という考え方。

(2) 保育園への不満

- 保育園は遊ぶばかりで、一歩先の教育をしてくれないことに、不安や焦りを感じている。
- 保育園の園長先生や職員で対応が異なることへの不満もある。

(3) 幼稚園ニーズ

- 幼稚園の方がお得。サービスがいいイメージ。
- 隣の広島市や呉市からの幼稚園情報が入ると、幼稚園がある地域への羨望が高まる。
- 保育園で、幼稚園並の幼児教育を・・・といったニーズは非常に高い。

3 認定こども園等の今後の整備について

(1) 認定こども園の認知度

- 「こども園」は聞いたことはあるが、実態の理解・把握はない状況。

(2) 認定こども園に対する評価（資料を提示して）

- 1号に認定された場合（3歳以上で主に専業主婦の家庭）、現在、通わせている保育園から新しくできた認定こども園に転園させなくてはならず、子どもの環境が大きく変わってしまうことへ大きな懸念が生じ、冷静な評価ができない状況となった。
- 「江田島市のためには、できることは良いとは思うが、我が子が就学してからの開園を希望」という評価。
- 「1号認定される専業主婦は損な立場」といったマイナスな受け止め方をする人も。

(3) 認定こども園の利用意向

- 現在、保育園を利用している出席者からは、積極的な利用意向は見られなかった。
- 「平成27年4月、3つの認定こども園設置を目指す」という現在の計画を知り、大きく（転園等で）子どもの環境が変わるのであれば、賛成しかねるという声も。
- そのため、事業展開に当たっては、より理解を得やすい周知・広報が必要である、という課題が浮上。

(4) 認定こども園への要望

- 移行期の特別措置（緩和措置）が求められている。
- 園バス、給食への要望は強い。

4 子育て支援全般について

(1) 延長保育について

○現状の18時45分から15分延長して19時まで、という要望ライン。

(2) 子育て支援センターについて

○例えば、保健師や元看護師等、地域に医療関係に詳しい人が一人でもいてくれたら助かる、というニーズ。「病院に連れて行った方が良いのかどうか？」等、気軽に専門的なことを相談できる人が求められている。

(3) 一時預かり保育について

○現状の「一時預かり保育」が利用しにくいという意見が多く出ている。
江田島市には幼稚園が無く、母親が専業主婦の場合、就学までの期間、一時預かりでしか子どもは集団生活を経験させることができない。
就学後、集団生活になじむことができるのだろうかと不安を感じ、江田島市での子育て環境への不満も生じている。

○月4回しか利用できないこと（他市では十数回のところも）、3日前からの予約、提出書類の面倒さ、一時預かりが全ての保育園で行われてないこと等、不満の声は多くあがっている。より利用しやすい制度としての整備が求められている。

(4) 学童保育（放課後児童クラブ）について

○「保育」に力点が置かれているが、宿題を見てくれる、わからない所は教えてくれる等、学習面でのフォローも併せて求められている。

○少子化で帰宅後近所に遊ぶ子どもがいない地区が多く、学童に参加していない子どもは、学校を出ると遊び相手がいない状況になっている。そういった子育て環境を不安に感じており、長期の休みには、要件を満たしていない専業主婦家庭でも、学童参加容認のニーズがあがっている。

(5) ファミリー・サポート・センターについて

○より「身内的」な子育てサポートが望まれている。地域のマンパワーを活用したファミリー・サポート・センターへのニーズは強い。

(6) 病児・病後児保育について

○病児、病後児保育へのニーズは強い。

第3章 本市における子育て支援の課題

【1】子育て支援施設の充実

保育ニーズに応じた、働きながら子育てできる環境づくりと施設整備

- 現在、本市では多くの子どもが「保育園」を利用しています。利用者について、過去の推移では増減を繰り返しながらも、一定の利用がみられ、今後の利用希望者も多くなっています。
- 保育園入園希望者は、近年、0～2歳児で高いニーズがみられます。
また、就労する母親も増加傾向にあり、保護者が働きながら子育てできる環境づくりに向けて、より一層の注力が求められています。
- 一方で耐震性の問題や老朽化した施設が多いこと、施設規模に対して入所児童数が少ない園も目立つ等、様々な問題を抱えています。
- そのため、施設の老朽化・耐震化対策等、地域に応じたバランスのとれた施設配置の整備計画等、抜本的な見直しも喫緊の課題となっています。
- 施設整備については、ニーズ調査結果等より、遊具・駐車場等設備が整った施設、スムーズな就学移行、スポーツ・教育面で新しいカリキュラムへの取り組み、延長・一時保育等を集約した大規模な施設が求められています。

幼稚園や認定こども園を軸とした、教育ニーズは高い

- 本市には「幼稚園」がありませんが、ニーズ調査における今後の利用希望では2割のニーズがみられ、「教育」や「スムーズな就学移行」に対するニーズが依然として根強いことが伺えます。
- また、「幼稚園」と「保育園」の機能や特長を併せ持った「認定こども園」の利用希望も「幼稚園」に近い割合であがっており、ニーズに応じた施設の提供体制が求められています。
- 特に、グループインタビュー調査では、「保育園では、一步先の『教育』をしてくれない」と、不安や焦りを感じている意見も目立ち、施設・設備の充実とともに、教育や保育を提供するための人材の確保、技術・技能を含む質の向上も求められています。
- 子どもの豊かな心を育てる環境として、教育が果たす役割は大きく、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や豊かな人間性を目指した教育が期待されています。就学後のみならず、就学前からの取り組みを充実することにより、スムーズな就学移行を目指すことも必要です。

【2】地域における子育て支援の充実

現状の利用率を大きく上回る子育て支援センターの利用ニーズ

- 子育て支援センターは子育て親子の交流の場、相談の場、情報交換の場として、相談事業を中心に様々な活動を行っています。
ニーズ調査では、子育て支援センターの現在の利用率は2割、今後の利用希望は4割近くとニーズの高さが伺えます。

多岐にわたる「子育ての悩み」と求められるセンター機能の充実

- 一方、ニーズ調査結果では、子育てに関する悩みとしては「叱りすぎ」「教育」「発育・発達」「病気」「しつけ」等、多岐にわたっています。
- グループインタビュー調査では、しつけ等子どもの発達や精神的ケアに悩む意見が目立つ一方で、子育て支援センターは「生きた育児書」「頼りになる存在」と利用者から高い評価を受けています。
- 子育て支援センターにおいては、育児に関する講座や子育てサークル等への支援をはじめ、相談機能や情報提供、親同士のネットワークづくり等、支援の拡充を図りながら、その機能を強化していく必要があります。

ニーズが高い一時保育への対応

- 一方、家庭で子どもを見ている保護者の利用を中心とする「一時保育」の利用率は僅かですが、今後の利用希望は3割以上を占め、ニーズは高くなっています。
保育園等の大規模な施設や子育て支援センター等、身近な場所での「一時保育」が求められています。

【3】仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

増加傾向にある共働き世帯

- ニーズ調査結果では、就学前児童の母親の4人に1人（25.2%）がフルタイム、4割近くがパートタイムで就労しており、合計6割以上が現在就労していることとなります。
小学校児童では就学前児童に比べ母親の就労割合は高く、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向が伺えます。
- 5年前の「次世代計画」策定時に実施した調査と比較すると、就労する母親は増加傾向となっています。

現在、働いていない母親も就労ニーズは高い

- 現在、パート・アルバイトで就労している就学前児童の母親の半数が、フルタイムへの転換を希望しているほか、現在、就労していない母親の大半が、今後、パート・アルバイトを中心とした就労を希望しています。

育児休業を取得した母親の大半が再就職

○母親の育児休業取得率は約2割で、その大半が職場復帰をしています。

さらに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進に向けて、職場や家族の理解・協力が求められています。

継続的に求められるワーク・ライフ・バランスに向けた保育サービスの充実

○仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することは、女性の就業率において、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦減少し、その後、再び上昇をみせるいわゆる「M字カーブ」の解消をはじめ、育児・介護も含め、家族が健康を維持しながら安心して暮らしていく上でも重要です。

○そのため、子育て支援施設における多様な保育サービスを充実するとともに、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、住民への啓発活動の強化、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援等の取り組みが、引き続き重要です。

ニーズに応じた適切な施設・事業整備と供給量の確保

○本市の場合は、育児休業取得後にほとんどの母親が職場復帰することから、継続して就労を希望する場合でも、ニーズに応じて適切に子どもを預けることができる子育て支援施設や事業の整備、量の確保が必要です。

【4】放課後児童クラブの充実

○本市の小学校児童保護者を対象としたニーズ調査では、放課後児童クラブの現在の利用率は4割ですが、今後の利用希望は過半数となっています。

新制度では、放課後児童クラブについて、対象が6年生までの拡大が法定化されることから、今後の需要拡大が見込まれており、増加する子どもの受け入れ先の整備と適正規模の指導員の確保が必要です。

【5】安心して出産と育児のできる体制の充実

○ニーズ調査結果では、子育てに関する悩みとして「叱りすぎ」「教育」「発育・発達」「病気」「しつけ」「食事や栄養」等、母子保健や子どもの健康に関する悩みも多く見受けられます。

○国では、新制度のもと「妊婦健康診査」や「乳児家庭全戸訪問事業」等、母子保健に関する事業を改めて位置付けています。本市では、「第2次健康江田島21計画」等に基づいて、様々な母子保健事業を推進しています。

○妊娠・出産期の支援については、これからも安心して妊娠や出産ができるよう、すべての妊婦への受診勧奨を推進する等、保健対策を充実させ、継続していく必要があります。

【6】配慮を必要とする子どもや家庭への支援

○児童虐待の相談先や通報先の認知は、いずれも3割程度と現状では高くはない状況です。一方で、子どもに対して「必要以上に怒鳴ったことがある」「感情のまま叩いたことがある」等高い割合で出現しています。児童虐待をはじめ、ひとり親家庭、障害児等、配慮を必要とする子どもや家庭の問題は、本市においても多様化・複雑化しています。より専門的な支援を行うための人材の確保や育成等、継続的な支援に向けた取り組みが必要です。

【7】安全・安心な子育て環境の充実

- ニーズ調査では、就学前児童・小学校児童保護者の大半が、地域社会に対して、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」「危険な遊び等を注意してほしい」と感じています。
- グループインタビュー調査では、江田島の自然は豊かだが、安心して遊ばせることができる公園がない等の不満が聞かれました。
子どもの身体の発達を促す遊具が備わった、比較的大きな施設が要望されています。
- 安全・安心な遊び場等、子どもの安全の確保が求められています。
防犯や交通安全対策を充実させ、子育て家庭が暮らしやすい生活環境等の整備も引き続き重要です。

はい、ポーズ！！



第4章 子育て支援の基本的な考え方

【1】基本理念

本市では、「江田島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、子どもや子育て家庭を地域社会全体で支えあう協働のまちづくりにより、安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみが感じられる社会、さらには子どもがたくましく健やかに育つ社会の実現に向けた環境づくりを推進してきました。

本計画においては、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、次世代育成支援行動計画において定めた基本理念を引き続き踏襲することとします。

● 本計画の基本理念 ●

～健やかな子どもの育成をめざして～

地域で見守り 支えあう

子育てにやさしいまち えたじま

【2】基本目標と取り組み方針

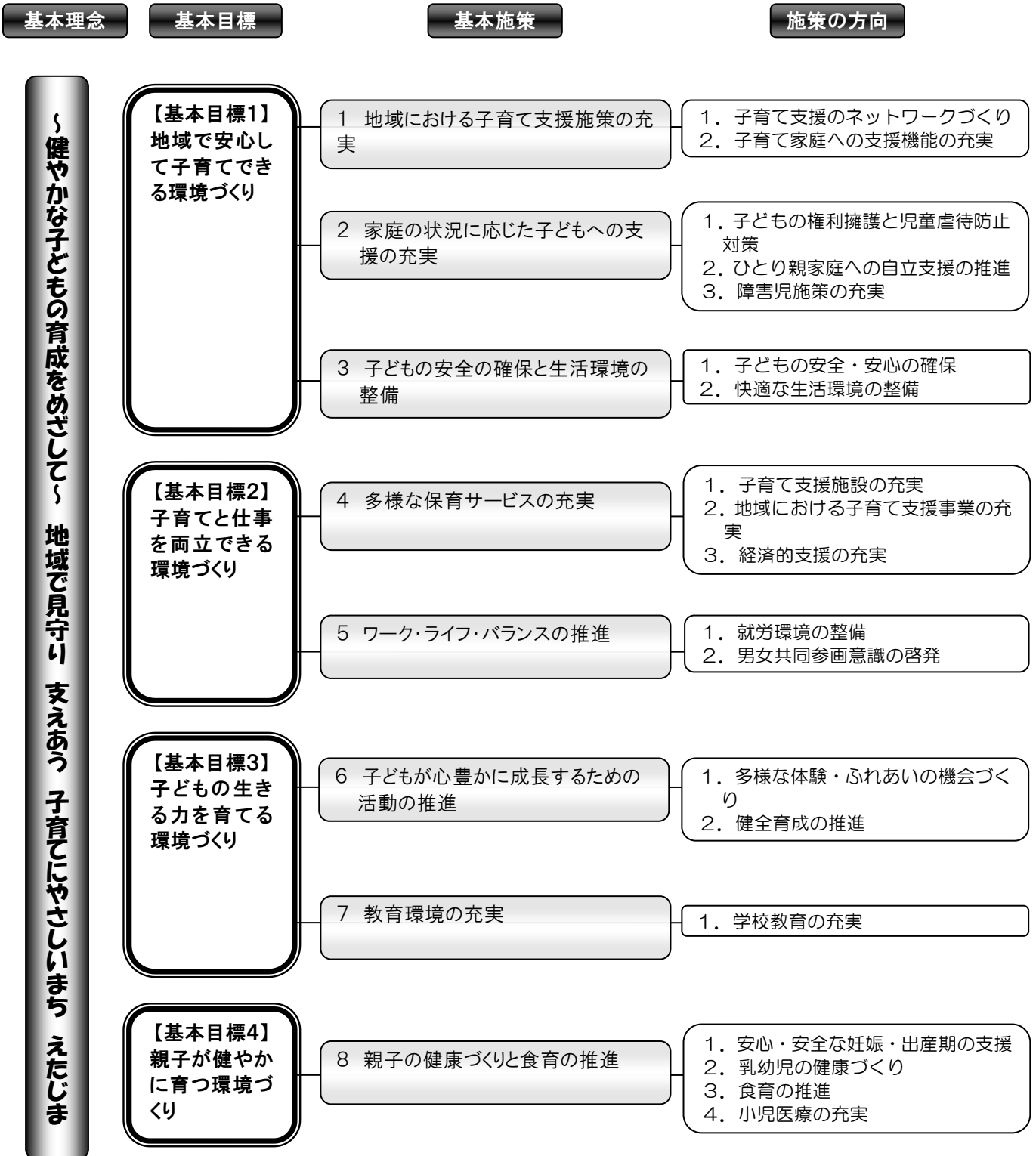
基本理念を具体化するための「基本目標」について、先に述べた本市における子育て支援の課題等を踏まえ、次の4項目を設定し、それぞれに「基本施策」を定めます。

取り組みに当たっては、就学前の教育及び保育を適切に提供できる抜本的な施設整備の推進をはじめ、妊娠、出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能を充実する等、子どもの健全な育成のための総合的な子育て支援の環境づくりを推進します。

【基本目標】

- | | |
|---------|--------------------|
| 【基本目標1】 | 地域で安心して子育てできる環境づくり |
| 【基本目標2】 | 子育てと仕事を両立できる環境づくり |
| 【基本目標3】 | 子どもの生きる力を育てる環境づくり |
| 【基本目標4】 | 親子が健やかに育つ環境づくり |

【3】子ども・子育て支援施策の体系



【4】施策の展開方向

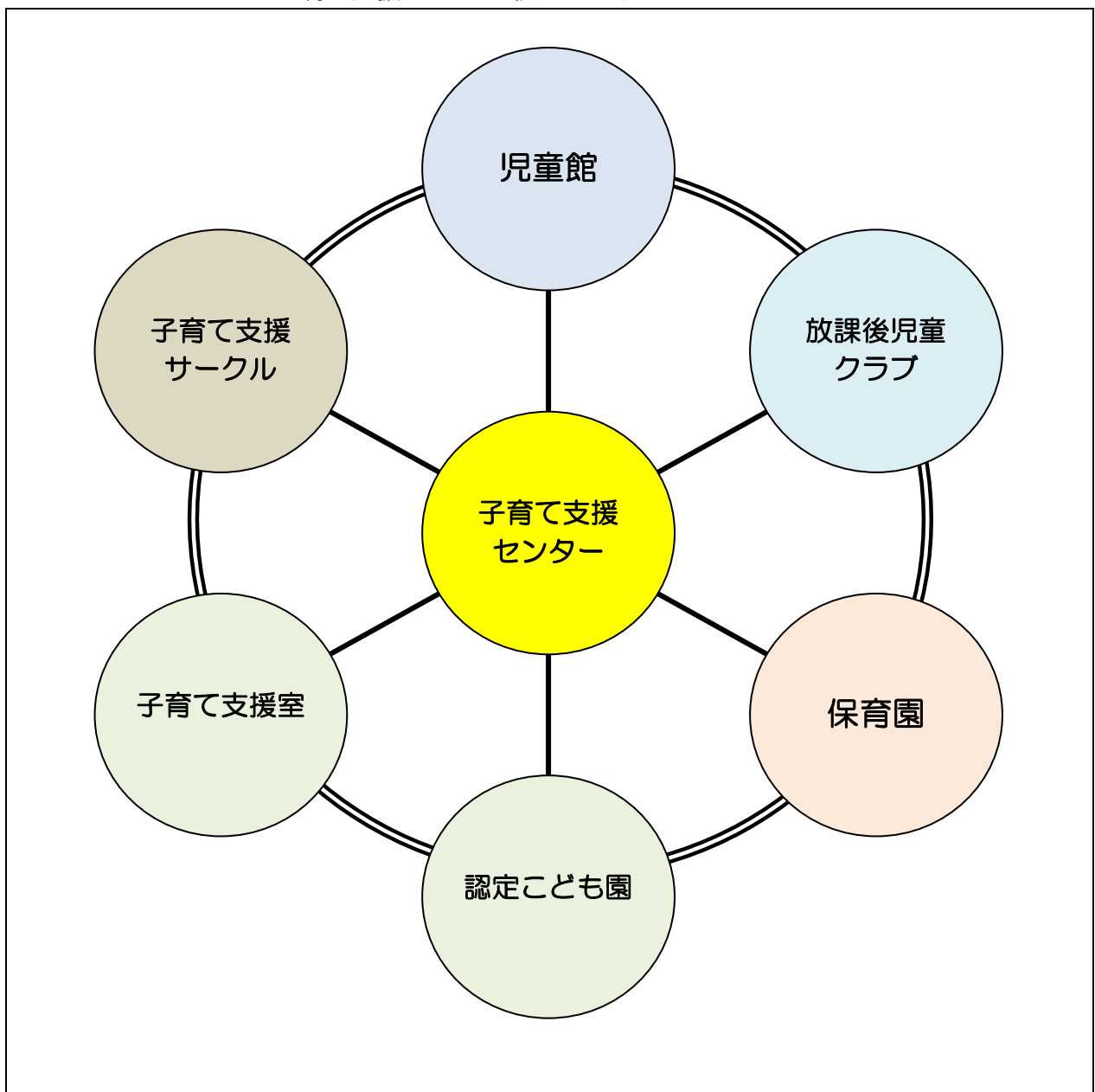
【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり

1 地域における子育て支援施策の充実

子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図るため、身近な場所で気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整えます。

行政組織の連携を深め、子育て支援センターを核とした保育施設・児童館・放課後児童クラブ・子育て支援サークル等のネットワークを形成し、それぞれの機関がもつ特長を生かし、相互に補完しながら利用者がサービスを選択できる体制づくりを進めます。

◆子育て支援センターを核としたネットワークイメージ◆



(1) 子育て支援のネットワークづくり

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|-----------------|--|-----------|
| 子育て意識の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の温かい交流で支え合うコミュニティづくりに向けて、声かけやあいさつ、近所づきあいや見守り等を大切にする地域づくりを推進し、全市的に地域福祉に関する意識向上を図ります。 ●行政をはじめ、子育てに関わるあらゆる人や機関が連携し、より身近な場所で利用者同士が助け合い、支え合えるような場所と機能を整え、地域全体で見守り、支えていくという意識の醸成に向けた啓発活動を推進します。 | 全部局 |
| 子育て支援サークルの育成・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●子育ての悩みや不安解消、仲間づくりを目的とした自主的な子育てサークルの育成・支援に努めます。 | 子育て支援センター |
| 家庭教育支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育・子育て講座等を開催し、地域で子育てしやすい環境づくりを目指します。 ●子ども会等地域の子どもの健全育成組織の自主的な活動を支援します。 | 生涯学習課 |

(2) 子育て家庭への支援機能の充実

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|---------------|--|----------------|
| 子育て支援センター運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●子育ての悩み相談をはじめ、子育てサークルへの協力等、子育て中の親子が交流し、育児の悩みを解消したりするための出会いの場、遊びの場、学びの場等を総合的に提供し、子育て家庭への育児支援を行います。 ●地域との連携を充実し、世代間交流の場としての活動も推進します。 ●職員体制や支援事業・内容等、より効率的にまた効果的に推進できるよう努めます。 | 子育て支援センター |
| 園庭開放 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育園の専門的な養育機能を地域に開放し、子育て家庭をはじめ、誰でも参加できる園庭開放の充実に努め、子育てへの相談・助言を図ります。 | (保育園) |
| 児童館運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童館や保育園等の児童福祉施設をはじめ、学校・公民館等の教育施設がもつそれぞれの機能を活用しながら関係機関・組織が連携協力し、地域全体で子育て支援に取り組めます。 | 子育て支援センター(児童館) |

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|-------------|--|-----------|
| 母子保健推進員活動 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子保健推進員は、子どもが健やかに育つように、妊婦や子ども、子育て中の家庭を見守り、「身近なよき相談役」として、それぞれの地域で活動します。 ●地域住民と行政のパイプ役として、妊産婦や乳幼児等の保健に関する問題点を把握し、相互に連携して支援します。 | 保健医療課 |
| 育児教室 | <ul style="list-style-type: none"> ●「すくすくくらぶ」、「すくすくベビーくらぶ」等の育児教室を開催し、子育て中の保護者同士の交流や仲間づくり、子育てに関する情報交換、相談の場の充実に努めます。 | 保健医療課 |
| 情報提供機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●必要な時、必要な人に、子育てに関わる情報を提供します。 ●子育て支援センターでは、保育園の入園相談をはじめ、子育てに関する情報を集約し、情報発信と相談体制の充実に努めます。 | 子育て支援センター |
| 江田島市家庭児童相談室 | <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターでは、家庭での適切な児童養育をはじめ、児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。 相談室では、母子・父子自立支援員兼家庭相談員、保健師、保育士を配置し、専門性の高い相談に対応します。 ●今後は窓口の一本化、関係部署との連携の強化等に努め、相談体制のより一層の充実に努めます。 | 子育て支援センター |

2 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実

新制度では、すべての子どもと子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが基本指針で求められています。

今後も江田島市要保護児童対策協議会をはじめ、関係機関や地域との連携を充実し、虐待の早期発見や、発見した場合の迅速かつ適切な対応を図ります。

ひとり親家庭への生活支援等を行うとともに、個々の家庭状況に応じた、悩みや不安の相談体制を強化します。

また、障害児に関する関連計画、関係機関等との連携を十分に図り、支援を促進します。

(1) 子どもの権利擁護と児童虐待防止対策

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|--------------------------|---|-------------------------|
| 人権啓発事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもが健やかに育つために、保護者をはじめ社会全体が、子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを再認識し、自らの責任を果たすための啓発を推進します。 ●誰もが住んで良かったと思えるまちづくりの実現を目指し、確かな人権認識を基盤とし、お互いの人権を尊重し合う人間性豊かな人づくりを推進します。 | 人権推進課 学校教育課 生涯学習課 |
| 子どもの相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●市内の小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の相談に応じます。 ●スクールカウンセラーの相談事業では、県等の事業を活用しながら実施し、児童生徒及び保護者の心のケアと課題解決に努めます。 ●児童生徒及び保護者の相談しやすい体制づくりに努め、広報等で周知を図ります。 | 学校教育課 |
| 子育て支援センター事業 (虐待の早期発見) | <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターでは、にこ♡にこひろば、にこ♡にこ身体計測、オープンスペース等を利用して、親子が交流することにより、育児不安の解消に努めます。また、虐待につながる育児不安や育児疲れ等を早期に発見し、虐待の未然防止に努めます。 | 子育て支援センター |
| 要保護児童対策地域協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待の早期発見及び、リスクの高い子どもの保護者、育児不安を抱える母親・家族等の悩みに対し、必要な助言や指導を行い、虐待の未然防止や再発の防止に努めます。 ●個別のケースについては、要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携して迅速で適切な対応を図ります。 | 子育て支援センター |

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|----------|--|-------|
| 家庭教育支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●広島県家庭教育応援プロジェクト事業の一つである「親の力」を学ぶ「小規模な子育て講座」を開催し、プログラムに沿った、ワークシートの活用や参加者の自由な発想による家庭教育支援事業を展開します。 ●講座終了後に個別相談を行い、内容によって専門部署等に紹介する等、継続して実施します。 | 生涯学習課 |

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|-----------------------|---|-----------|
| 母子・父子自立支援員の配置と自立支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターに母子・父子自立支援員兼家庭相談員を配置し、関係部局と連携し、きめ細かな相談に応じます。 ●ひとり親家庭への支援リーフレットの配布や子育て支援センターで実施する「にこにこママの再就職支援相談」を開催し、再就職支援等の相談機能の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。 | 子育て支援センター |
| 母子・父子家庭自立支援給付金事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親が、就労に結びつく能力開発の教育訓練を受講する場合、その費用の一部を支給します。また、就職に有利な資格取得のため、養成機関で終業するまでの期間、訓練促進費を支給する等、ひとり親家庭の自立を促進します。 ●自立支援給付金の申請の機会を利用して就労に関する法律、保育サービス等、働くことに関する必要な情報提供やハローワークとの連携による、早期就職に向けた支援を行います。 | 子育て支援センター |
| 児童福祉施設措置入所事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子並びに監護を必要とする児童の保護と自立の促進を図るため、母子生活支援施設等への入所を措置します。施設入所を必要とする母子家庭のケース状況に応じて一時的な保護の必要性と同時に、対象者の将来の生活も考えながら母子の自立を支援します。 | 子育て支援センター |
| 児童扶養手当 | <ul style="list-style-type: none"> ●父母が婚姻を解消した時や父または母が死亡した時等、児童を監護している母または養育者に児童扶養手当を支給します。 | 社会福祉課 |

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|----------------------|--|-----------|
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県費） | <ul style="list-style-type: none"> ●母子・父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童の福祉を図るため、県の制度の修学資金や生活資金等、各種資金を無利子又は低利で貸し付けます。 ●この事業の申請窓口、申請書類の進達を子育て支援センターで対応します。 | 子育て支援センター |

（3）障害児施策の充実

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|--------------------|--|-------|
| 訪問指導 | <ul style="list-style-type: none"> ●保健師が家庭を訪問し、必要な情報の提供や病気・障害の早期発見に努めます。 | 保健医療課 |
| 乳幼児健診 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害等の早期発見のため、専門職による健診を実施します。 | 保健医療課 |
| 発達相談 | <ul style="list-style-type: none"> ●健診で発達上の所見のあった幼児に対して、乳幼児健診精密健康診査として「発達相談」を実施し、医療機関や療育機関の紹介を行います。その他、言葉の発達を中心とした相談を随時実施します。 | 保健医療課 |
| 乳幼児健診事後フォロー教室 | <ul style="list-style-type: none"> ●身体を使った遊びを通じて発達を促すための遊びの教室や個別相談を行います。 | 保健医療課 |
| 一貫した療育相談体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉・教育の各分野と連携を図り、障害のある子どもの成長段階に応じた一貫した支援体制の整備を図ります。 | 社会福祉課 |
| 「ノーマライゼーション」の理念の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ●江田島市障害者第4期障害福祉計画（概要版）及び江田島市地域福祉計画（概要版）の配布により、「ノーマライゼーション」理念の普及啓発活動を推進します。 | 社会福祉課 |
| 障害福祉サービス | <ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス、障害児通所支援事業及び地域生活支援事業等を実施します。 | 社会福祉課 |
| 特別児童扶養手当 | <ul style="list-style-type: none"> ●20歳未満の精神または身体に障害のある児童を監護している父若しくは母、または養育者に特別児童扶養手当を支給します。 | 社会福祉課 |

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|---------------|--|----------------|
| 障害児福祉手当 | <ul style="list-style-type: none"> ●在宅の20歳未満の身体・知的または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障がいのある児童に障害児福祉手当を支給します。 | 社会福祉課 |
| にこ♡にこ 身体計測 | <ul style="list-style-type: none"> ●身体計測を実施し、乳幼児期の身長・体重計測を実施します。 | 子育て支援センター |
| 各種経済的支援・生活支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●各種制度に基づき、経済的負担の軽減等を支援します。また、補装具の給付、日常生活用具の給付等の制度利用を進め、障害のある子どもを養育する家庭の経済的負担を軽減します。 ●特別支援教育就学奨励事業：特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な学用品費や給食費等の一部の援助を行います。 | 社会福祉課 学校教育課 |
| 保育料の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもの保育料を減免する等、保護者の経済的負担等を軽減します。 | 子育て支援センター |
| 障害児保育 | <ul style="list-style-type: none"> ●支援を要する子どもの個別のニーズに対応するため、専門機関等と連携し、支援計画に基づいた保育を実践します。発達障害児の保育園への早期入園を奨励します。 ●家庭保育に欠けない発達障害児の保育園への入園は、発達障害児支援法第7条により早期入園を奨励するとともに、発達障害児の支援方法、障害保育の実践にあたって保育士の資質向上を図る目的で保育士の研修会を実施します。 | 子育て支援センター |
| 学校内支援体制の充実等 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校教育では、就学相談の充実や施設整備等、障害のある子どもへの配慮に努めるとともに、特別支援教育の推進に取り組みます。 ●障害のある子どもに関わる教職員の研修を充実し、資質の向上を図ります。 ●校内支援体制の充実、支援員の配置、校内委員会を開催します。 ●特別支援が必要な児童生徒については、専門家から意見を求め、適正な就学指導を行います。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●教職員の専門性の向上、特別支援教育コーディネーター研修会の実施、支援体制の整備、専門家による教育巡回相談、就学時検診、教育支援委員会等を実施します。 | 学校教育課 |

3 子どもの安全確保と生活環境の整備

防犯や交通安全に対する意識啓発をはじめ、安全・安心確保のため、地域住民の自主活動等を支援し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進します。

また、安心して遊べる公園の整備・充実等、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

(1) 子どもの安全・安心の確保

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|-------------------|--|---------------------|
| 通学路等の安全点検 | <ul style="list-style-type: none"> ●通学路や学校内外の危険箇所や改善の必要な箇所を把握及び改善に努め、学校安全対策の向上を図ります。 | 学校教育課 |
| 見守り活動の実施等 | <ul style="list-style-type: none"> ●自主ボランティアにより、登下校時に街頭指導や青色回転灯付防犯パトロール車を利用した見守り活動を実施します。 ●公用車へ青色回転灯を順次設置し、見守り活動を実施します。 ●「こども 110 番の家及び店」の登録を推進し、通学路等児童生徒の安全確保に努めます。 ●不審者情報等を入手したときには、教育委員会を通じて、保育園や学校等保護者に連絡できる体制を構築します。 ●「地域安全マップづくり」をはじめ、防犯意識を高める「安全・安心まちづくりセミナー」を県との共催により開催します。 | 危機管理課 |
| 交通安全教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教育の徹底を図るため、広報活動や各種講習会、交通安全教室等の充実を図ります。特に幼児や高齢者等の交通弱者への交通安全知識の普及を推進します。 ●保育施設・学校で交通安全教室を開催し、交通安全意識の普及啓発に努めます。 | 総務課 |
| ガードレール・ガードパイプの設置等 | <ul style="list-style-type: none"> ●安心して利用できる歩行空間を確保できるよう、通学路を中心に、ガードレール・ガードパイプを設置します。 ●歩道や自転車道等の整備、交差点の改良等交通安全施設の計画的な整備に努めるとともに、自転車利用者への正しい乗り方、駐輪方法等の普及啓発に努めます。 | 建設課 総務課 学校教育課 |

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|----------------------|--|--------------------|
| 公共施設の快適設計・バリアフリー化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもをはじめ高齢者や障害者が安全で自由に行動し、社会参加できるよう、公共建築物や歩行者空間・公園等のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入を進めます。 | 建設課 都市整備課 |
| 施設の安全管理体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの安全を確保するために、保育施設、学校等に情報を的確に伝えるとともに、市全体で迅速に情報伝達できるような体制づくりを進めます。 ●保育施設や学校等、安全管理体制の徹底に努め、遊具の安全点検を実施する等安全管理の徹底を図ります。 | 学校教育課 子育て支援センター |

(2) 快適な生活環境の整備

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|---------------|---|--------------------|
| 児童館運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみで子どもの健全育成を推進できる体制を進めるとともに、児童館が持つ機能を十分活用し、遊びや学びの拠点施設として有効に活用します。 | 子育て支援センター (児童館) |
| 子育て支援センター運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターでは、平日の午前10時～午後4時をオープンスペースとして開放し、親と子の遊び場、親子が気軽に集う場として、利用の促進を図ります。 ●センターの屋外には、遊具、にこ♡にこプール、花壇等を設置、また、屋内にはボールプールをはじめ、滑り台等の遊具を備え、季節や天候に左右されることなく利用できます。 | 子育て支援センター |
| 児童公園等の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童公園の遊具の安全点検を定期的実施し、安心して利用できる憩いの場としての公園管理に努めます。 ●安全で快適な公園利用の確保のため、自治会・地域ボランティアによる、清掃・草刈等を定期的に行います。 | 都市整備課 |

【基本目標2】子育てと仕事を両立できる環境づくり

4 多様な保育サービスの充実

保育施設の適切な整備計画に基づく提供体制及び保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズの変化に、きめ細かく対応した保育サービスを推進するとともに、経済的支援を充実し、子育てに対する負担感の軽減を図ります。

(1) 子育て支援施設の充実

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|------------------|---|----------------|
| 教育・保育事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労等により、平日昼間、家庭で保育できない乳幼児や3歳以上のすべての子どもが集団で教育・保育が受けられる環境を確保します。 | 子育て支援センター（保育園） |
| 一時保育（預かり）事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●利用ニーズと利用児童数とのバランスを考慮しながら、家庭の諸事情等で、保育ができない場合に一時的に子どもを保育施設で預かります。 ●利用施設の拡充等、気軽に利用できる環境を整え、保護者が抱える子育て負担の軽減を図ります。 | 子育て支援センター（保育園） |
| 特別保育事業（延長保育） | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間後に延長して保育を実施し、仕事と子育ての両立を支援します。 | 子育て支援センター（保育園） |
| 病児・病後児保育への取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の不安を軽減するため、病児・病後児の受け入れ体制を確保するため、病院等の医療機関との連携を図り、関係機関と総合的に検討していきます。 | 子育て支援センター |
| 保育士等の人材育成と確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●市保育連盟主催による保育士研修会を定期的に行い、保育士の資質の向上を図ります。 ●保育サービスの拡充と併せ、臨時保育士及び保育補助員登録制度による安定的な人材確保に努めます。 | 子育て支援センター |
| 教育・保育施設の整備と機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援施設の整備方針に基づき、保育施設の老朽化及び耐震化対策をはじめ、認定こども園の設置等、適切な子育て環境を確保し、安全で安心して預けられる環境整備と合わせ、効率的な事業の運営を図ります。 | 子育て支援センター |

(2) 地域における子育て支援事業の充実

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|---------------------------|--|--------------------|
| 家庭教育・子育て支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●みんなで支え合う子育て支援社会を目指し、家庭をはじめ社会全体で教育や子育てに取り組むことができるよう、家庭教育・幼児教育についての講座開催等の学習機会の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 教育・保育事業の充実 (※再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労等により、平日昼間、家庭で保育できない乳幼児や3歳以上のすべての子どもが集団で教育・保育が受けられる環境を確保します。 | 子育て支援センター (保育園) |
| 特別保育事業 (延長保育) (※再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間後に延長して保育を実施し、仕事と子育ての両立を支援します。 | 子育て支援センター (保育園) |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | <ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業は、保護者が昼間仕事等で家庭にいない小学校1年～3年までの児童を対象に、学校等を利用して放課後や夏休み等の長期休業中に実施しているものです。 適切な遊びや学習、生活の場を提供して、児童の健全育成を図っています。 ●今後、対象を6年生まで拡大するとともに、学校や児童館との連携をより一層深め事業の充実に努めます。 | 生涯学習課 |

(3) 経済的支援の充実

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 児童手当 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、12歳到達後最初の3月31日(小学校修了前)までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。 | 社会福祉課 |
| 児童扶養手当 (再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ●父母が婚姻を解消した時や父が死亡した時等、児童を監護している父若しくは母、または養育者に児童扶養手当を支給します。 | 社会福祉課 |

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|----------------------|---|-----------|
| 特別児童 扶養手当 (再掲) | ●20歳未満の精神または身体に障害のある児童を監護している父若しくは母、または養育者に特別児童扶養手当を支給します。 | 社会福祉課 |
| 障害児福祉手当 (再掲) | ●在宅の20歳未満の身体・知的または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障がいのある児童に障害児福祉手当を支給します。 | 社会福祉課 |
| 乳幼児等医療費 の助成 | ●0歳～小学校3年生を対象に医療費を一部助成し、疾病の早期発見と治療を促すことにより、子どもの健康管理と適正な医療の確保を図ります。 | 保健医療課 |
| 未熟児養育 医療費の助成 | ●身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を公費により負担します。 | 保健医療課 |
| ひとり親等 医療費の助成 | ○ひとり親家庭の父また母及び児童を対象に、医療費の一部を助成し、保健の向上と生活の安定を図ります。 | 保健医療課 |
| 重度心身障害者 医療費の助成 | ○重度心身障害者を対象に医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ります。 | 保健医療課 |
| 保育料の減免 | ●18歳未満の子(18歳到達後最初の年度末までの間にある子)を現に3人以上扶養している世帯の第3子以降の児童の保育料無料化を継続して実施します。 ●国に準じて同一世帯からの2人以上の入園児の保育料を半額に軽減します。 その他障害のある児童に対する保育料の減免等経済的な負担を軽減します。 | 子育て支援センター |

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

江田島市男女共同参画基本計画との施策連携を図り、仕事と家庭生活の両立に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた事業所等への働きかけ等、関係機関と連携し、様々な施策に取り組みます。

また、家庭内でのコミュニケーションや男性の家事参加への働きかけ等、家庭や職場における啓発や学習機会の充実を図ります。

(1) 就労環境の整備

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|-------------------|--|-----------|
| にこにこママの再就職支援相談 | ●再就職支援相談では、ハローワーク(マザーズハローワーク)と連携し、求人情報の提供だけでなく、就労に関する法律や保育サービス等、働くことに必要な情報の提供や早期就職に向けて計画的にサポートします。 | 子育て支援センター |
| 育児休業制度の普及・推進 | ●育児休業制度の普及啓発を図るよう、事業主に働きかけ、就業者の制度活用について広報等を通じて啓発します。特にそれぞれの職場で、男女が平等に制度を活用できる環境づくりを率先して推進します。 | 人権推進課 |
| 産休・育休後の保育所等の円滑な利用 | ●産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。 ●育児休業満了時から、保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、対象者の利用希望の把握に努めます。利用希望を踏まえて、保育施設との調整をはじめ、保育士等人材の確保等、計画的な受け入れ体制の構築を図ります。 | 子育て支援センター |

(2) 男女共同参画意識の啓発

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|--------------------|--|-----------|
| 男女共同参画社会の実現のための啓発 | ●固定的な男女の役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現に向け、家庭・職場・地域等のあらゆる場で啓発活動を推進します。 | 人権推進課 |
| 男性の家事・育児への参加の促進・支援 | ●男性の家事・育児への参加を促進・支援するため、男性の生活自立や子育てを支援する学習機会を提供し、学習内容の充実を図ります。 | 子育て支援センター |

【基本目標3】子どもの生きる力を育てる環境づくり

6 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

地域で活動する人材や各種団体との連携を強化し、異世代交流の場や親子が気軽に体験活動等に参加できる機会づくりを充実します。また、スポーツ活動や文化活動を促進し、子どもの健全育成を図ります。

(1) 多様な体験・ふれあいの機会づくり

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|--------------------|--|----------------|
| にこ♡にこ ひろば | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者に絵本の読み聞かせ、手遊び、指遊び、歌等、子どもへの関わりやコミュニケーションの重要性、乳幼児期に最も必要な親子のスキンシップ等、誉めて育てることの重要性を普及啓発します。 | 子育て支援センター |
| 公民館活動 | <ul style="list-style-type: none"> ●公民館では、家庭教育・子育て講座等、親と子を対象に、料理教室やお菓子作り教室、英単語等用いた異文化交流遊び等、親子で一緒に体験できる講座を開催します。 ●地域の伝統行事等、自治会をはじめ、老人クラブや女性会等、各団体と協力し、世代間交流を進めます。 | 生涯学習課 (公民館) |
| ゲストティーチャーを活用した体験活動 | <ul style="list-style-type: none"> ●総合的な学習の時間をはじめ、各教科、道徳の授業を通して、地域の人材をゲストティーチャーとして活用し、体験活動を授業に活かします。 | 学校教育課 |
| 絵本の読み聞かせ | <ul style="list-style-type: none"> ●図書館では、「読書会」「読み聞かせ会」等を実施することにより、親子のきずなを育むとともに、幼い頃から絵本に親しむことができるような環境づくりを推進します。 ●乳幼児健診等の待ち時間等を利用して、出前の読み聞かせ活動を展開します。 | 生涯学習課 (図書館) |
| 江田島市子ども会連合会 | <ul style="list-style-type: none"> ●各小学校区の子ども会活動を支援するとともに、平和学習、ドッチビー大会、リーダー研修会等を実施し、子どもの健全育成事業の推進と指導者の研修機会の充実を図ります。 | 生涯学習課 |

(2) 健全育成の推進

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|----------------------|---|----------------------------------|
| スポーツ少年団 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ少年団が行う各種スポーツ活動等に対して補助金を交付し、活動を支援します。スポーツ少年団活動を通して、青少年の健全育成に努めます。 | 生涯学習課 |
| 江田島市美術展 | <ul style="list-style-type: none"> ●文化の日（11/3）を中心に文化芸術活動を推進します。出品作品等が少ない（写真・彫塑工芸部門）部門の見直し（規定・ジャンル範囲設定）を行い、充実に努めます。 | 生涯学習課 |
| 公民館活動 （再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ●公民館では、家庭教育・子育て講座等、親と子を対象に、料理教室やおかし作り教室、英単語等用いた異文化交流遊び等、親子で一緒に体験できる講座を開催します。 ●地域の伝統行事等、自治会をはじめ、老人クラブや女性会等、各団体と協力し、世代間交流を進めます。 | 生涯学習課 （公民館） |
| 絵本の 読み聞かせ （再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ●図書館では、「読書会」「読み聞かせ会」等を実施することにより、親子のきずなを育むとともに、幼い頃から絵本に親しむことができるような環境づくりを推進します。 ●乳幼児健診等の待ち時間等を利用して、出前の読み聞かせ活動を展開します。 | 生涯学習課 （図書館） |
| 「夏休み自然・ 科学体験教室」 | <ul style="list-style-type: none"> ●夏休み自然・科学体験教室は、小学生を対象に「ふるさと江田島市」の自然を観察し、科学する体験を通じて、「ふるさと」を大切にすることを目的として大柿自然環境体験学習交流館（さとうみ科学館）で実施します。 ●「ふるさとの自然」と「科学のおもしろさ」をキーワードに、プログラム内容を工夫しながら継続して実施します。 | 学校教育課 （大柿自然 環境体験学 習交流館） |
| プール一般開放 事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●夏休み期間中にプールの一般開放を行い、子どもの健全な心身の育成と体力づくりに努めます。 ●安心して利用できるよう運営管理の委託業者の選定を十分精査し、実施します。 | 生涯学習課 |
| 家庭教育支援 事業 （再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ●広島県家庭教育応援プロジェクト事業の一つである「親の力」を学ぶ「小規模な子育て講座」を開催し、プログラムに沿った、ワークシートの活用や参加者の自由な発想による家庭教育支援事業を展開します。 ●講座終了後に個別相談を行い、内容によって専門部署等に紹介する等、継続して実施します。 | 生涯学習課 |

7 教育環境の充実

子どもが個性を發揮し、伸び伸びとゆとりある生活を送れるよう、きめ細かな教育の推進とともに、キャリア教育の推進や家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを支援します。

(1) 学校教育の充実

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|--------------------------|--|-------|
| 児童生徒の 学力向上を 図る取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ●基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る等、学力向上を図るための取り組みを支援します。 ●広島県「基礎・基本」定着状況調査等の学力調査を活用して授業改善を図る等、市全体の学力向上に努めます。 | 学校教育課 |
| 学校経営の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●各小・中学校の学校経営を支援することにより一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ります。 | 学校教育課 |
| 外国語指導の 充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●ネイティブな発音や外国の異文化、習慣と慣れ親しむことを目的として、外国語指導助手（ALT）を派遣し、小学校高学年で実施される小学校外国語活動及び中学校の英語教育の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| キャリア教育の 推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒が社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育成するため、5日間の職場体験学習（キャリア・スタート・ウィーク）等の取り組みを通して、小学校からの見通しをもった発達段階に応じたキャリア教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 地域に開かれた 学校づくり | <ul style="list-style-type: none"> ●各教科や総合的な学習の時間等に地域人材をゲストティーチャーとして招く等、地域の教育力を積極的に活用し、郷土を愛する心や誇りを育みます。 ●ホームページや学校だより、校内の掲示板等で児童生徒の学習活動の様子をお知らせし、また、地域公開授業を行う等地域に開かれた学校教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 児童生徒の 安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校生活や登下校等での、犯罪や事故等から子どもが危険にさらされないよう、安全教育を推進し、安全・安心な学校教育に努めます。 ●また、家庭・地域・学校相互の情報交換等により、地域の協力を得ながら安全性の向上を図ります。 | 学校教育課 |

【基本目標4】親子が健やかに育つ環境づくり

8 親子の健康づくりと食育の推進

安全・安心な妊娠・出産のため、妊婦一般健康診査をはじめ、第2次健康江田島21計画との施策連携を図りながら、様々な機会に相談や情報提供を行います。

妊娠中から出産前後にかけて、育児や子どもの発育に関する正しい知識を普及し、母親の不安の解消に努めます。

親子が共に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけられるよう、家庭や地域、学校、行政がそれぞれの役割を明確にしなが、協働して食育の推進に取り組みます。

乳幼児期から望ましい食生活の習慣の確立に向けて、正しい食事の摂り方や食習慣の定着を図るため、食育の普及啓発活動を推進し、食に関する様々な体験を通じて、親子や子ども同士のふれあいを高めながら、食育の推進を図ります。

(1) 安心・安全な妊娠・出産期の支援

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|-------------------------|---|------------------|
| 母子健康手帳 交付 | ●安全な妊娠・出産のための情報提供や妊娠・出産・子育てに関する一貫した記録等、母子の健康管理に活用するための母子健康手帳を交付し、母子保健事業を推進します。 | 保健医療課 |
| 妊婦一般・歯科 健康診査 | ●妊婦健康診査は、医療機関に委託して実施しています。異常の早期発見、早期治療を図り、母子ともに健康で安心した出産ができるよう、受診を勧奨し、母体の健康管理を支援します。 ●里帰り分娩のため、県外で妊婦一般健康診査を受ける対象者に、費用を償還払いしています。 | 保健医療課 |
| マタニティ・ ママ♡パパ スクール | ●パートナーの妊婦疑似体験や、母乳育児へスムーズに移行できるよう、妊娠中からのおっぱいマッサージの指導やお産の経過、赤ちゃんのお風呂の入れ方等を指導します。 | 保健医療課 |
| 訪問指導 | ●妊産婦や乳幼児のいる家庭に必要な応じて保健師が訪問し、子育てや発育・発達等相談支援を行います。 | 保健医療課 |
| カンガルー くらぶ | ●妊婦とその家族を対象に、絵本の読み聞かせや音楽鑑賞を通して、妊娠中の心の安定を支援します。 | 生涯学習課 (能美図書館) |

(2) 乳幼児の健康づくり

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| こんにちは 赤ちゃん 訪問事業 | ●担当地区の母子保健推進員が、生後4か月までの赤ちゃんを訪問し、家庭での健やかな育児を支援します。 | 保健医療課 |
| 乳幼児 健診・相談 | ●疾病の早期発見，発達の促進，育児支援等を目的に，3～5か月児，1歳6か月児，3歳6か月児，5歳児を対象に健診・健康相談を実施しています。 | 保健医療課 |
| 育児教室 (再掲) | ●季節に応じた健康対策，健康づくりについての知識の普及を図ります。健康相談を設け，健診以外での健康管理や要観察者のフォローの場として内容の充実に努めます。育児者の育児についての不安解消に努めます。 | 保健医療課 |
| 離乳食教室 | ●保健師，栄養士による離乳食の必要性，進め方，作り方等の指導を行い，試食の機会を提供し，健全な食生活の改善と習慣付けを支援します。 | 保健医療課 |
| 歯科保健の充実 | ●健診等で歯科衛生士による指導や相談をはじめ，フッ素塗布を実施します。各事業で生活習慣や予防処置の普及啓発を図り，歯科保健の向上のための個別指導にも努めます。 | 保健医療課 |

(3) 食育の推進

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|----------------|--|--------------------|
| 親子を対象とした食育教室 | ○親子で料理することを通じて，食への関心と親子のふれあいを深め，望ましい食習慣の定着を図ります。 | 保健医療課 学校教育課 |
| 園児を対象とした食育教室 | ○食に関する指導を通じて，食事の大切さや食べる楽しさを体感し，望ましい食習慣の形成に努めます。 | 保健医療課 子育て支援センター |
| 小中学生を対象とした食育教室 | ○授業や地域で行う食育教室において，食に関する指導を行い，望ましい食習慣の形成に努めます。 | 学校教育課 保健医療課 |

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|--------------------|--|-------------------------|
| 給食試食会の実施 | ○保育施設及び学校において、保護者へ食育指導を行い、家庭と保育施設及び学校が一体となり、望ましい食生活の実践ができるよう努めます。 | 学校教育課 子育て支援センター |
| 食育だより等を活用した食育の啓発活動 | ○家庭で食育が実践できるよう、保護者に向けた食に関する情報提供に努めます。 | 学校教育課 子育て支援センター |
| 菜園活動を通じた食育の推進 | ○栽培や収穫体験を通じて、食への関心を高め、自然への恵みや食べ物の大切さを知り、豊かな人間性の形成を図ります。また、こうした取り組みを保護者に伝え、家庭においても食育が進められるよう努めます。 | 学校教育課 子育て支援センター |
| 給食を活用した食育の推進 | ○給食に地場産物を活用したり、伝承料理を取り入れることで、地域の自然や食文化など食への学びを深める取り組みを推進します。 | 学校教育課 子育て支援センター |
| 農漁業体験を通じた食育事業 | ○農漁業体験を通して、農漁業への理解を深め、特産品や食文化など地元の良さを知り、食の興味や関心を高める場とします | 学校教育課 農林水産課 保健医療課 |

(4) 小児医療の充実

| ◆主な取り組み◆ | | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 小児救急医療体制の整備 | ●呉二次保健医療圏の病院群が共同連携して、病院群輪番制方式による、第二次救急医療施設を整備し、休日夜間急患センター、市内での日祭日の在宅当番医療制等の診療体制を整え、休日及び夜間の入院治療を必要とする重症患者の医療の確保に努めます。 | 保健医療課 |

第5章 子育て支援施設の整備方針について

【1】施設整備の基本的な考え方

1 背景

就学前における教育・保育の提供は、子どもが初めて集団生活を通じた、人との関わり方を学ぶ、きわめて大切な時期です。

このため、保育園等の教育・保育施設は、子どもの成長に大きな影響を与え、生涯にわたる人間形成を築く上で大切な場所となります。

本市では、少子高齢化や人口減少の急速な進行により、一定規模の集団生活を確保できない施設を廃止する等、社会環境の変化に対応してきましたが、長期的に見ると人口の減少傾向は改善されず、これと併せ保育施設での児童数も減少することが予想されます。

一方、今回のニーズ調査では、保護者の保育施設に対する関心は高く、共働き家庭の増加等家庭環境の変化に伴い、幼児期から保育施設での適切な対応が求められています。

2 適切な規模での集団による教育・保育

子どもの育ちを第一に考えた場合、適切な規模で集団生活を送り、様々な体験を重ねることは、生涯にわたる社会生活を過ごす上で大切な基礎となります。

一般的に大規模な施設での集団生活であれば、子どもとの丁寧な関わりができにくくなり、個別的な支えが必要な子どもへ目が行き届きにくくなる等の問題が懸念されます。

他方、小規模な集団生活であれば、子どもとの丁寧な関わりができることで、きめ細かい教育・保育が可能である反面、人間関係の固定化や行事等の縮小等のデメリットがあります。

こうしたことから、より良い環境で教育・保育が受けられるよう、適切な規模での集団生活を確保し、子どもの社会性・人間性の発達に寄与するための様々な条件を整えていくことに重点を置いた教育・保育環境を確保します。

子どもが過ごす大切な時期に、誰もが等しく教育・保育を受けられることができる環境を整えるとともに、保護者からの多様なニーズに対応できる体制を築くため、入園児童数の推移や現在の施設の状況を踏まえながら、計画的にすべての保育施設を適正な規模とする再編を進め、施設・サービスの両面から、安心して生み育てる環境づくりを進めることとします。

基本方針

- 保育施設の状態（老朽度・耐震性）を把握した上で、地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本条件として「1小学校区に1保育施設」とする保育施設の再編整備を進めます。
- 保育士と小学校教員の連携を図り、子ども一人ひとりにとって最善の利益が図られる、きめ細かな配慮を可能とする仕組みづくりを構築します。
- 保育施設の再編整備と併せ、地域における「遊び場の確保」や、同年齢・異年齢の子どもが集団で遊ぶことができる環境づくりを推進します。

3 利用者の視点に立った子育て支援機能の充実

子育て中の保護者は、様々な不安や負担を抱えており、ニーズ調査やグループインタビュー調査の結果から、その不安や悩みは多岐にわたっています。

本市では、子育て支援センターが、子育て家庭に対する相談機能を担っていますが、さらに、地域の中で新たな子育て支援の拠点を整備し、子育てに不安を感じる保護者が地域で孤立しないよう、気軽に相談や交流のできる場を確保し、互いに助け合える環境づくりを進めます。

基本方針

- 子育て中の保護者が気軽に集い、交流を深める施設として、子育て支援の「核」となる多様な機能（教育・保育の機能、子育て支援センターとしての機能、医療機関との連携等）を有する複合型子育て支援センターの設置を検討します。
- 保育施設が、保護者や地域にとって、愛着ある身近な施設となるよう、認定こども園に、子育て情報の発信や相談機能を有する集いの場「子育て支援室」を併設し、多様な人材を活用した、子育て支援機能のあり方を検討します。

4 認定こども園の設置推進

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、教育・保育の一体的な充実を図ることができます。

また、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。

本市では、すべての3歳以上の子どもに集団生活の場を確保し、就学前の体験や経験を踏まえ、小学校へのスムーズな就学移行を目指します。

さらに、園児数の減少等により非効率的な運営となっている保育園を集約することで、適切な規模の集団生活を維持する仕組みを確保します。

基本方針

- 平成27年度の新制度に向けて、10か所の保育園のうち3園を認定こども園に移行します。
- 認定こども園の設置により、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援できる体制づくりを推進します。
- 子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。
- 同一地域で、一貫した教育を受けることで、年長児クラスがそのまま小学校へ移行できる等、地域や学校を通じた郷土意識の醸成を図ります。
- 認定こども園の移行と合わせ、既存施設の老朽化・耐震化対策を図り、子どもにとって安全で保護者にとって安心して預けられる環境を確保します。

【2】施設整備の方向

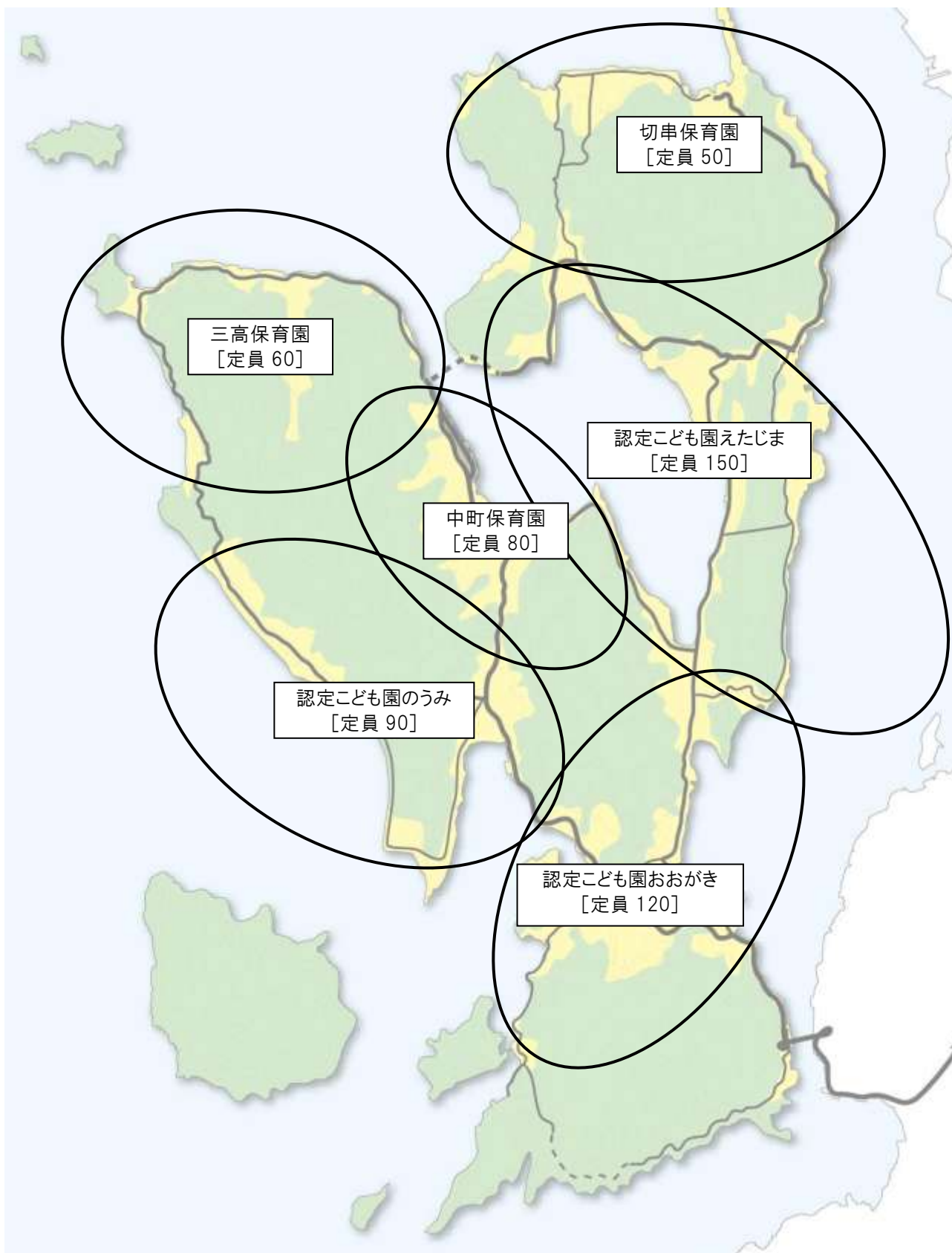
1 施設整備の進め方

- 最優先課題である3歳以上のすべての子どもを受け入れる環境を確保するため、平成27年度に向けて、3か所の保育園を「保育所型認定こども園」に移行し、入園児童の増加に対応します。
- 既存の保育施設の状態を把握したうえで、「1小学校区に1保育施設」を基本とする全体計画を検討し、計画的に再編整備を進めます。
- 施設整備に要する費用を財政計画に反映させ、財源を確保した上で、施設の状態に応じて大規模改修、駐車場整備、増築・新築等の整備を図ります。
- 適正配置が完了するまでの間は、既存の保育園、子育て支援センター及び児童館の運営を継続し、再編整備と併せて保育サービスの拡充を図ります。

【保育施設の再編整備計画(案)】

| 小学校区 | 区域内保育園 | | 方針 | 将来計画(仮称) |
|---------|-------------------------|--------|----|------------|
| 江田島小学校区 | 江田島保育園 | 新規施設整備 | 集約 | 認定こども園えたじま |
| | 小用保育園 (平成27年度認定こども園) | | | |
| | 宮ノ原保育園 | | | |
| | 飛渡瀬保育園 | | | |
| 切串小学校区 | 切串保育園 | 大規模改修 | 継続 | 切串保育園 |
| 鹿川小学校区 | 鹿川保育園 (平成27年度認定こども園) | 大規模改修 | 継続 | 認定こども園のうみ |
| 中町小学校区 | 中町保育園 | 大規模改修 | 継続 | 中町保育園 |
| 三高小学校区 | 三高保育園 | | 継続 | 三高保育園 |
| 大古小学校区 | 大古保育園 (平成27年度認定こども園) | 拡張施設整備 | 集約 | 認定こども園おおがき |
| | 柿浦保育園 | | | |

保育施設再編整備計画図（案）



2 職員の配置等について

- 集団生活を通じて、子ども同士が刺激し合える教育環境を確保します。
- 職員配置に際し、園行事の開催、保護者対応及び事務負担を考慮した一定規模のクラス編制を進めます。
- 特別な支援を要する児童については職員の加配を検討します。
- 認定こども園に移行する保育園については、保護者の就労に関わりなくすべての子どもを受け入れ可能な、教育・保育を提供するための体制づくり（職員教育、施設及び教育・保育事業の充実）を推進します。
- 毎年度、入園希望状況を取りまとめ、保護者や地域住民の理解を得ながら、運営のあり方について協議ができる体制づくりを進めます。

◆認定こども園における体制づくり◆

| | |
|----------|--|
| 職員配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児については、保育園と同様の体制 ・ 3～5歳児については、年齢ごとに担任を配置し、1号・2号認定の子どもの一体的な教育・保育を提供 |
| 職員資格 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児については、保育士資格保有者 ・ 3～5歳児については、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいが、学級担任には幼稚園教諭免許の保有者、保育認定子どもへの対応については保育士資格の保有者を原則としつつ、片方の資格しか有しない者を排除しないよう配慮 |
| 教育・保育の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育要領と保育園保育指針を基に園ごとの保育計画を作成し、目標が達成されるための内容を提供 ・ 施設の利用開始年齢の違いや、利用時間の長短の違い等の事情に配慮 ・ 教育・保育の一体的運用の観点から、全体計画を編成 ・ 小学校教育への円滑な接続（スムーズな就学移行）に配慮 ・ 園独自のカリキュラムの導入を検討 |
| 子育て支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターの分室機能として、情報提供と相談機能を備え、気軽に来園しやすい環境に配慮 ・ 様々な地域の人材や社会資源を活用 |

3 教育・保育事業の充実とより一層の質の向上

- 保育園の入園要件を満たさない家庭からの受け入れ要望にも柔軟に対応できる施設を整備します。
- 認定こども園には子育て支援機能を備え、地域との連携を図り、地域の人材を活用した支援のあり方を検討します。
- 医療機関との連携を図り、病児・病後児保育の受け入れ体制について検討する場を確保します。
- 延長保育・一時保育，土曜保育事業を促進し，保護者の多様な就労環境への対応を図ります。
- 乳児・未満児保育（0～2歳）のニーズ対応を視野に入れた保育士の確保と，保育補助者の参画を推進します。
- 公園の併設や新たな遊具の設置を進め，保育時間外の遊び場の提供を図ります。
- 保育施設は，将来を担う大切な子どもたちに最大の利益が得られるよう，子どもの視点に立った運営に努めます。



第6章 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策

【1】子ども・子育て支援新制度の概要

1 制度の目的

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律「子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）」に基づく新たな制度で、平成27年4月から本格施行が予定されています。

新制度では、すべての子どもに良質な子育て環境を保障するとともに、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、市町が実施主体となって計画的に子育て支援施策を進めます。

子ども・子育て関連3法（再掲）

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2 施設や事業等について

新制度における子育て支援サービスは、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの事業に区分されています。

さらに、教育・保育給付は（1）施設型給付^{注1}（2）地域型保育給付^{注2}（3）児童手当に区分され、地域の実情に照らした事業の展開が期待されています。

| 教育・保育給付 | 地域子ども・子育て支援事業 |
|---|--|
| <p>（1）施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none">・認可保育園・認定こども園 幼稚園を通じた共通の給付 <p>（2）地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭的保育・小規模保育 居宅訪問型保育・事業所内保育 への給付 <p>（3）児童手当</p> | <ul style="list-style-type: none">・利用者支援・地域子育て支援拠点事業・一時預かり・乳児家庭全戸訪問事業等13の事業が規定されています。 <p>※これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。</p> |
| <p>※子ども・子育て支援法以外の事業</p> <ul style="list-style-type: none">・私立認可保育園（現行制度のまま、市町が保育園に委託費を支払い、利用者からの料金徴収も市町が行います。）・新制度へ移行しない私立幼稚園（事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費を受けます。） | |

注1：県が認可して市町が確認をします。

注2：市町が認可・確認をします。

市では、保護者から（ア）施設型給付及び（イ）地域型保育給付の申請に基づき、客観的基準に照らして、保育の必要性を認定（認定区分）し、給付することになります（子ども・子育て支援法 19 条）。

なお、給付費は確実に子育て支援に使われるようにするため、本来は保護者に対して支払われる給付を法定代理受領として、各施設が代理として市町村等に請求する形になります。

【法定代理受領とは】

・給付費を受け取るのは利用者となっているが、利用者が保育施設に費用の全額を支払った後に給付費を受け取る場合、利用者は一時的に大きな負担が求められることから、市町村が代理として保育施設に支払いを行うことができる制度です。

（１）施設型給付の種類

施設型給付とは、認可保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。

認可保育園、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

本市では、すべての子どもの受け入れが教育・保育施設により対応できるよう体制を整え、一定規模の集団生活の場を提供することで、スムーズな就学移行を図ります。

| 施設区分 | 内容 | 児童年齢 | 利用できる保護者 |
|---------------------|-----------------------------------|------|--|
| 幼稚園 ^注 | ・小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う「学校」 | 3～5歳 | ・制限無し |
| 保育園 | ・就労等のため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設 | 0～5歳 | ・共働き世帯等、家庭で保育のできない保護者 |
| 認定こども園 ^注 | ・幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設 | 0～5歳 | ・保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育を一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注) 0～2歳児については、保育園と同じ要件となります。 |

注：本市には幼稚園及び認定こども園はありません(平成 26 年7月現在)。

(2) 地域型保育給付の種類

地域型保育事業は、原則0～2歳の子どもを事業形態により、少人数の単位で実施する事業で、次の4事業類型があります。

| 事業類型 | 形態 | 規模 | 場所 |
|-----------|--------------------------------------|--|----------------------|
| 家庭的保育事業 | 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施 | 少人数(家庭的保育者1人につき子ども3人以下。ただし、家庭的保育補助者がいる場合は、子ども5人以下。) | 家庭的保育者の居宅、その他様々なスペース |
| 小規模保育事業 | 比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施 | 6～19人まで A型：保育園分園に近いもの B型：A型とC型の中間 C型：家庭的保育に近いもの | 多様なスペース |
| 居宅訪問型保育事業 | 障害・疾患等で個別のケアが必要な場合の保育を実施 | 家庭的保育者1人につき子ども1人 | 利用する子どもの居宅 |
| 事業所内保育事業 | 事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもの保育を一緒に実施 | 数人～数十人程度 保育所型：利用定員20人以上 小規模型：利用定員19人以下 | 事業所 その他様々なスペース |

注：本市では地域型保育給付は、いずれも実施していません(平成26年7月現在)。



3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、それぞれの地域の実情に応じて実施する事業で、次の13の事業が定められています。

| | 事業名 | 概要 | 本市の実施状況 ^注 |
|---|---|---|-----------------------|
| 1 | 時間外保育事業 (延長保育) | 通常の保育時間を超えて、保育を実施する事業 | 17:45~18:45 で実施 |
| 2 | 放課後児童健全育成 事業 (放課後児童クラ ブ) | 仕事等で日中保護者が家庭にいない小 学校児童を対象に、授業終了後等に預か り、適切な遊びや生活の場を提供する事業 | 8か所で実施 |
| 3 | 子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステ イ) | ショートステイは、保護者の病気や出 産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席の ため、家庭において児童の養育が一時的 に困難になった場合、児童養護施設また は乳児院において子どもを一定期間預か る事業(原則7日間) トワイライトステイは、保護者が仕事 やその他の理由により、平日の夜間また は休日に不在となり、家庭において児童 の養育が一時的に困難な場合、児童養護 施設において子どもを預かる事業 | 未実施 |
| 4 | 地域子育て支援拠点 事業(子育て支援セ ンター) | 公共施設や保育園等の身近な場所で、 子育て中の親子の交流や子育てについ ての相談・情報提供等を行う事業 | 子育て支援センター (1か所)で実施 |
| 5 | 一時預かり事業 (一時保育) | 保護者の就労や求職活動、病気やけが、 出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等 により、一時的に家庭での保育が困難と なった場合、月14日以内を限度に保育 園で預かる事業 | 保育園4か所で実施 |
| 6 | 病児・病後児保育事 業 | 病気やけがの児童(病児)及び回復期 にある児童(病後児)を、専用の保育室 で看護師・保育士等が一時的に保育等 を実施する事業 | 未実施 |

| | 事業名 | 概要 | 本市の実施状況 ^注 |
|----|----------------------------|---|-----------------------------|
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業 | 育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動に関する連絡調整を行う事業 | 社会福祉協議会が類似事業として「しおかぜネット」を実施 |
| 8 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業 | 「こんにちは赤ちゃん事業」を実施中 |
| 9 | 妊婦健康診査 | 妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況等を確認するための健康診査にかかる費用の一部を負担する事業 | 実施中 |
| 10 | 養育支援訪問事業 | 養育支援が必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業 （例）若年妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭等 | 未実施 |
| 11 | 利用者支援事業 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡や調整等を実施する事業 | 未実施 |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業 | 未実施 |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 民間事業者等による多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置、または運営を促進するための事業 | 未実施 |

注：平成26年7月現在

4. 保育の必要性の認定区分

子ども・子育て支援法では、保育を必要とする事由により子ども一人ひとりについて「保育の必要性があるか」を客観的判断で認定することになります。

(1) 新制度における認定区分

| 認定区分 | 児童年齢 | 認定内容 | 利用できる施設 | 利用時間 |
|------|-------------|----------|---------------|--------|
| 1号認定 | 満3歳以上 | 教育標準時間認定 | 認定こども園* | 4時間程度 |
| 2号認定 | 満3歳以上 | 保育標準時間認定 | 保育園または認定こども園* | 11時間程度 |
| | | 保育短時間認定 | | 8時間程度 |
| 3号認定 | 満3歳未満(0~2歳) | 保育標準時間認定 | 保育園または認定こども園* | 11時間程度 |
| | | 保育短時間認定 | | 8時間程度 |

※平成27年4月に認定こども園を開園する予定です。

(2) 保育を必要とする事由について

| | |
|-------------|---|
| 1. 保育が必要な事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働等、基本的にすべての就労を含む） ・ 妊娠・出産 ・ 疾病、障害 ・ 長期にわたる同居等の親族の常時介護 ・ 災害復旧 ・ 求職活動（起業準備を含む） ・ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ・ 虐待やDVのおそれがあること ・ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ・ その他、上記に類すると市長が認める状態 <p>※同居の親族等が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。</p> |
| 2. 保育の必要量 | <p>保育利用時間については、保育を必要とする時間により、次の2区分に分かれます。</p> <p>a. 「保育標準時間」利用（11時間程度） →保護者がフルタイムで就労している場合等</p> <p>b. 「保育短時間」利用（8時間程度） →保護者がパートタイムで就労している場合等</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>3. 優先利用基準</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯，ひとり親家庭等 ・生計中心者の失業により，就労の必要性が高い場合 ・虐待やDVのおそれがある場合 ・育児休業明け ・子どもが障害を有する場合 ・兄妹姉妹が同一の保育施設を利用する場合 ・地域型保育事業の卒園児童 ・その他市長が認める事由 <p>(保護者の疾病，障害の状況及び経済状況の考慮・人材確保・育成，就業継続等の観点から，保育士等の子どもの利用への配慮・放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用へ配慮)</p> |
|------------------|---|

「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格導入されることから、国では広く国民に周知するためにシンボルマークを作成しました。

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ててほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ててほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で誰もが安心して子育てができ、「子どもの善意の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。



(内閣府 HP「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについてより抜粋)

【2】教育・保育提供区域の考え方

1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定に当たり、地理的な条件、人口、交通事情、社会的な条件、保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの見込量に対する確保方策を検討することが求められています。

なお、区域設定については、小学校区単位、中学校区単位、合併前の旧市町村単位、市町単位（市町全域を1つの区域として設定する）等地域の実情に応じた区域を検討することとなっています。

2 本市における区域設定の考え方

本市の区域を設定するに当たっては、現在の保育施設の配置状況、利用の実態、人口の分布状況等を分析した結果、市域全体を1つのサービス提供区域とし、市域全体で需給調整を図ることとします。

■区域設定における検討内容

○既存の保育園に通園している児童の実態は、比較的広範囲な地域から通園している状況が見受けられること。

○地域によって対象児童の人口が少なく、施設利用の見込量が非常に少ないこと。

○入所児童数が減少し、統廃合を検討する必要性が発生した場合、当該地域の残り少ない保育ニーズについては、広域的に調整していく必要があること。

（地域ごとに確保方策を定めると、僅かな保育ニーズのために大きな施設整備が必要となり、財政面や人員配置等の観点から対応が困難である可能性が高いこと）

教育・保育提供区域 = 『市域全体』



【3】子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、各年度に必要な支援事業の「量の見込み（以下「見込量」と表記）」を算出し、それに対応できる提供体制の確保が求められています。

見込量の算出に当たっては、現在実施している各事業の実績やニーズ調査の結果を踏まえて算出します。

1. 教育・保育事業の実績値及び見込量（総括表）

単位(人)

| | 認定区分 | 実績 | | 見込み 平成26年度 | 見込量 | | | | |
|--------------------------|------|--------|--------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 幼稚園・認定こども園（3歳以上）① | 1～2号 | — | — | — | 39 | 35 | 34 | 31 | 30 |
| 幼稚園・認定こども園（3歳以上教育希望） | 1号 | — | — | — | 39 | 35 | 34 | 31 | 30 |
| 幼稚園・認定こども園（要保育3歳以上教育希望） | 2号 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保育園・認定こども園（3歳以上保育希望）② | 2号 | 378 | 384 | 368 | 334 | 300 | 288 | 265 | 259 |
| 保育園・認定こども園＋地域型保育（0～2歳児）③ | 3号 | 146 | 141 | 113 | 154 | 150 | 144 | 139 | 133 |
| 保育園・認定こども園＋地域型保育（0歳児） | 3号 | 28 | 24 | 7 | 43 | 41 | 38 | 37 | 34 |
| 保育園・認定こども園＋地域型保育（1～2歳児） | 3号 | 118 | 117 | 106 | 111 | 109 | 106 | 102 | 99 |
| 施設利用者合計④＝①＋②＋③ | | 524 | 525 | 481 | 527 | 485 | 466 | 435 | 422 |
| 0～5歳人口※⑤ | | 893 | 847 | 813 | 782 | 730 | 695 | 649 | 624 |
| 在宅子育て人数⑥＝⑤－④ | | 369 | 322 | 332 | 255 | 245 | 229 | 215 | 202 |

※平成26年度以降は推計値

2. 地域子ども・子育て支援事業の実績値及び見込量（総括表）

| 事業名 | | 単位 | 実績 | | 見込み | 見込量 | | | | |
|-----|--------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 1 | 時間外保育事業 （延長保育） （0～5歳） | 人 | 56 | 65 | 52 | 62 | 58 | 55 | 52 | 50 |
| 2 | 放課後児童健全育成事業（低学年） | 人 | 204 | 187 | 192 | 194 | 191 | 184 | 186 | 167 |
| | 放課後児童健全育成事業（高学年） | 人 | — | — | — | 113 | 112 | 114 | 107 | 106 |
| 3 | 子育て短期支援事業（ショートステイ）（0～5歳） | 人日 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 子育て支援センター事業 | 人回 | 13,662 | 12,918 | 12,000 | 17,352 | 16,920 | 15,996 | 15,168 | 14,340 |
| 5 | 一時預かり事業※1 （1号認定預かり保育）（3～5歳） | 人日 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一時預かり事業※1 （2号認定預かり保育）（3～5歳） | 人日 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 在宅で子育てしている家庭（0～5歳） | 人日 | 659 | 710 | — | 1,040 | 971 | 924 | 863 | 830 |
| 6 | 病児・病後児保育※2 （0歳～低学年） | 人日 | — | — | — | 120 | 112 | 107 | 100 | 96 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター※3 （低学年） | 人日 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ファミリー・サポート・センター※3 （高学年） | 人日 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 人 | 104 | 109 | 120 | 130 | 127 | 117 | 107 | 102 |
| 9 | 妊婦健康診査 | 人 | 131 | 152 | 135 | 124 | 121 | 111 | 102 | 97 |
| 10 | 養育支援訪問事業 | 人 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 11 | 利用者支援事業 | か所 | — | — | — | — | — | — | — | — |

※1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

※2 病児・病後児保育，ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

※3 積算は5歳児の意向から算出

【4】提供体制の確保の内容等

1. 幼児期の学校教育・保育の見込量と提供体制

各事業の実績やニーズ調査結果を踏まえ、各年度に必要な事業の見込量を算出し、これに対応できる体制を確保します。

(1) 幼稚園・認定こども園のニーズ（3歳以上）

| 認定区分 | 対象者 | 利用サービス |
|------------|--|--------|
| 1号認定 | 子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 | 認定こども園 |
| 2号認定（教育希望） | 子どもが満3歳以上で、共働き ^注 であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭 | 認定こども園 |

注：ひとり親家庭を含む（以下同様）

ニーズ調査の結果から平成27年度に1号認定が予想される児童の必要利用定員総数（見込量）は39人となっています。

本市に1号認定児童の受け皿となる幼稚園や認定こども園が設置されていないため、新制度施行までに既存の保育園を保育所型認定こども園としての認定を受けることで必要量を確保します。

なお、平成28年以降の見込量は緩やかな減少で推移していることから、今後需要量が増加した場合でも十分に対応できる見通しです。

| 単位（人） | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量 | 1号認定 | 39 | 35 | 34 | 31 | 30 |
| | 2号認定（教育希望） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計① | 39 | 35 | 34 | 31 | 30 |
| 確保方策（提供量） | 1号認定 | 75 | 75 | 75 | 85 | 85 |
| | 2号認定（教育希望） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計② | 75 | 75 | 75 | 85 | 85 |
| 過不足②－① | | 36 | 40 | 41 | 54 | 55 |

(2) 保育園・幼稚園・認定こども園のニーズ（3歳以上）

| 認定区分 | 対象者 | 利用サービス |
|------|-------------------|------------|
| 2号認定 | 子どもが満3歳以上で、共働き家庭等 | 保育園・認定こども園 |

ニーズ調査の結果から平成 27 年度に 2 号認定が予想される児童の必要利用定員総数（見込量）は、保育園及び認定こども園で 334 人と想定されています。

これに対する平成 27 年度の保育園及び認定こども園の 2 号認定児童の定員（3 歳以上）は 374 人を確保します。

なお、平成 28 年以降の見込量は緩やかな減少で推移していることから、今後需要量が増加した場合でも十分に対応できる見通しです。

また、第 5 章で述べた保育施設の再編整備計画を進めることで、必要量を確保しながら、一定規模での集団保育の確保と小学校就学に向けた保・小の連携を進め、継ぎ目のない安定的な提供を確保します。

| 単位（人） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 見込量① | 2号認定 | 334 | 300 | 288 | 265 | 259 |
| 確保方策② （提供量） | 2号認定 | 374 | 374 | 367 | 320 | 320 |
| 過不足②－① | | 40 | 74 | 79 | 55 | 61 |

(3) 保育園・認定こども園・地域型保育のニーズ（0～2歳児）

| 認定区分 | 対象者 | 利用サービス |
|------|-------------------|------------|
| 3号認定 | 子どもが満3歳未満で、共働き家庭等 | 保育園・認定こども園 |

ニーズ調査の結果から平成 27 年度に 3号認定が予想される児童の必要利用定員総数（見込量）は、0歳児で43人、1～2歳児は111人と想定されています。

これに対する平成 27 年度の保育園及び認定こども園の3号認定児童の定員（3歳未満）は151人を確保し、入園状況に応じて柔軟に対応します。

また、近年、女性の社会進出に伴い未満児の入園希望が増加していることから、保育士の適正配置、施設の改修等を実施することで、待機児童を発生させない体制づくりを進めます。

〈0歳児〉

| 単位（人） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------------|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 見込量① | 保育園及び認定こども園 +地域型保育 (0歳児) | 43 | 41 | 38 | 37 | 34 |
| 確保方策 (提供量) | 保育園及び認定こども園 | 44 | 44 | 42 | 40 | 40 |
| | 地域型保育事業※ | — | — | — | — | — |
| | 合計② | 44 | 44 | 42 | 40 | 40 |
| 過不足②-① | | 1 | 3 | 4 | 3 | 6 |

※小規模保育，家庭の保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

〈1～2歳児〉

| 単位（人） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------------|----------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 見込量① | 保育園及び認定こども園 +地域型保育 (1～2歳児) | 111 | 109 | 106 | 102 | 99 |
| 確保方策 (提供量) | 保育園及び認定こども園 | 107 | 107 | 106 | 105 | 105 |
| | 地域型保育事業※ | — | — | — | — | — |
| | 合計② | 107 | 107 | 106 | 105 | 105 |
| 過不足②-① | | △4 | △2 | 0 | 3 | 6 |

※小規模保育，家庭の保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

2. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制

(1) 対象事業

子ども・子育て支援法による、地域子ども・子育て支援事業のうち、次に掲げる事業について提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

| | 事業名 |
|----|--------------------------------|
| 1 | 時間外保育事業（延長保育事業） |
| 2 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |
| 3 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） |
| 4 | 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業） |
| 5 | 一時預かり事業（一時保育事業） |
| 6 | 病児・病後児保育事業 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） |
| 8 | 乳児家庭全戸訪問事業 |
| 9 | 妊婦健康診査 |
| 10 | 養育支援訪問事業 |
| 11 | 利用者支援事業（新規） |

なお、以下の2つの事業については、提供体制についての本市の方針を示しています。

| | |
|----|----------------------------|
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |

(2) 提供体制の確保の内容及びその時期

①時間外保育事業（延長保育事業）

保育園利用者を対象に、通常の保育時間を超えて保育を希望する場合に提供する事業で、現在は市内4か所の保育園で、17時45分から18時45分まで実施しています。

なお、延長保育の実施について今回のニーズ調査結果で、最も要望が高かった19時00分までの拡充を進めます。

また、延長保育を実施する施設についても保育施設の再編整備を進めながら市内全施設での実施を目指します。

| 単位（人） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量① | 62 | 58 | 55 | 52 | 50 |
| 確保方策（提供量）② | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 過不足②－① | 18 | 22 | 25 | 28 | 30 |

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校1年生～3年生の児童を対象に、授業終了後や長期休暇期間、児童の健全な育成を図る目的で市内8か所の放課後児童クラブ（学童保育）を運営しています。

今後、対象年齢の拡充や放課後対策の需要が高まることが予想され、高学年の受け入れや事業内容の充実、施設の見直し等を総合的に検討しながら提供量の確保を図ります。

〈低学年〉

| 単位（人） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量① | 194 | 191 | 184 | 186 | 167 |
| 確保方策（提供量）② | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 過不足②－① | 6 | 9 | 16 | 14 | 33 |

〈高学年〉

| 単位（人） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量① | 113 | 112 | 114 | 107 | 106 |
| 確保方策（提供量）② | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 過不足②－① | 7 | 8 | 6 | 13 | 14 |

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労等身体上、精神上、環境上等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本市では、現在、実施していませんが、保護者ニーズ等を踏まえ、今後検討していきます。

| 単位（人） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策（提供量）② | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

親子の遊び場、交流の場として提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成支援、また、子育て情報の提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

現在、本市では1か所で展開していますが、計画期間内に事業を効率化しながら、さらなる充実を図ります。

| 単位（人回/年） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量 | 12,600 | 13,230 | 13,891 | 14,585 | 15,314 |
| 実施か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策（提供量） | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 20,000 | 20,000 |

⑤一時預かり事業（一時保育事業）

冠婚葬祭・出産・仕事・病気・疲れ・看護・介護等で子どもの世話ができなくなった時、あらかじめ登録した上で、一時的な預かりを行います。

幼稚園在園児については、幼稚園が無いことから見込んでいませんが、今後、認定こども園での展開を検討します。

幼稚園在園児以外の保育園の一時保育事業については、ほぼ見込量を確保できる状況にあります。

| 単位（人日/年） | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園 在園児 対象 | 見込量① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1号認定の見込量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2号認定の見込量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策（提供量）② | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|------------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育園の 一時保 育事 業 | 見込量① | 1,000 | 971 | 924 | 863 | 830 |
| | 確保方策（提供量）② | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育園の付設の専用スペース等で一時的に預かる事業です。

本市では、現在、実施していませんが、ニーズが見込まれるため、当面、社会福祉協議会が類似事業として実施している「そよかぜネット」等との連携を図りながら対応します。

| 単位（人日/年） | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量 | 120 | 112 | 107 | 100 | 96 |
| 確保方策（提供量） | 50 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 病後児保育事業 | 30 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業） | 20 | 50 | 50 | 50 | 50 |

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての手助けが欲しい人（利用会員），子育ての手伝いをしたい人（援助会員），両方を兼ねる人（両方会員）が登録し，子育ての相互援助活動を行う事業です。

国の指針に基づき実施した，ニーズ調査及びニーズ調査結果を踏まえた見込量の推計からは，小学校就学後のニーズはありませんでした。

本市では，現在，実施していませんが，今後，ニーズの動向を踏まえながら検討していきます。

| 単位（人日/年） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 低学年 | 見込量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策（提供量） | — | — | — | — | — |
| 高学年 | 見込量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策（提供量） | — | — | — | — | — |

⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育てについての情報提供や養育環境の把握，相談・助言等の援助を行う等の目的で，生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

事業内容の充実を図りながら，継続して実施します。

| 単位（人/年） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------------|-----------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 見込量 | | 130 | 127 | 117 | 107 | 102 |
| 確保方策 （提供量） | 実施体制（人/年） | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| | 実施機関 | 江田島市保健師 母子保健推進員 | | | | |

⑨妊婦健康診査（一般健康診査）

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続して実施します。

| 単位（人/年） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------------|------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 見込量 | | 124 | 121 | 111 | 102 | 97 |
| | 健診回数（回/年）※ | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 確保方策 （提供量） | 実施体制（人/年） | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| | 実施場所 | 委託医療機関 | | | | |
| | 検査項目 | 問診・診察・尿・血液検査・超音波検査等 | | | | |
| | 実施時期 | 妊娠 23 週まで（4 週間に 1 回） 妊娠 24 週～35 週（2 週間に 1 回） 妊娠 36 週～出産まで（週に 1 回） | | | | |

※一人当たりの健診回数に、見込まれる人数を乗じたもの。

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援，育児・家事援助等）を行う事業です。

本市では、実施予定はありませんが、妊婦健診や乳児家庭訪問等の事業や、江田島市要保護児童対策地域協議会と連携して、子どもの支援に努めます。

⑪利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言等を含めた支援を行う事業です。

本市では、実施予定はありませんが、子育て支援センターの相談事業の拡充で対応していきます。

(3) その他の事業について

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、国から示される具体的な運営指針等を踏まえ、今後、実施について検討していきます。

⑬本制度への多様な主体の参入を促進する事業

子育て支援施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究の他、多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。

本市では、将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、民間事業者参入に関する情報交換や情報収集を行っていきます。



第7章 計画の推進にあたって

1 市民ニーズに基づく事業の展開

本計画では、幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保策及びその実施時期等を定めました。

計画の推進にあたっては、多様化する教育・保育事業に対する市民ニーズに的確に対応できる体制を築くため、必要なサービスの量を把握した上で、サービスの提供内容を検討し、施設整備を含む質の向上の実現を目指していきます。

2 関係機関との連携強化

本計画は、教育・保育，保健・医療，まちづくり等の広範にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内の各関係部署間の連携を強化し、全部局的に施策を推進するとともに、関係機関や関連団体，県，近隣市町とも連携・協力体制の構築を目指し、適切な計画の推進を図ります。

3 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市単独の力のみならず、市民と行政の協働により、施策を推進していく必要があります。

地域における子育て支援は、保育園や学校といった子育て支援の関係者だけが担うものではなく、市民一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想と言えます。

市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪が広がるまちづくりを推進します。

4 計画の進行管理の強化

本計画の基礎となっている「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の推進にあたっては、毎年度、各事業の振り返りを行い、実施上の問題点や課題を整理してきました。

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACTION）に基づく進行管理を、より一層強化し、常に改善を図りながら実行に移します。

また、部署間の連携や調整をこれまで以上に強化し、相互のチェック機能や専門部署の見地からみた助言，協働体制の構築を目指します。

◆江田島市子ども・子育て会議規則

平成25年6月18日

規則第19号

(趣旨)

第1条 江田島市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の所掌事務，組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては，市長の附属機関の設置に関する条例（平成16年江田島市条例第22号）第3条の規定に基づき，この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 会議は，次に掲げる事項について，調査審議する。

- (1) 江田島市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設に関する事項
- (4) 特定地域型保育事業に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 会議は，委員20人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者の中から，市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

4 委員は，再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部子育て支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◆子ども・子育て会議委員名簿

| 機関名・役職 | | 氏名 | 備考 |
|--------------|-----|---------|--------------------|
| 市民公募 | 委員 | 岡田 鈴子 | |
| 宮ノ原保育園保護者代表 | 委員 | 金丸 恵美 | 平成 26 年 3 月 20 日まで |
| 切串保育園保護者代表 | 委員 | 府川 渚 | |
| 鹿川保育園保護者代表 | 委員 | 山奥 恵 | |
| 三高保育園保護者代表 | 委員 | 宮本 恵美 | |
| 大古保育園保護者代表 | 委員 | 桑田 佳澄 | |
| 飛渡瀬保育園保護者代表 | 委員 | 三奈戸 諭可 | |
| 小学校PTA連合会会長 | 委員 | 鷹谷 直至 | |
| 小学校PTA連合会副会長 | 委員 | 今田 千絵 | |
| 子ども会連合会会長 | 委員 | 槌川 美佐子 | |
| 鹿川保育園保育士 | 委員 | 大方 由起美 | |
| 小用保育園保育士 | 委員 | 古能 智子 | |
| 江田島町主任児童委員 | 会長 | 谷本 誠一 | |
| 能美町主任児童委員 | 副会長 | 梅比良 美保子 | |
| 江田島市教育委員 | 委員 | 樋上 美由紀 | |
| 学校教育課長 | 委員 | 田中 祐二 | |
| 生涯学習課長 | 委員 | 山井 法男 | 平成 26 年 4 月 1 日から |
| 社会福祉課長 | 委員 | 谷口 修 | 平成 26 年 3 月 31 日まで |
| 社会福祉課長 | 委員 | 前田 憲浩 | 平成 26 年 4 月 1 日から |
| 政策推進課長 | 委員 | 山本 修司 | 平成 26 年 3 月 31 日まで |
| 政策推進課長 | 委員 | 仁城 靖雄 | 平成 26 年 4 月 1 日から |

江田島市子ども・子育て支援事業計画

- 発行 平成27年3月
- 発行者 広島県江田島市
- 問い合わせ先 江田島市福祉保健部子育て支援センター
〒737-2132
広島県江田島市江田島町江南二丁目8番24号
TEL (0823) 42-2852 FAX (0823) 42-3322
- 印刷 株式会社 ぎょうせい